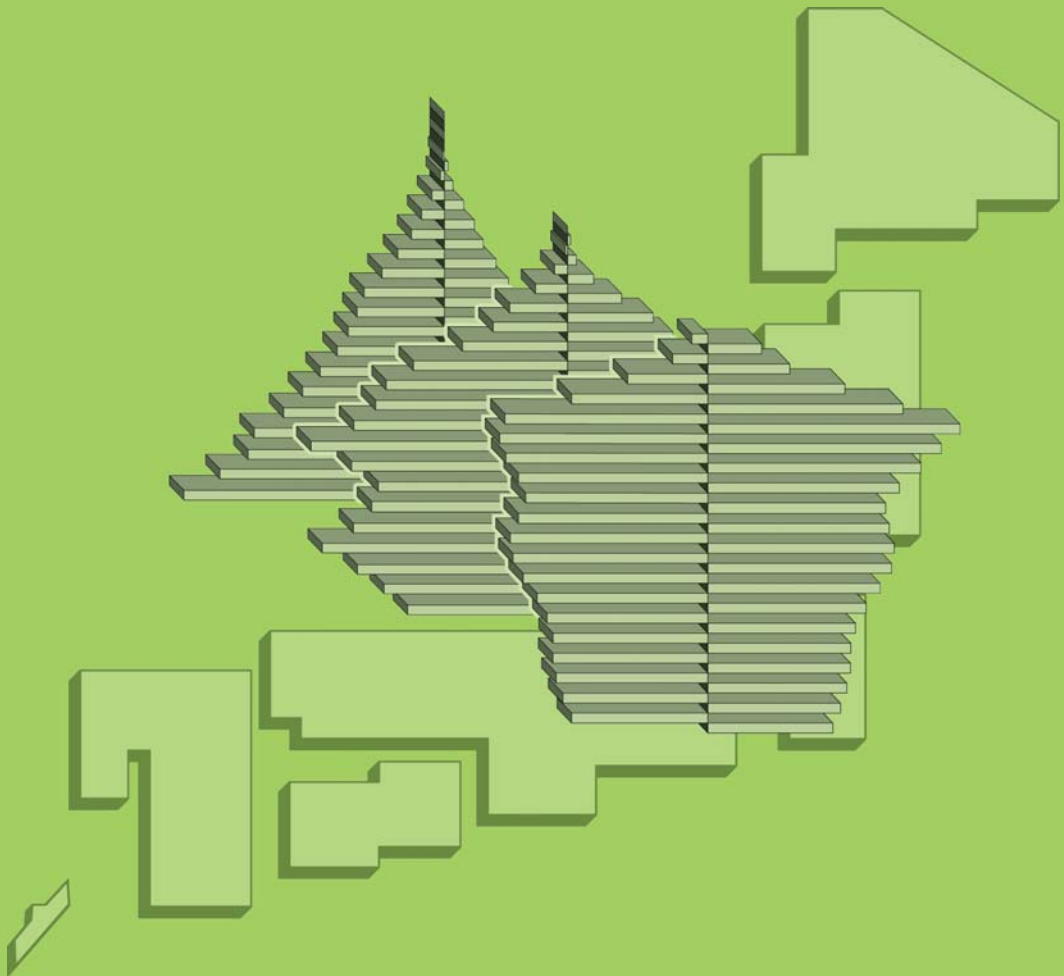


# 人口問題研究

Journal of Population Problems

第68巻第3号 2012年

特集：第16回厚生政策セミナー「東アジアの少子化のゆくえ  
—要因と政策対応の共通性と異質性を探る—



国立社会保障・人口問題研究所

## 『人口問題研究』編集規程

### I. 編集方針

研究所の機関誌として、人口問題に関する学術論文を掲載するとともに、一般への専門知識の普及をも考慮した編集を行う。

### II. 発行回数および発行形態

本誌の発行は、原則として年4回とし、3月（1号）・6月（2号）・9月（3号）・12月（4号）の刊行とする。また印刷媒体によるほか、電子媒体をホームページ上で公開する。

### III. 執筆者

執筆者は、原則として国立社会保障・人口問題研究所の職員、特別研究官、客員研究員とする。ただし、所外の研究協力者との共同研究・プロジェクトの成果については、所外の研究協力者も執筆することができる。また、編集委員会は所外の研究者に執筆を依頼することができる。

### IV. 査読制度

研究論文と研究ノートは査読を経なければならない。特集論文は、執筆者が希望する場合、査読を経るものとする。査読は編集委員会の指定する所外の査読者に依頼して行う。編集委員会は査読の結果をもって採否の決定を行う。査読済み論文は、掲載誌に査読終了の日を記載する。

### V. 著作権

掲載された論文等の著作権は原則として国立社会保障・人口問題研究所に属する。ただし、論文中で引用する文章や図表の著作権に関する問題は、著者が責任を負う。

2012年2月

# 人口問題研究

## 第68巻第3号(2012年9月)

### 特集 第16回厚生政策セミナー「東アジアの少子化のゆくえ —要因と政策対応の共通性と異質性を探る—

- 東アジアの超少子化が問いかけるもの—第16回厚生政策  
セミナーに寄せて—……………佐藤龍三郎・ 1～ 13
- 日本・東アジア・ヨーロッパの少子化—その動向・要因・  
政策対応をめぐる—……………鈴木 透・ 14～ 31
- 韓国における少子化とその政策対応……………松江暁子・ 32～ 49
- 台湾の少子化と政策対応……………伊藤正一・ 50～ 65
- 第1子出産をはさんだ就業継続、出産タイミングと夫婦の  
家事分担—北京・ソウルと日本の比較—……………永瀬伸子・ 66～ 84
- 圧縮的な家族変化と子どもの平等：日韓比較を中心に考える  
……………相馬直子・ 85～104

### 書評・紹介

- フランツ・グザファー・カウフマン著 原俊彦・魚住明代訳  
『縮減する社会—人口減少とその帰結—』(中川聡史) ……・105

### 研究活動報告 ……………・106～115

- 特別講演会 大崎敬子「2010 世界人口住宅センサス計画：経験と  
課題」—平成24年度社会保障・人口問題基本調査「生活と支え合い  
に関する調査」の実施—東アジア人口高齢化専門家会議—日本人口  
学会第64回大会—比較家族史学会第54回大会—アメリカ人口学会  
2012年大会—2012年欧州人口会議

### 研究所機関誌のホームページ掲載について ……………・116

Journal of Population Problems  
(JINKO MONDAI KENKYU)  
Vol.68 No.3  
2012

**Special Issue: The Sixteenth IPSS Annual Seminar: Very Low Fertility  
in East Asia - Similarity and Difference in Causes and  
Policy Responses**

- The Meaning of Very Low Fertility in East Asia: A Summary of  
Discussions at the 16th IPSS Annual Seminar ···Ryuzaburo SATO• 1-13
- Very Low Fertility in Eastern Asia and Europe: Trends, Determinants  
and Policy Responses ···Toru SUZUKI• 14-31
- Low Fertility and Policy Interventions in South Korea  
·····Akiko MATSUE• 32-49
- Declining Fertility Rate and Its Coping Policy Measures in Taiwan  
·····Shoichi ITO• 50-65
- Labor Supply and Child Care following the First Childbirth in  
Beijing, Seoul and Japan ·····Nobuko NAGASE• 66-84
- Compressed Family Changes and Family Policy Restructuring:  
From a Comparative Analysis of Japan and South Korea  
·····Naoko SOMA• 85-104

**Book Review**

- Franz Xaver Kaufmann (translated by Toshihiko Hara and Akiyo  
Uozumi), "*Shukugen suru Shakai: Jinko Gensho to sono Kiketsu*"  
(S. NAKAGAWA) ······105

**Miscellaneous News**

---

*National Institute of Population  
and Social Security Research*  
Hibiya Kokusai Building 6F  
2-2-3 Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, 100-0011

---

特 集

---

第16回厚生政策セミナー

「東アジアの少子化のゆくえ—要因と政策対応の共通性と異質性を探る」

東アジアの超少子化が問いかけるもの

—第16回厚生政策セミナーに寄せて—

佐藤 龍三郎\*

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は2011年10月14日「東アジアの少子化のゆくえ：要因と政策対応の共通性と異質性を探る」と題して、第16回厚生政策セミナーを開催した。厚生政策セミナーは、社会保障と人口問題の主要なトピックスに関して研究者、専門家、市民の交流を深めるべく、研究所が現在の形で発足した1996年度以来毎年開催されているものである。

「東アジアの少子化」に焦点を当てた今回のセミナーでは、まず国立社会保障・人口問題研究所の鈴木透・人口構造研究部長が「日本・東アジア・ヨーロッパの少子化：その動向・要因・政策対応をめぐって」と題する問題提起をおこなった。続いて2つの基調講演、明治学院大学の松江暁子・社会学部社会福祉学科副手による「韓国の少子化と政策対応」、関西学院大学の伊藤正一・国際学部長による「台湾の少子化と政策対応」がおこなわれた。これを受けて、3人のパネリストが加わり、パネル討論がおこなわれた。パネリストは討論の冒頭で短い報告をおこなった。すなわち早稲田大学の小島宏・社会科学総合学術院教授による「同棲と結婚促進政策に関する論点」、お茶の水女子大学の永瀬伸子・大学院人間文化創成科学研究科教授による「家族と仕事：北京・ソウルと日本の比較」、横浜国立大学の相馬直子・大学院国際社会科学研究所准教授による「圧縮的な家族変化と子どもの平等：日韓比較を中心に考える」が各々報告された。パネル討論の司会は国立社会保障・人口問題研究所の佐藤龍三郎・国際関係部長がつとめた（所属・職位は当時のもの。以下、敬称略）。本特集は、当日の報告をもとに加筆のうえ作成された論文が集められたものである<sup>1)</sup>。

本稿では、あらためて本セミナーの意義を振り返るとともに、論点整理を試みる。すな

---

\* 元国立社会保障・人口問題研究所

1) 当日の報告と討論は『第16回厚生政策セミナー報告書』に記載されている（国立社会保障・人口問題研究所2012）。また国立社会保障・人口問題研究所のインターネット・ホームページ（「第16回厚生政策セミナー」の項）も参照されたい。

わち、まず本セミナーの基礎知識として、世界の出生力の動向と東アジアの特異性（Ⅰ）、東アジアの超少子化の原因と見通しをめぐる議論（Ⅱ）について概説する。その上で、当日の問題提起と基調講演から主要な論点を引き出し（Ⅲ）、さらにパネル討論から注目すべき議論をピックアップする（Ⅳ）。おわりに、今後の研究のあり方について、いくつか私見を述べる。

## I. 世界の出生力の動向と東アジアの特異性

### 1. 世界の出生力の動向

世界人口は1960年代後半には年平均増加率2.1%というかつてない高い水準に達し、このままでは人類は深刻な食料・資源・環境問題に陥ることになるという「人口危機」が叫ばれた。しかし、その後20世紀の最後の四半世紀に人口増加率は大きく低下し、国連の世界人口推計（2010年版）によれば世界人口の年平均増加率は2005-10年には1.2%にまで低下した（United Nations 2011a）。これは多産多死から少産少死への人口転換（demographic transition）が世界全体として終幕に向かいつつあることによる。人口転換のうち多産から少産への変化は出生力転換（fertility transition）と呼ばれるが、地球規模で出生力低下が進行し、1965-70年には4.85という高水準にあった世界全体の合計出生率（total fertility rate: TFR）は2005-10年には2.52にまで低下した（United Nations 2011a）<sup>2)</sup>。いまでは世界人口の42%が、出生率が人口置換水準を下回る少子化（below-replacement fertility）の国々に住んでいる（United Nations 2011b）。

図1 世界の国別合計出生率（2005-10年）



(出所) United Nations (2011a) *World Population Prospects: The 2010 Revision* より作図。

2) 合計出生率は合計特殊出生率ともいわれる。ある短期間（1年または5年）の女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に生む子ども数の目安となる指標として用いられる。人口置換水準（replacement level）とは、親世代と子世代の人数が等しくなる（ちょうど置き換わる）人口再生産の水準であり、現在の先進諸国の死亡率と出生性比に照らすと、合計出生率は約2.1に相当する。

とはいえ、現在でも世界の国別の出生力水準には著しい格差がある。図1は、国連の世界人口推計（2010年版）をもとに、世界各国を2005-10年のTFRによって区分し地図上に示したものである。図は非常に特徴的なパターンを示している。すなわちサハラ以南アフリカや西アジアにはいまだにTFRが3を超える高出生力国が数多く見られるが、先進工業国（ここでは韓国などOECD加盟国を含む）ではほとんどすべての国がTFR 2.1未満の少子化状態にある。ところが、ひとくちに少子化といっても、TFR 1.5を境に、出生率がこれを上回る比較的緩やかな少子化（緩少子化）の国と、これを下回る非常に厳しい少子化（超少子化）の国に分かれる傾向がみてとれる。

## 2. 先進工業国の出生力の二分化傾向

図1に示されているように、緩少子化（moderately low fertility）のグループに属するのはスウェーデン、デンマークなど北ヨーロッパ諸国、フランス、イギリスなど西ヨーロッパ諸国（ただしドイツ、オーストリア、スイスは除く）、それにアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドすなわちいわゆる新大陸の先進国（主にイギリス系移民によって建国されたことから英語圏先進諸国という言い方もできる）である。このグループは一括して「北西欧・英語圏」諸国とも呼ばれる。

これに対して、超少子化（very low fertility）のグループに属するのはドイツ、オーストリア、スイスすなわちドイツ語圏の国々、ポルトガル、スペイン、イタリアなど南ヨーロッパ諸国、ポーランドなど東ヨーロッパ諸国、ロシアなど旧ソビエト連邦を構成した国々、そして日本、韓国など東アジアの工業国である。これらの国々は一括して「南東欧・東アジア」諸国とも呼ばれる。超少子化国の配置は、西はイベリア半島から東は極東まで、あたかもユーラシア大陸の両端に及ぶ帯のようである。しかもこの帯は、東アジアでは台湾、香港、シンガポールと南へ延びている。

さらに言えば、第二次世界大戦当時の世界地図を想起すると、緩少子化グループがソ連を除く連合国側の先進工業国に、超少子化グループがファシズムの国々（日本、ドイツ、イタリア、スペイン）とソ連に重なることは、甚だ興味深いことである<sup>3)</sup>。ファシズムとソ連型共産主義はある面で正反対であるが、歴史的に見れば遅れて資本主義が発達した国に生じた国家主義・集団主義的体制である点に共通性があり、20世紀初めの時点で各々の国の政治的経済的条件に応じてファシズムとボリシェビズムに反応が分かれたとみることもできよう。経済社会システムの近代化の道標である産業革命、市民革命、国民国家形成など一連の流れの先発組と後発組に対応するといってもいい。一足早く産業革命や市民革命を経験した英米仏の自由主義的・個人主義的傾向に対し、近代化が遅れかつ急速に起こった後発の国々では旧来の伝統的な観念や価値観が（とりわけ家族観・ジェンダー観・セク

3) スペインは、1936～39年のスペイン内戦にフランコ（Francisco Franco）が勝利して以来、1975年にフランコが死去するまで、右翼独裁政権が続いた。第二次世界大戦には参加しなかったが、ファシズム側の国であったといえる。また隣国ポルトガルも1933年から1974年まで「エスタド・ノヴォ」と呼ばれる独裁体制が続いた。スペインで1970年代後半以降、急速に出生率が低下したことも興味深い。

シュアリティ観などの面で)「文化」としてより強固に保存され今日に至っているとみることもできよう。

超少子化と緩少子化の地理的・文化的なディバイド(分割線)は明瞭であり(河野 2007参照),その原因として歴史的文化的背景が重要な意味を持つことを強く示唆するものである。

### 3. 東アジアの超少子化

先に述べたように世界の低出生力スポットはヨーロッパと東アジアにある。そして、ヨーロッパの超少子化国(イタリア,スペイン,ドイツなど)が一定程度,出生率回復の兆しを見せているのに対して(福田 2010),いまのところ東アジアの超少子化国にはその兆しがない。ヨーロッパの場合には同棲や婚外出生が多く,それが結婚率低下による出生率低下を代償している面があるが,東アジアの場合にはそれがないということで,国際人口学会(IUSSP)会長のピーター・マクドナルド教授(オーストラリア国立大学)もヨーロッパの少子化に比べても東アジアの方が深刻と述べている(マクドナルド 2008)。非西洋文明圏の東アジアにかつてない低出生率が記録されたことは,それは特異な例外的な現象なのか,それとも世界的に普遍的な傾向の先触れなのか,という大きな問題を投げかけている。この意味では本テーマは東アジアという限定した地域に焦点を置いているものの,グローバルな問題意識を内蔵しているともいえる。

なお「東アジア」といえば,広くは中国本土,モンゴルや東南アジアを含む地域を指すが,本セミナーでは地域というより,一つの特有の出生力のパターン(東アジア型出生力パターン)に関心を置き,日本・韓国・台湾の3か国に着目している。このパターンは(本セミナーでは直接対象になっていないが)香港,シンガポールにも及び,さらには北京・上海など中国本土沿岸の大都市にも幾分共通の傾向が見られるものと思われる<sup>4)</sup>。

## II. 東アジアの超少子化の原因と見通しをめぐって

このように欧米諸国に比べても一段と低い東アジアの低出生力の原因に迫るには,どのような手順で研究を進めてゆけばよいか。一般に出生力の決定要因の追究は,人口統計学的メカニズム(形式人口学的説明)と背景要因(実体人口学的説明)の2段階でおこなわれる(佐藤 2008参照)。

TFR 低下の人口学統計学的メカニズムの面では,とりわけ,①テンポ効果かクアンタム効果か,②結婚率の低下か夫婦出生率の低下か,③結婚・出産意欲の低下か結婚・出産の先送りか,④避妊,人工妊娠中絶など出生コントロールの効果が高まったのかという4つの論点が注目される。

このような形式人口学的説明の面では,これまでに鈴木透などが取り組んでいる

---

4) 日本,台湾,韓国,香港などアジアの太平洋沿岸諸国の超少子化については, Jones, et al. (2009), 佐々井 (2010) など参照。



(Suzuki 2003, 2005). ただし、韓国、台湾の著しい少子化は比較的最近のことであり、まだ人口統計データが十分蓄積していないこともあって、今回のセミナーではもっぱら背景要因に話題を絞って議論した。

背景要因の面では、文化的要因、社会経済的条件、政策などが注目される。文化面では個人主義・カップル重視の北西欧・英語圏に比べ、南東欧・東アジアでは伝統的家族主義 (familism) が強く、ジェンダー平等の度合い低いとみられる。つまり「家族主義」の強い国で出生力が低いという逆説が見られているわけである (Dalla Zuanna and Micheli 2004など参照)。社会経済的条件としては、東アジアでは急速な工業化・都市化と高学歴化が顕著である。また政策面では、北西欧に比べ、東アジアでは家族形成 (パートナーシップや出産・子育て) を支援する政策 (family-friendly policy; family-support policy) の歴史が浅く現状でも不十分とみられる。ここまでは、研究者の間でもほぼ共通理解といえよう (阿藤 2000; 津谷 2004; 鈴木 2009など)。

ここから先、議論が分かれるのは、上記のいずれの側面に力点を置くかである。政策面に力点を置いた例としては、OECDの調査研究 (D'Addio and d'Ercole 2005) があり、育児支援と仕事・家庭の両立対策が強化されれば TFR が回復するという仮定の下で、日本を含む19の加盟国についてシミュレーションをおこなっている (河野 2007, pp.256-260 参照)。

ジェンダー平等に関しては、マクドナルドは家庭外 (職場など) と家庭内におけるジェンダーの公平を区別し、前者が高水準にあることと後者が不公平な状態におかれていることの葛藤ないし不一致に、今日の先進国における超少子化の原因を見出そうとしている (McDonald 2000)。また人間開発と出生力の長期的な関係について論じたミルスキラ (Myrskylä, Kohler, and Billari 2009) も日本・韓国の低出生力の特異性に注目しつつ、とりわけジェンダーの観点から要因を探った。

文化的要因の探求においては、鈴木透は従来から歴史的文化的観点から家族パターンの差異に着目しており (Suzuki 2006; 鈴木 2009; 鈴木 2011)、今回のセミナーの問題提起 (次節) においてもここに力点が置かれた。

### III. 問題提起と基調講演

本セミナーの問題提起で鈴木は、世界の先進工業国 (韓国・台湾など新興工業国を含む) の最近の出生率の動向を概観し、まずはその社会経済的要因すなわち「新経済」 (new economy) と若年労働市場の悪化、子の直接費用の上昇、女性の労働力参加と機会費用の増加を挙げた。また TFR 1.5を境とする出生率二分化傾向を示し、とりわけ東アジアの3か国 (日本、韓国、台湾) が2000年代になっても極めて低い出生率にとどまっているという点で、南東欧・ドイツ語圏諸国とも異なる出生力パターンを呈していることを示した。そして、ここが鈴木独自の議論であるが、4つの家族パターン (北西欧的、南欧的、日本的、儒教的) を区別し、日本のそれはむしろヨーロッパ (より封建的) に近く、儒教

圏（より家父長的）の韓国・台湾とは区別されるとした。

基調講演①で、松江は韓国の少子化と政策対応について概説した。とりわけ1997年のIMF 経済危機が一つのエポックをなしており、それ以前の権威主義政権下における産業化と強力な人口増加抑制政策、生活水準の上昇と価値観の変化が出生数の減少をもたらしていたが、経済危機以降は就業構造の変化、不安定な雇用、若年失業者の増加、出産・子育て環境の変化（過重な養育費負担、女性の仕事と家庭の両立困難）により未婚化・晩婚化が加わることになったという。韓国における少子化への対策としては、第1次（2006～10年）、第2次（2011～15年）、第3次（2016～20年）の3次にわたる「低出産高齢社会基本計画」（セロマジプラン）がある。少子化と人口高齢化を同時に迎えたため、少子化対策と高齢化対策を一つにまとめた形としてスタートしたものである。しかし、雇用対策や社会保障制度拡充が雇用条件の改善や結婚・出産・子育てを含む「生活」支援対策に十分結びついていない、教育費の負担が低減しない、女性の労働環境の改善が進まず出産休暇・育児休暇の取得率が低いなどの現状から、松江は少子化対策の出生力への効果には限界があるとみる。

基調講演②で、伊藤は台湾の少子化と政策対応について概説した。台湾の出生率は1950年代、非常に高いところから徐々に低下しており、2010年にはTFRが0.895という記録的な低さに至っている。台湾の少子化に影響を与えている様々な要因の中でも、伊藤はとりわけ所得水準の上昇、女性の労働市場参加率の上昇、女性の高学歴化、女性の初婚年齢の上昇に着目している。台湾における少子化への政策対応の主要な動きとしては、2008年に発布された人口政策白書の修正（2010年）、2010年における人口政策に関する推進活動、段階的育児手当政策の推進、「中華民国100年国家発展計画」における「少子化の状況下の政策対応」（2011年）が挙げられた。また1990年代後半以降、外国籍の女性との結婚が増加したことが述べられた。

ここまでに（問題提起と2つの基調講演から）日本、韓国、台湾の少子化について、次のような特徴が浮き彫りになったといえるであろう。

第1に、これら3か国の出生率低下には時間差があり、日本が先行している。しかし、韓国と台湾は日本を下回る水準におちいつている。

第2に、低出生力の共通の要因として、社会経済の急激な変動、家族制度や文化的価値規範の特異性などが挙げられる。とりわけ文化的な面では、伝統的な家族主義すなわち親子、あるいは家という縦の関係を重視する家族パターンと欧米の個人主義やカップル重視、いわば横の関係を重視する家族パターンの出生力との関係が逆転してしまったことである。加えてジェンダーの不平等の問題もある。

社会経済の変動とは、工業化、都市化、雇用労働力化、高学歴化、所得の上昇、女性の社会進出などであり、ここには「変動の圧縮性」が見られるとあってよい。「変動の圧縮性」の意味として、①様々な変化が短い期間に詰まっている、後発走者の方がいったんスタートすると速度が速い、②古いものと新しいものが併存する、などが含まれるであろう。すなわち家族パターン（変わりにくいもの）との軋轢が生じていると考えられる。

第3に、韓国・台湾では比較的最近まで、高い出生力をおさえるべく、家族計画プログラムが実施されていた。第二次世界大戦後の日本では、明示的な人口政策は採られなかったが、民間の家族計画活動に対する支援はおこなわれており、1970年代までは人口過剰とみる認識も強かった。

第4に、少子化に対する各国の政策対応をみると、少子化是正につながる様々な施策が始まったのは、いずれも比較的最近のことである。中国のような厳しい政策は採っておらず、結婚・出産の条件を整備するというスタンスは、ヨーロッパ諸国に共通するものといえる。ただしファミリーフレンドリーな政策の歴史が浅く、量的にも不十分である。また韓国・台湾では高齢化対策が組み合わされている。

#### IV. パネル討論から

パネル討論では、3人のパネリストが各々短い報告をした後、問題提起者、基調講演者も加わって、以下5つのテーマに絞って議論がなされた。ここでいくつかのトピックを取り上げるが、文責は筆者（佐藤）にあることをお断りしておく。

##### 1. 東アジアの少子化の特徴と原因をめぐって

###### (1) 宗教・文化的背景と経済的要因

韓国・シンガポール・日本における比較調査から、小島は宗教と同棲経験、結婚支援施策への支持との間の関連を示唆した。ただ韓国は儒教社会といわれながら実際にはキリスト教徒が多いなど、宗教の実際の姿や影響力はとらえにくいものがある。この点については、韓国では生活文化の中にある儒教の思想が家族への規範として働いている状況が想定され、核家族化や産業化（女性の労働市場への進出）が進む一方で儒教的な思想・規範（女性が家事を担うことへの期待）が維持され、女性が働くことと子どもを育てることとの選択を迫られ、このことにより少子化に向かっているという指摘があった（松江）。他方、台湾の調査で理想子ども数と現実のギャップがみられたことから、家族制度といった文化的背景よりも、経済的要因（産業構造のサービス産業への変化、高学歴化など）の方が少子化に影響しているのではないかという印象も持たれている（伊藤）。

またワーク・ライフ・バランスに関しては、北京・ソウル・日本の比較研究から、共働き体制ができており帰宅時間も早い中国と、男性中心の労働市場で長時間労働の日韓との間にパターンの違いが認められた（永瀬）。

###### (2) 教育熱と母親役割

韓国の受験競争の激しさは日本でも有名であるが、韓国の教育事情に詳しい相馬によれば、韓国国民の教育熱は実際加熱する一方であり、韓国が学歴社会であること背景には、美容師といった手に職系の他の進路への価値の多元化がなかなか進行していないことがあるという。また母親が子どもの成績管理役割を担っていることが指摘された（相馬）。

ところで、韓国・台湾の若者と日本の若者の著しい違いは徴兵制の有無である。結婚し

ているから、子どもを持っているから兵役期間が短くなるといった恩恵はないものの、韓国では既婚者はたとえば自宅から軍隊の基地に通勤するような形を少なくとも申請はできるなど、一定の配慮がなされているという（鈴木）。韓国の徴兵制については、やはり未婚化、婚期の遅れに影響しているのではないかと、また夫婦関係が不安定になり離婚、父親役割の放棄につながる面もあるのではないかとという問題点が指摘された（相馬）。

## 2. 政策対応のあり方

### (1) 政策スタンス

中国本土で非常に厳しい人口政策（計画出産）が実施されていることに比べれば、日本、韓国、台湾ともにそのような明瞭な人口政策ではなく、家族政策あるいは労働政策といってもいい西側先進諸国と共通の政策スタンスで取り組んでいるということができる。すなわち結婚や子育ての環境を整備するというスタンスをとっている。その場合、すでに結婚した女性の出産の支援と未婚者の結婚促進の2つの方策がある。

このうち、結婚奨励策については、台湾でも重要という認識があるものの効果は疑問視されており、また政府が積極的にやるのがいいのか、民間に任せておいたらいいのか、という点も論点と考えられる（伊藤）。少子化の要因としての未婚化の重要性は認められても、未婚化対策の実施方法は決め手を欠くという点で、日本・韓国・台湾は共通の悩みを抱えていると考えられた。

少子化への対応として、日本では2003年に少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法の2つの法律が制定され、政府として少子化問題に全面的に取り組むという姿勢が示されている。韓国でも2005年に基本法が成立し、2006年からそれに基づいた「低出産高齢社会基本計画」を5年周期で実施する（現在、第2次）という形ができたが、国民の反応としては、予算の少ないこと、女性の両立支援を打ち出しても実際には非正規職が多く育児休暇が意味をなさないこと、私教育費の負担に対する方策がとられていないことなどに批判が上がっており、また社会的な企業文化から休みをとりにくいこともあり、制度ができてそれが生かされるような環境にはまだなっていないという（松江）。

日本では人口高齢化問題がいわれ、やや間をおいて、少子化問題が叫ばれるようになったが、韓国・台湾では高齢化と少子化が同時に政策課題としてやってきたという特徴がある。このことは政策形成にどう影響しているかという問いに対し、次の議論がなされた。

韓国の場合も、高齢者ケアと介護保険の制度ができたものの、家庭介護を期待する意識が依然強く、今後の変化が注目される（相馬）。台湾でも、人口政策白書の3つの柱の一つは高齢化であり、だれが高齢者の面倒をみるか、家庭のサポートをいかに支援するか、さらに高齢者の就労などが議論されている（伊藤）。

### (2) 財政問題

日本、韓国などは北西欧諸国に比べると家族支出が少ないといわれているが、増やそうとすると必然的に財源問題に突き当たる。いまのような財政難の時代、国内の経済が縮小していく中でどのように解決したらいいのだろうか。この問いに対し、次の議論がなされ

た。

台湾の場合もやはり財政状況は非常に厳しく、思い切ったことがなかなかできず、限られた予算の範囲でできることをやるということが現在の状況といえる（伊藤）。

韓国では、南北統一をいつもにらんでいるので財源の多くを軍事費や統一後の費用への備えに充てねばならず、とりわけ財政状況が厳しいという事情がある（松江）。

### (3) ワーク・ライフ・バランスの観点から

日本でもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は政府の掲げる重要目標の一つであるが、その中でも特に女性の就業と家族形成との間のジレンマが問題となる。この観点から、何か政策的示唆が導けないか。この問いに対し、次の議論がなされた。

中国の北京では女性もそれなりの経済力を持っており、また男性一人では家族を養うには経済的にいささか弱いため、結婚はお互いの生活を良くする（家計を安定させる）ことになり、実際に結婚タイミングがそれほど遅れていないことは示唆的と思える（永瀬）。日本の女性の場合、子どもを持ったら無業になる割合がまだ高く、無業になる自分の将来を見越して相手を選ぶものなのでそう簡単に結婚できないという状況を考えると、やはり共働きという方向に、大きく舵を変えなければいけない（永瀬）。

台湾においても政府は出産・育児のサポートを重視しているが、企業がどれだけ現場で実行できるかが問題であり、中小企業が多く非常に競争が厳しい台湾ではなかなか実行できないと聞いている（伊藤）。

## 3. 少子化の影響

### (1) 国際結婚の増加

少子化の影響として、とくに人口に関連した点では今後深刻な少子高齢化により、労働力不足、育児・介護や家事労働の外部化、結婚難、国際人口移動など様々な問題がおこることが想定される。韓国、台湾で国際結婚が激増しているというが、その背景には何があるか。この問いに対し、次の議論がなされた。

韓国で最近制度改革（戸主制度の廃止、戸籍の廃止、移民に二重国籍を認める）がおこなわれた背景には農村地域の男性の結婚難があり、外国人女性との国際結婚が増えていることがある（松江）。

台湾でも外国人花嫁というか、結婚移動者は高齢者のケアと子どもをつくることを両方兼ねているという意味合いがあった（小島）。

国際結婚以外の人の流れとして、各国ともいわゆる高度人材を望んでおり、そのような人材を優先的に受け入れようとする流れが一つあり、もう一方で不熟練労働者が経済の変動の中で出たり戻ったりという動きがある（伊藤）。

### (2) 少子化社会における子ども・若者の健康・福祉

一般的な傾向として、伝統的な家族主義の強い国ではもともと（買春以外の）婚前性交は少なかったのが、経済発展とともに若者文化が形成され、婚前性交が増えてくる。そこでプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）の問題を含め、いろいろな問題が

起こってくると考えられる。

若い人たちの妊娠・出産・養育，とりわけ10代親の増加に関する東アジアの動向は，少子化の影響の一つのテーマとして今後議論すべき点と思われる（相馬）。

#### 4. 東アジアの少子化のゆくえ

このテーマについて以下の議論がなされた。

日本の場合，子育ての喜びの部分と負担の部分をもっと広く共有されて，実際に実質的に育児休業の取得率や育児休業給付金の給付率が上がる，あるいはそういう政策が実行されることによって出生率が反転することを願う（永瀬）。

台湾の場合，短期的には0.895というTFRが底なのかどうか，ここで止まって上昇に向かうのかどうか見極める必要がある。長期的なことはまだ見えてこない（伊藤）。

韓国でも，出生率は底をいったん打って若干上昇しているのか，ただ単に低いところで安定しているのか，これから上がるのか，今後の推移をみないと何ともいえない（松江）。

東アジア3か国のTFRはある程度上昇する（韓国・台湾とも1.3まで回復する）可能性があると思われるが，上がってもこの程度の出生力では急激な人口高齢化や人口減少を食い止めるには間に合わないので，日本・韓国・台湾とも移民政策が現実味を帯びることになる（鈴木）。

#### 5. 東アジア地域の今後の関係と日本の役割

最後に取り上げるこのトピックでいう東アジアは，日本・韓国・台湾に限らず，中国本土や東南アジア諸国も含めた広い意味の東アジア地域であり，いずれも多産多死から少産少死への人口転換が完了し，タイムラグを以て，順次本格的な少子高齢社会を迎える。この東アジア地域は潜在的にはヨーロッパに匹敵する一大経済圏に発展する可能性もあり，地域内の連携協力が期待が寄せられている。そこで，本セミナーのテーマに含まれる少子化，高齢化，あるいは福祉といった観点から，人的交流や相互関係が発展していく可能性があるかという点に関心が持たれるところである。また家事や育児の担い手がこれまでは伝統的に家族であったのが，しだいに社会化していくことも共通点といえる。そこで，とりわけ先頭を走っている日本が果たすべき役割は何か。このような問いに対し，以下の議論がなされた。

出生力水準と家族政策支出の2つの面からみると，どちらも比較的高水準の北西欧諸国，どちらも低水準の韓国・台湾，その中間の日本という3つのグループに分かれるが，日本の出生力と政策努力の動向は韓国・台湾にとって参考になるといえる（鈴木）。

東アジアの人の動きについて，OECDがヨーロッパでやったような，情報交換の場を提供すること（定期的な会議の開催など）も日本の役割としてあると思われる（伊藤）。

東アジアでは国際結婚の結果として人口学的統合が事実として進んでおり，中国で出生性比の不均衡の影響が結婚問題に影を落とすことも含めて，今後の動向が注目される（小島）。また人の動きだけでなく，家族政策に関する情報交換や社会調査を促進して，科学

的な情報に基づく家族政策の推進を支援することも考えられる（小島）。

日本は漢字圏の国であり、社会保障がかなり優れていることなどから、実は中国など東アジアから移民を惹きつける魅力があり、日本が今後、移民というものをどういうふうに考えていくのかという点は重要な課題と思われる（永瀬）。

日本の中でいい政策をつくってアジアに発信することが日本の役割ではないか（相馬）。またアジア全体で人口の動向、政策のあり方について学術基盤あるいは政策基盤形成が重要になっており、そこに日本の役割があるのではないか（相馬）。

おわりに

本セミナーは、東アジアの突出した少子化の原因について深く考察したのみならず、その影響や政策のあり方についても多くの示唆を与えた点で極めて有意義であった。その上で、本テーマに関する研究のさらなる発展を願って、私見ながら、いくつか要望を述べたい。

第1に、人のライフコースに沿った少子化研究のいっそうの推進である。結婚・出産・子育て、一般的に言えば、人間の配偶（パートナーシップ形成）と生殖は個人のライフコースという過程に沿って理解していくことができるであろう（もし戦略という言葉を使うことが許されるとすれば「生殖戦略」と言い表すこともできる）。それには大きくいえば、男女の生物学的あるいはセクシュアリティの側面に沿った（年齢別の妊孕力すなわち妊娠率・不妊率、異性交際、性行動、出生意図と出生コントロールすなわち避妊・人工妊娠中絶などに着目する）いわばリプロダクティブ・ヘルス・アプローチがあり、また個人やカップルにとって限られた時間や資源をどのように有効に使うかという経済生活の側面に沿った（時間、健康・教育・職業能力などの人的資本、費用、所得・給付、親族などのネットワーク、行政などによる社会的サービスの利用可能性などに着目する）いわば生計（家計）アプローチがあるともいえよう。どちらのアプローチにおいても一連の過程のどこかでブロックが起きることにより出生が阻止されているわけであり、ブロックを見つけて取り除くことができれば、出生力の上昇に寄与すると考えられるわけである。

とりわけ後者のアプローチによる家族形成支援政策は、広義のワーク・ライフ・バランスと政策目標の方向が合致しており、そのあり方や効果については今後も研究や分析が積み重ねられていくことであろう。もちろん、いずれの場合も横断的データに加えて縦断的データが必要になる。日本を含めた東アジア諸国における関連する統計調査データのいっそうの整備が望まれるところである。国立社会保障・人口問題研究所でも数年前に研究プロジェクトとして実施した「成人期への移行（transition to adulthood）」研究アプローチとも合流がはかられよう。

第2に、超少子化の要因研究と政策対応におけるリプロダクティブ・ヘルス・ライツ、すなわち「性と生殖に関する健康・権利」（sexual and reproductive health and rights）の視点の導入である。いうまでもなく、生殖は、性行動がなければ成立しないという意味

で、すぐれて生物学的・性的な営みである。たとえ安定した雇用、十分な所得、充実した制度、高いジェンダー平等度の社会が実現したとしても、それだけでは即座には生殖に結びつかない。もう一つ介在するものが必要であり、それはカップルの親密さとか性愛、またお産をポジティブにとらえるかどうかといったセクシュアリティに関する事柄である。性に関する調査研究は甚だ困難を伴うが、東アジアにおけるこの方面の研究の進展を待望するものである。

また政策面でも、国を問わず、出生力に関する政策対応は、原理的にいえば、リプロダクティブ・ヘルス・ライツを中核に、広い意味の家族政策、労働政策、地域政策が絡まって構成されると考えられるからである（このことは、少子化に悩む低出生力国にとっても、高出生力が問題となっている開発途上国にとっても、共通の原理である）。

第3には、グローバルな出生力研究との接合である。本セミナーは「東アジアの少子化のゆくえ」がテーマであり、対象が東アジアに限定されたのは当然であるが、以前のセミナーではヨーロッパ諸国と日本の比較もおこなっている。一つのセミナーがそれだけで終わるのではなく、相互に結びついてグローバルな研究を形成してゆくことが望まれる。

本セミナーの副題は「要因と政策対応の共通性と異質性を探る」であるが、セミナーを終えてあらためて思うに、何と何についての「共通性と異質性」なのかといえば、一つはヨーロッパと日本・韓国・台湾の比較であり、もう一つは日本と韓国・台湾との比較である。おおまかにいえば、出生力水準（比較的高い、低い、極端に低い）、経済発展（工業化や都市化の先発、後発、一段と後発）、社会や政治の近代化（民主化の先発、後発、一段と後発）、家族支援政策の導入・拡充（先発、後発、一段と後発）という4つの視点に立つと、①北西欧諸国、②ドイツ・南欧諸国・日本、③韓国・台湾が対応する3つのグループをなしているとみることができよう。その意味で、日本は中間的ないわば橋渡しの存在であり、国際的視野から少子化の要因と政策対応の研究を進める上で要の位置にあるといえる。

最後に、本セミナーが一つのステップとなって、東アジアの人口・家族と広義の開発（経済開発、社会開発、人間開発、ジェンダー平等、社会保障）に関する総合的研究へ発展することを期待する。来年、2013年8月には国際人口学会の4年に一度の大会が韓国の釜山で開催される。まさにグローバルな関心とローカルな関心が交差する絶好の機会といえよう。

## 文献

- 阿藤誠（2000）『現代人口学：少子高齢社会の基礎知識』日本評論社。  
河野禰果（2007）『人口学への招待：少子・高齢化はどこまで解明されたか』（中公新書1910）中央公論新社。  
国立社会保障・人口問題研究所（2012）『第16回厚生政策セミナー報告書：東アジアの少子化のゆくえ：要因と政策対応の共通性と異質性を探る』国立社会保障・人口問題研究所。  
佐々井司（2010）「東アジア：少子高齢化と政策対応」早瀬保子・大淵寛（編）『世界主要国・地域の人口問題』原書房，pp.57-78。



- 佐藤龍三郎 (2008) 「日本の「超少子化」：その原因と政策対応をめぐって」『人口問題研究』, 第64巻第2号, pp.10-24.
- 鈴木透 (2009) 「序論：ポスト近代化と東アジアの極低出生力」『人口問題研究』, 第65巻第4号, pp.1-7.
- 鈴木透 (2011) 「日韓の世帯形成パターン」『人口問題研究』, 第67巻第3号, pp.1-12.
- 津谷典子 (2004) 「少子化の社会経済的要因：国際比較の視点から」『学術の動向』, 第9巻第7号, pp.14-18.
- ピーター・マクドナルド (2008) 「非常に低い出生率：その結果, 原因及び政策アプローチ」(佐々井司訳)『人口問題研究』, 第64巻第2号, pp.46-53.
- 福田節也 (2010) 「ヨーロッパ：人口の減少・高齢化と低出生力のゆくえ」早瀬保子・大淵寛 (編)『世界主要国・地域の人口問題』原書房, pp.247-277.

- Dalla Zuanna, G. and G. A. Micheli (2004) *Strong Family and Low Fertility: A Paradox? European Studies in Population*, Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.
- D'Addio, Anna Cristina and Marco Mira d'Ercole (2005) "Trends and determinants of fertility rates in OECD countries: The role of policies," *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, 27.
- Jones, Gavin, Paulin Tay Straughan and Angelique Chan (2009) *Ultra-low Fertility in Pacific Asia: Trends, Causes and Policy Issues*, New York: Routledge.
- McDonald, Peter (2000) "Gender equity in theories of fertility transition," *Population and Development Review*, 26(3):427-439.
- Myrskylä, Mikko, Hans-Peter Kohler, and Francesco C. Billari (2009) "Advances in development reverse fertility decline," *Nature*, Vol.460 (6 August 2009), pp.741-743.
- Suzuki, Toru (2003) "Lowest-low fertility in Korea and Japan," *Journal of Population Problems*, 59(3):1-16.
- Suzuki, Toru (2005) "Why is Fertility in Korea Lower than in Japan?" *Journal of Population Problems*, 61(2):23-39.
- Suzuki, Toru (2006) "Fertility decline and policy development in Japan," *The Japanese Journal of Population*, Vol.4, No.1 (March 2006).
- United Nations (2011a) *World Population Prospects: The 2010 Revision*, New York: United Nations (Population Division).
- United Nations (2011b) "World population to reach 10 billion by 2100 if fertility in all countries converges to replacement level," *United Nations Press Release*, May 3, 2011, New York: United Nations (Population Division).

特集：第16回厚生政策セミナー

「東アジアの少子化のゆくえ—要因と政策対応の共通性と異質性を探る」

## 日本・東アジア・ヨーロッパの少子化

—その動向・要因・政策対応をめぐる—

鈴木 透

1990年代に南欧・東欧・旧ソ連圏を席卷した極低出生力は2000年代に東アジアに広まり、北西欧文化圏との対照が明らかになった。本稿はこうした予想外の出生力の創発的变化を事後解釈し、北西欧文化圏、ドイツ語圏・南東欧、日本、儒教圏という四つの文化圏を定式化し、その家族パターンの違いについて考察する。弱い家族紐帯、早い離家、高いジェンダー平等と両立可能性等を特徴とする北西欧型家族パターンは、ポスト近代的な社会経済的变化に最も耐性が高い。日本の家族パターンがドイツ語圏・南東欧に近く、北西欧型からやや距離がある程度なのに対し、韓国・台湾の儒教的家族パターンは北西欧型からさらに遠いと思われる。このように北西欧型家族パターンとはきわめて異質な家族パターンを持つ社会で、社会経済システムが一定の発展段階に至ると、家族システムとの不整合が大きくなり、出生率が大きく低下すると考えられる。韓国・台湾とも問題の深刻さを認識し、2006年以降に出生促進策への転換に踏み切った。しかし急激に家族政策支出を増やすことはできず、日本と比べても微々たる水準にとどまっている。

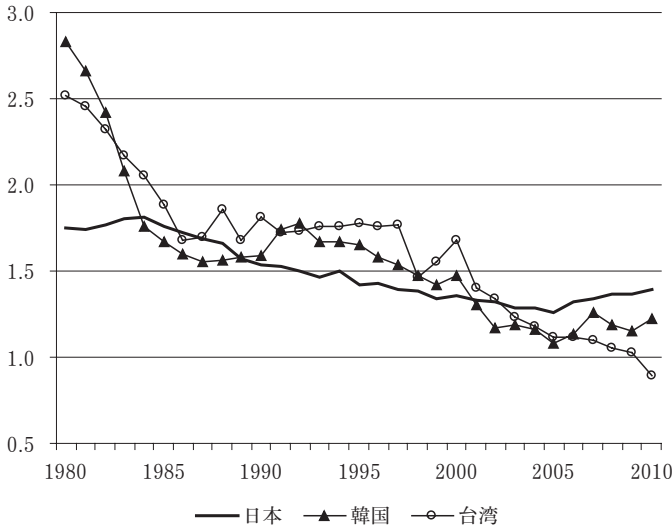
### I. 緒言

わが国の合計出生率は1950年代に一時的に置換水準を下回った後、1970年代半ばまでは置換水準付近で上下動していた。しかし1973年の2.14を最後に、現在まで置換水準を下回る水準にとどまっている。日本に先駆けて置換水準以下の出生率を持続的に示すようになったのは北西欧諸国で、特にスカンジナビア諸国とドイツ語圏で出生率が急速に低下し、それに他の北西欧諸国が続いた。1980年代に北西欧で置換水準以下の出生力が大勢を占めると、第二人口転換理論 (van de Kaa 1987) はこれを世俗化・個人主義化という長期的な価値変動と結び付けて解釈した。この理論によると、20世紀前半の先進国における置換水準付近までの第一人口転換が「子どもは王様」という利他的・家族主義的価値によって特徴づけられるのに対し、20世紀後半の置換水準以下への第二人口転換は「カップル(親)は王様」という利己的・個人主義的価値を反映する。同棲・婚外出生・離婚の増加といった一連の家族変動は個人主義症候群として把握され、置換水準以下への出生力低下はその症状の一つであると解釈された。

1980年前後にはスカンジナビア諸国やドイツ語圏が出生力低下の先頭に立っており、第二人口転換理論はそうした状況を反映したものだ。ところが1990年代に入ると、南欧・

東欧・旧ソ連圏に合計出生率が1.3以下となる極低出生力（lowest-low fertility）が出現し、人口学者を驚かせた（Kohler et al. 2002）。この時点で出生力低下と他の家族変動の関連は完全に逆転し、今や家族主義的価値が強く、伝統的性役割が頑健で、女子の労働力参加が低調で、結婚制度が健全で出産との結びつきが強い国の方が、低い出生力を示すようになった。こうして家族主義から個人主義へと向かう価値変動が出生力低下の主因であるとする第二人口転換理論のテーゼは、再考を余儀なくされた。

図1 合計出生率



さらに21世紀に入ると、出生力低下の最前線は東アジアに移った。先頭を切ったのは韓国で、2001年には早くも1.30で極低出生力の水準に達した。2003年には台湾（1.24）と日本（1.29）が続いた。図1に見るように日本の出生率変動は韓国・台湾に比べて緩慢であり、最低点でも2005年の1.26に踏みとどまり、また2006年には1.32で早くも極低出生力水準から脱出した。これに対し韓国と台湾は、2010年に至っても極低出生力にとどまっている。韓国は2005年に1.08と

いう低出生率に達したが、それ以降は回復傾向にある。しかし台湾の合計出生率は低下を続け、2010年には0.895という恐るべき低出生率を示した。

以上のような置換水準以下の出生率の出現、南欧・東欧・旧ソ連圏による追い抜きとそれに伴う出生力と家族主義の関係の逆転、さらに東アジアによる追い抜きといった一連の変化は、どの人口学者も前もって予測できなかったものである。人口学理論はそうした創発的な変化の出現を予測できないことは、ますます明らかになっている。現在の出生力パターンは50年前には思いもよらなかったものであり、したがって50年後の出生力パターンも現在では思いもよらないものになるだろう（Caldwell 2006 p. 315）。本稿ではこうした予測できなかった出生力の創発的变化を、事後解釈しようとするものである。特にドイツ語圏を除く北西欧文化圏、ドイツ語圏・南東欧、日本、儒教圏という四つの文化圏を定式化し、その家族パターンの違いについて考察する。

## II. 出生力の文化決定論

先進国における置換水準以下の原因とみなされる社会経済的变化は、新資本主義とグローバル化による就業不安定と不確実性の増大、低成長経済下での若年労働市場の悪化、相対

所得の低下によるアスピレーションと現実の所得の乖離，教育費をはじめとする子の直接費用の高騰，経済のサービス化・ソフト化に伴う女子の労働力参加などである（Easterlin 1978, Becker 1991, Lutz et al. 2006, McDonald 2009）。こうした後期産業社会におけるポスト近代的な変化は，多かれ少なかれ全ての先進国で共通に作用している。しかしそうした要因によって出生力が低下する度合いは，各社会の家族パターンによって異なる。

表1は，2009年のOECD会員国およびシンガポール・台湾の合計出生率を比較したものである。McDonald (2005) が指摘した文化デバイドは現在でも有効で，ドイツ語圏を除く北西欧および英語圏先進国はすべて1.5以上の水準を維持している。合計出生率が1.5を下回る低出生力国は，ドイツ語圏，南欧，東欧，旧ソ連圏，および東アジアに分布している。韓国・台湾以外の低出生力国は，ほとんどが1.3以下の極低出生力から脱出した（Goldstein et al. 2009）。エストニア，スロベニアおよびギリシアは1.5の線も回復しており，今後こうした趨勢が続けば，文化デバイドが曖昧になる可能性もある。

とは言え1990年代に南欧・東欧・旧ソ連圏を極低出生力が席卷した際にも，

英語圏先進国を含む北西欧文化圏の出生力が1.5以上にとどまったことは，後者が出生力低下に対する一定の耐性を持つことを示唆する。これに対し低出生力国は南欧・東欧から現在では東アジアまで多様な文化的領域に広がっており，これらに共通する文化的要因が低出生力を誘導したとは考えにくい。もしあるとしたら，それは「北西欧的な文化的特性の欠如」と考えるべきである。つまり低出生力はポスト近代段階の政治・経済・社会的変化に対する自然な反応であり，異常で説明を要するのは合計出生率が1.5以下の低出生力に至らなかった北西欧文化圏の方なのである。そもそも産業化からポスト産業化に至る変動を先導したのは英米を中心とする北西欧文化圏であり，北西欧の家族パターンはそうした変化に親和性があったと考えられる。家族パターンのような文化的特性は急速には変化せず，政治・経済・社会システムが北西欧モデルに従って変化するほど，家族システムとの不整合は大きくなる。これが北西欧文化圏以外の先進国で，極端に低い出生力が現れた原因と考えられる。

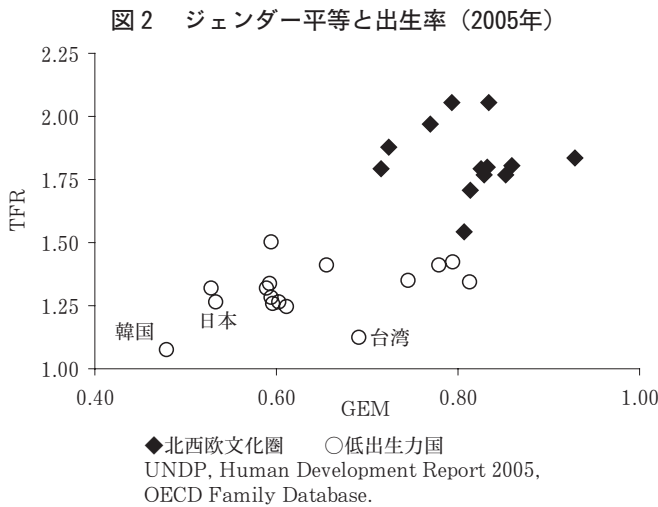
表1 先進国の合計出生率（2009年）

| 国        | TFR  | 国      | TFR  |
|----------|------|--------|------|
| アイスランド   | 2.22 | ブルガリア  | 1.48 |
| ニュージーランド | 2.14 | クロアチア  | 1.47 |
| アイルランド   | 2.07 | リトアニア  | 1.47 |
| アメリカ     | 2.01 | キプロス   | 1.46 |
| フランス     | 1.99 | ラトビア   | 1.44 |
| ノルウェー    | 1.98 | マルタ    | 1.43 |
| スウェーデン   | 1.94 | スロバキア  | 1.41 |
| イギリス     | 1.94 | イタリア   | 1.41 |
| オーストラリア  | 1.90 | スペイン   | 1.40 |
| フィンランド   | 1.86 | ポーランド  | 1.40 |
| デンマーク    | 1.84 | オーストリー | 1.39 |
| ベルギー     | 1.83 | 日本     | 1.37 |
| オランダ     | 1.79 | ドイツ    | 1.36 |
| カナダ      | 1.66 | ルーマニア  | 1.35 |
| エストニア    | 1.63 | ハンガリー  | 1.33 |
| ルクセンブルク  | 1.59 | ポルトガル  | 1.32 |
| スロベニア    | 1.53 | シンガポール | 1.22 |
| ギリシア     | 1.53 | 韓国     | 1.15 |
| スイス      | 1.50 | 台湾     | 1.03 |
| チェコ      | 1.49 |        |      |

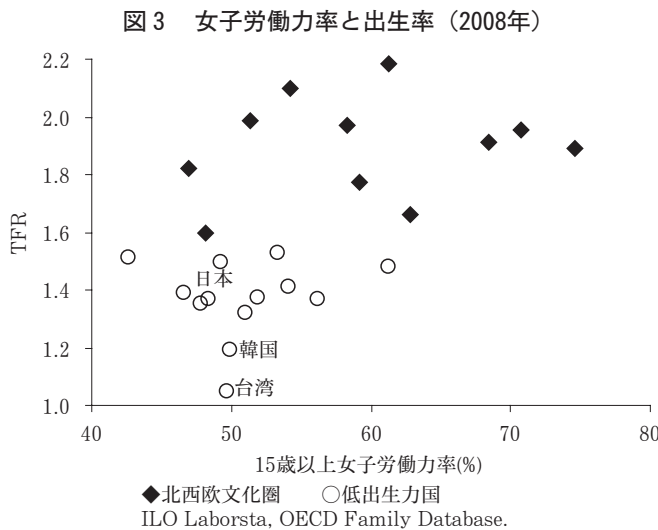
OECD Family Database, 中華民国行政院主計處, シンガポール統計局.

北西欧および英語圏の家族パターンは、親子紐帯の弱さによって特徴づけられる(Reher 1998). このため育児が母親の専担役割とされている南欧・東欧・東アジアの低出生力国と異なり、かねてから乳母や家庭教師が育児を分担する習慣があった。現在でも3歳児神話が根強い日本と異なり、3歳未満の保育サービスの利用率が高い(OECD 2004). また貧民救済や高齢者扶養のための社会制度が早くから発達し、家族以外の制度による機能の分担が進んでいた。教育分野でも各種奨学金制度が充実しており、親の負担感低出生力国より小さいと見られる。さらに産業化以前から子どもは結婚前に離家する習慣が確立しており(Wall 1989, Reher 1998), このため子の経済的独立とユニオン形成は低出生力国より早い。

家父長的だった古代ローマ帝国に対し、北西欧では女性の地位は古代から高かった。伝統的性役割の浸食と夫の家事・育児参加はまず北西欧文化圏で



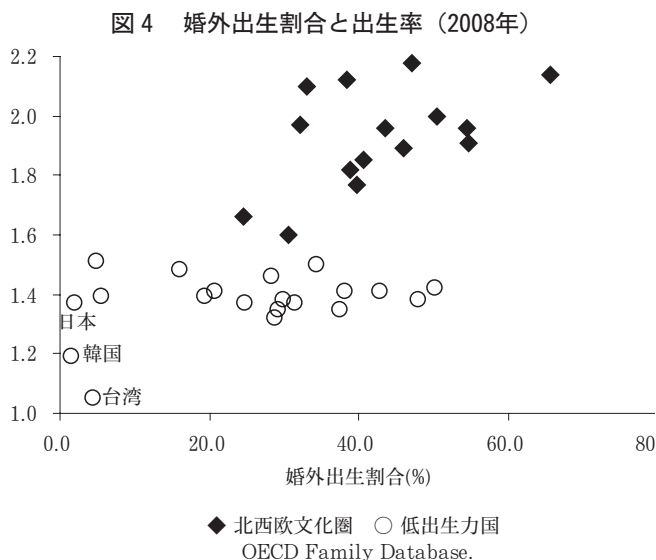
生じ、低出生力国との差は現在でも大きい。図2は2005年のTFRとGEMをプロットしたものである。GEM (Gender Empowerment Measure) はUNDPが2009年まで公表していた女性のエンパワーメントに関する指標で、国会議員や専門・管理職における女性割合と男女賃金格差から計算されている。台湾は国連加盟国でないので、UNDPの報告書にはない。台湾のGEMは行政院主計処による2004年の値で、張普芬(2010 p. 66)に収録されているものである。この図をみるとGEMと出生率の相関は0.73とかなり高く、ジェンダー平等度が高い国ほど出生率も高い。しかし台湾は日本や韓国よりかなり高いジェンダー平等度を示すにもかかわらず、出生率は低い。台湾の右上に位置する低出生力国はドイツ、オーストリー、スイスのドイツ語圏とスペインで、



やはり比較的高いジェンダー平等を達成しながらも出生率は低い。

図3は、15歳以上女子の労働力率と合計出生率の関連を示したものである。かつては女子の労働力参加が高い国の方が出生率が低かったが、1980年代半ばからこの関係は逆転し、1990年代の極低出生力の出現によって正相関が明確になった。このような逆相関から正相関への転換は、北西欧諸国で仕事と家庭の両立可能性が向上し出産の機会費用が低下した一方、低出生力国では依然として機会費用が大きいと解釈できる（Suzuki 2008）。両立可能性が向上した理由は、高い職業移動性（アメリカ）、豊富なパートタイム就業機会（オランダ）、大量の女性公務員の採用（スカンジナビア）など国によって異なるが（Rosenbluth 2007）、両立可能性の高さも北西欧文化圏の家族パターンの一種と見られる。

北西欧文化圏で同棲と婚外出生の普及が最も早く進んだのは、第二人口転換理論が主張するとおり世俗的・個人主義的価値観と関係があるだろう。既に宗教改革の時点で結婚の意味は宗教的秘蹟から市民的契約に変わっており、これが親の権威を引き下げ自律的な配偶者選択を促進した。こうした伝統が、結婚から同棲への転換をもたらした。これを結婚から分離させる原動力になったと考えられる。図4は婚外出生割合と出生率の関連を示したもので、東アジアでは婚外



出生の増加はまだ始まっておらず、第二人口転換過程における例外となっている（Lesthaeghe 2010 p. 244）。近年では旧共産圏を中心に婚外出生が急増しながら出生率は低水準にとどまる国が現れ、相関はかつてより弱まっている。特にブルガリア（50.2%）、スロベニア（48.1%）、ラトビア（43.0%）などの婚外出生割合は北西欧文化圏と比較しても高い方だが、合計出生率は1.5を回復していない。

### III. 日本的家族パターンと儒教的家族パターン

表1でもうひとつ目立つ文化デバイドは、韓国・台湾の出生率の異常な低さである。Goldstein et al. (2009) の表1を見ると、韓国の最低到達点である1.08（2005年）に匹敵するのは、ウクライナ（2001年に1.08）とブルガリア（1997年に1.09）程度である。他の東欧・旧ソ連圏諸国は、資本主義経済への移行に伴う大混乱にもかかわらず、合計出生率が1.1を下回ったことがない。南欧ではスペインの1.16（1998年）が最も低い。台湾の

0.895（2010年）に至っては、数千万の人口を有し農村部を持つ国の出生率が1.0を下回るの、史上初の出来事と思われる。地域レベルでは、旧東ドイツ地域が1994年に0.77、北イタリアのエミリア＝ロマーニャ州が1987年に0.93を記録したことがある。日本の最低到達点は1.26（2005年）で、1990年代に極低出生力を経験した国の間では平均的な水準である。

このように日本の出生力低下の度合いが南欧・東欧・旧ソ連圏に近く、韓国・台湾がそれよりも激甚なのは、日本の家族パターンが相対的に北西欧型に近く、韓国・台湾・中国のような儒教圏の家族パターンは相対的に遠いためだと解釈できる。もちろん過去の日本文明論・日本文化論には欧米と日本の差異を強調する日本特殊論があり、また日本を儒教圏に含める見方もあった。しかし出生力低下に関する限り、ヨーロッパに類似した日本的家族パターンが作用し、ヨーロッパと異質な儒教的家族パターンが異常に低い低出生力をもたらしたと解釈できる。

日本と儒教圏との差異を強調する視点としては、ハンチントン（1996=1998）の『文明の衝突』をあげることができる。そこでは現存する文明として「中華文明」「日本文明」「ヒンドゥー文明」「イスラム文明」「西欧文明」「ロシア正教文明」「ラテンアメリカ文明」「アフリカ文明」の八つをあげた。日本は一国で一文明をなす唯一の例で、中華文明から派生して西暦100～400年の時期に現れたとされる（p. 59）。またアイゼンシュタット（1996=2004）は、日本は隣接する儒教文明に呑み込まれることなく、自らの歴史を維持した唯一の非軸文明であるとした。日本が非軸文明として残ったということは、儒教や仏教のような超越の原理が日本に導入されると、「軸が抜かれて」日本化されたことを意味する。一方で朝鮮とベトナムでは、儒教の影響で新しいエリート階層が出現するとともに、家族制度までが変容した。中国とは異なる部分もあるがとにかく科挙制度が導入され、儒教的文人官僚が政治を独占した。ところが日本では、儒教が家族構造や権力構造や前提を変えることはなく、結局「日本化」されてしまった。仏教も同様で、大陸の仏教から見るとひどく異質なものに変質してしまった。

欧米では多くの論者が、封建制から絶対王政へ進む歴史的展開における日本とヨーロッパの類似性を指摘した（アイゼンシュタット 1996=2004 pp. 2-4）。日本では梅棹（1957=2002）の『文明の生態史観』が、西ヨーロッパと日本を文明が乾燥地帯からの侵略によって中絶されることなく、封建制からブルジョワ革命に至る成熟を達成できた「第一地域」に分類した。この場合、古代中国の封建制はブルジョワ階級を育成した西欧と日本の封建制とは異なるものとされる。朝鮮の歴史に封建制に似た状況を探し出すことも可能かもしれないが、少なくとも近代化直前の19世紀の中国・朝鮮の政治体制は、中央集権的な農業官僚制（カミングス 1997=2003 p. 102）だった。

儒教圏では「孝」が最も重視されるイデオロギーであり、家族関係が最も重要視され他の社会関係のモデルとなっていた。儒教的価値の中心をなす「孝」の影響は、いまだに日本人と中国人・韓国人の差異を際立たせているように思われる。儒教の礼教性と宗教性は、孝によって結ばれている。孝は祖先礼拝、子の親への愛、子孫一族の繁栄を合わせていう

多義的概念である。儒教の深層には死者との対話を可能にする宗教性があり、孝は「生命の連続の自覚」に基づく宗教的意識である。この孝の上に家族道徳が築かれ、その上に様々な社会的道徳が作られた。儒教の孝すなわち「生命の連続の自覚」は、中国人において血の連続、血の鎖、血の尊重として微動だにしていない。家族主義は健在で、現在でも西欧的個人主義に対抗し続けている（加地 1997 pp. 126-127）。

日本の儒教受容は「忠」を「孝」の上に置くかなり変形されたものだったが、さらに「孝」が「恩」に条件付けられるという儒教の原型にはない特徴を持つ。これは封建的主従関係が家族関係に適用されたもので、中国等では逆に家族関係があらゆる社会関係を規定したのとは際立った差異がある。古典儒教では「孝」は子の絶対的で単純無条件的な義務で、親による慈愛とは無関係とされた。孝は天地そのものの理法で自然の性であるゆえに行うのであり、親の恩に報いるためのものではない。これに対し日本では、親の恩は無限に深くいくら返しても返し切れないとされたが、孝はあくまで恩を返すために行うものとされた（川島 1957 pp. 102-110）。

フクヤマ（1995=1996）は、中国の低信頼社会と日本の高信頼社会の差の源泉を、家族主義の違いに帰している。台湾を含む中国人社会で大企業が育ちにくいのは、非親族への信頼がなく同族経営からなかなか脱却できないからである。家族を国家を含むすべての関係に優先させるのが中国の正統派儒教の特徴であり、この点で忠が優越する日本の儒教は異端である。日本は、封建時代に親族関係によらずに共同する習慣を発達させた。フクヤマによると日本では家族主義が著しく欠落しており、親族への義務は中国よりはるかに弱い。日中とも孝の規範意識は強く、年長者に敬意を払い、男尊女卑的な傾向があった。しかし中国の jia（家）と異なり、日本のイエは家産を存続させることに重点が置かれ、そのため非血縁養子が頻繁に行われた。このため身内びいきに対するある種の用心深さがあった（第9章、第15章）。

パイ（1995=1995）も権力観との関連において、中国と日本の家族を対置している。中国では父親の面子がつぶされることは家族全員の面子がつぶされることに等しく、したがって家長は批判に敏感だった。反対に日本は家族が失敗し逆境にあっても、父親の指導下に家名を汚さぬよう努力するものとされ、失敗から学ぶことができた。また中国人が血縁者と非血縁者を峻別していたのに対し、日本人は家族内でも競争があることを認めた上に、平気で非血縁者を養子にした。日本では有能な者を家族に取り込むことは日常茶飯事だったが、中国では非血縁者は一族の意思決定過程に参加できなかった（第3章）。

儒教圏と日本の差は、ジェンダー関係においても際立っていた。儒教的理念に従って女性を公的な場から隔離した中国・朝鮮に比べると、近代化直前の日本女性の地位は相対的に高かったようである。これは幕末に日本を訪れた西洋人の記録でも裏づけられる（ツェンベリー 1778=1994 p. 82, ペルリ 1856=1948 4巻 pp. 16-17, カッテンディーケ 1860=1964 p. 47, グリフィス 1876=1984 pp. 264-265）。戴季陶（1928=1972）の『日本論』も日本女性の言語行動にはかなりの自由が認められているとした上で、中国の男尊女卑を表裏がある残酷で畸形的な制度と断じた（第24章）。ベネディクト（1946=1967）の



『菊と刀』でも、日本の婦人は他の大部分のアジア諸国に比べれば大きな自由をもっており、これは西欧化の時期の差だけではなく、日本の妻は一家の財布を預かり、上流家庭では召使を指揮し、子供たちの結婚に大きな発言権をもっていると評価している（第3章）。

中国では家族は父系血縁集団である宗族に包含される。宗族の原理は同姓不婚と異姓不養で、前者は血縁集団内での結婚を禁忌すること、後者は血縁集団内からしか養子を取らないことである。男女とも父の姓を継ぎ、結婚後も姓を変えることはない。したがって父の血族は同じ宗族の成員だが、母や妻の血族は異なる宗族に属す。特に祭祀権の継承は重要な宗教的意味を持ち、鬼神は直系卑属の男子でなければ祀りを受けないとされた。このため養子は兄弟や従兄弟の息子を取るのが原則で、宗族の系譜における世代関係の遵守が重視された（官文娜 2009 pp. 143-144）。

中国では、男子間の均分相続と輪往による老親扶養が伝統的慣行だった。息子とその妻子から成る核家族またはその居室を「房」といい、土地は原則として房の間で均分相続された。娘は父親の家族内で房を形成できないので、したがって相続権がなかった。未婚で死んだ娘が祭祀を受けるには、冥婚によるしかなかった（首藤 2005 pp. 100-101）。

李氏朝鮮は朱子学の礼を強制する過程で、同姓不婚・異姓不養の原理も両班層を中心に普及して行った。朝鮮後期の両班家では、嫡室から生まれた長男しか継承できなかった。性理的には嫡長子でなければ正統でないとされ、次三男や庶子がいくらでも継承資格がなかった。嫡長子が死んでも次三男に継承権がないため、養子によって嫡長子を作る必要があった。その場合、死亡した嫡長子の次の世代の者を嫡長子の養子とすることが正統な継承法とされた（殷棋洙 2009 pp. 199-200）。

近代化直前の19世紀の朝鮮家族は、長男が親を扶養し、祭祀権を継承し、次三男より多く相続する直系家族だった（佐藤 2004）。このようなパターンが確立したのは18世紀後半のことで、それ以前には末男子が残って老親を扶養するパターンが多かった（嶋 2004 p. 82）。さらに17世紀以前には、男女均分相続や妻方居住制も見られた（宮嶋 1995 pp. 56-58, 仲川 2007 p. 82）。18世紀後半に性理的秩序が確立して以後、祭祀継承者たる長孫は必ず長男でなければならないとされたが、財産相続は長男を優待しながらも単独相続ではなかった。また長男優待分は長男個人の財産とみなされ、日本のような家産という概念はなかった（朴在圭 2008 pp.121-122）。

日本では同姓不婚・異姓不養の原理は導入されず、近代直前の家族パターンは中国・朝鮮と非常に異なっていた。日本では内婚性向が強く、養子を取る際に世代を考慮せず、12世紀以降は非血縁の異姓養子を取る例も増えた（官文娜 2009 p. 144）。鎌倉武士の惣領制は南北朝以降に長子単独相続に移行し、この過程で女性の権利が著しく縮小したとされる。庶民層で家業・家産の維持、単独相続、直系家族世帯といった特徴が出揃うのははるかに遅く、江戸時代後期とされる（Mosk 1995, 平井 2008）。

中国・朝鮮の父系血縁集団である宗族に対比されるものとして、日本の同族がある。同族は本家・分家関係にもとづく家の連合で、経済的な庇護・奉仕の上下関係を持ち、近居して日常的接触を維持する地縁集団である（柿崎 2008a p. 34）。中根（1970 p. 429）は、

日本の同族は中国・朝鮮の宗族のような父系血縁親族集団ではないと断言し、養子に行った息子や婚出した娘は出自集団から離れること、同族の構成単位は家で、個人は家を通じて同族に所属することなど、宗族との違いを強調した。江守（1990 pp. 210-219）はこれに反対し、宗族でも嫁は実質的な成員とみなされ、非血縁者の入養があっても日本の家族パターンが父系制で、日本の同族を父系血縁集団とみなすべきと主張した。しかし同姓不婚・異姓不養の原理を欠く日本の同族は、やはり宗族との異質性の方が目立つ。また地縁性が強く離村すると次世代には関係が途絶える点、輩行字や族譜がなく自分が何代目か知らない当主が大半である点、離村者の系譜的關係を確認できないため宗親会のような組織が形成されない点なども、同族を中国・朝鮮的な宗族から区分する特徴である（柿崎 2008b p. 317）。

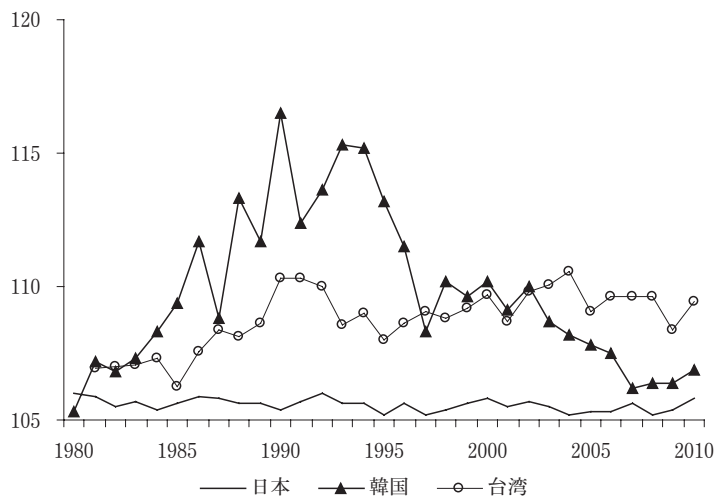
以上をまとめると、中国・朝鮮・日本の近代化直前の家族パターンは表2のように要約

表2 近代化直前の家族パターン

|        | 中国           | 朝鮮           | 日本           |
|--------|--------------|--------------|--------------|
| イデオロギー | 孝重視          | 孝重視          | 忠重視          |
| 女性の地位  | 厳格な隔離        | 厳格な隔離        | 比較的平等        |
| 親族集団   | 父系制          | 父系制          | 双系制または弱い父系制  |
| 婚姻     | 同姓不婚         | 同姓不婚         | 内婚           |
| 養子縁組   | 異姓不養<br>世代重視 | 異姓不養<br>世代重視 | 非血縁可<br>世代無視 |
| 相続     | 男子均分         | 長男優待         | 単独           |
| 世帯構造   | 合同家族または親の輪住  | 直系家族         | 直系家族         |

できる。日本は同姓不婚・異姓不養の原理を欠き、中国・朝鮮の宗族とは明らかに異なる家族パターンを持つ。父方・母方いずれの親族集団にもメンバーシップを持つ双系制ともみなし得るが、仮に江守に従って一種の父系制であるとしても、宗族とは非常に異なる弱い父系制と見るべきだろう。トッド（2001）の分類では、中国は外婚制共同体家族、朝鮮と日本は直系家族に分類される。相続と世帯構成

図5 出生性比（女兒100に対し男児）



厚生労働省統計情報部、韓国統計庁、中華民国行政院主計処。

に注目すれば、朝鮮は中国よりむしろ日本のパターンに近い。ただし複数の息子が結婚後も親と同居する大家族は、中国でも実際には多くなかったと想像される。老親が息子の世帯を輪往して扶養される習慣は、大家族の集住が難しかったことによるものだろう。その場合、世帯構造としては日本・朝鮮の直系家族に近かったと考えられる。

相続に関してはトッドの分類のように中国が朝鮮・日本と異なると見ることができるが、全体としては儒家家族としての中国・朝鮮と、封建家族としての日本との対比が目立つ。日本と儒家圏の相違を最も端的に表す人口学的指標は、図5に示した出生性比の歪みである。1980年代後半から目立ち始めた出生性比の異常な歪みは、日本には見られず韓国・台湾・中国のような儒家圏にのみ見られた。これは羊水検査や超音波法による胎児の性別鑑定技術が普及すると、強い男児選好のために高い出生順位の女兒を中心に選択的中絶が広く行われたためである (Park and Cho 1995, 林 2002)。2010年の出生性比は、韓国は106.9と正常範囲まで戻ったが、台湾は109.5でまだ正常な範囲とは言い難い。日本は108以上の値を示したことがなく、出生力低下の到達点と合わせて、同じ東アジアの韓国・台湾よりはむしろ南ヨーロッパに近い。このように儒家家族を、ヨーロッパや日本を含む封建家族から区別する枠組が有効であると思われる。

#### IV. 東アジアのポスト近代化

ここでポスト近代化とは、産業社会の成熟に伴って現れる様々な社会経済的・人口学的変化を指す。高度経済成長期を経て経済は低成長期に入り、労働需要の低下によって若年労働市場は悪化する。これによって20～30代男女で失業率の上昇か、または非正規職の増加が現れるだろう。高度成長期から一転して就業と職業達成は不安定となり、将来への不確実性が高まる。こうした変化への典型的な反応は人的資本投資の強化であり、高学歴化と教育費の高騰が進むだろう。経済のソフト化とサービス経済化に伴い、女子労働力への需要が高まる。女子の労働力参加はますます進み、経済的パワーが蓄積される。その結果、近代に確立した男性稼得者モデルと伝統的性分業は重大な挑戦にさらされるだろう。ジェンダー平等が政治イシュー化され、伝統的な妻＝母役割との葛藤の可能性が高まる。結婚制度は、同棲・婚外出生・離婚といったポスト近代的な行動の普及によって挑戦を受ける。性分業の浸食は、未婚率と離婚率を同時に高める作用があるだろう。富国の結婚市場で不利な立場にある男子は配偶者を海外に求め、国際結婚が増加する。高齢者福祉制度が充実すれば、家族による老人扶養の独占状態は崩れ、高齢者の収入源はますます多様化するだろう。一方で若年労働者の困窮化と相まって、近代化の過程で逆転した世代間の富の流れは、親から子へという偏りがますます顕著になると考えられる。極端に低い水準までの出生力低下は、こうした変化と密接に結びついている。

表3は家族人口学的指標を東アジアの四ヶ国について比較したものである。日本の変化が相対的に緩慢なのは出生力低下、出生性比の歪み、国際結婚の増加であり、M字型曲線の消滅では台湾より遅れており韓国の方に近い。韓国・台湾における離婚の増加や晩婚化

も、日本に追いつくか追い越しており、日本以上に変化が急激だったと言える。逆に日本が先行している変化は、人口増加率の低下、人口高齢化、世帯規模の縮小、独居の増加等である。人口減少と高齢化は年齢構造と過去の増加慣性が働くため、出生率低下が人口増加率に影響するまでにはかなりの時間差がある。日本の来たるべき人口減少と高齢化は、単に出生率低下の時期が早かったため、他の東アジア諸国より先行しているに過ぎない。つまり世帯変動を除けば、日本以外の東アジア諸国が後発効果による急激な変動を経験していると言える。ただし出生性比の歪みは日本でもヨーロッパでも見られず、儒教圏で初めて起きた現象である。また婚外出生の増加は、日本を含む東アジアではまだ始まっていない。

図2や表3に見るように、台湾では政治や雇用部門で日韓より高いジェンダー平等が達成されている。表4はUNDPのジェンダーエンパワーメント指数（Gender

表3 家族人口学的変動の指標

| 指標                | 年次      | 日本    | 韓国    | 台湾    |
|-------------------|---------|-------|-------|-------|
| 人口増加率 (%)         | 2009-10 | 0.020 | 0.464 | 0.183 |
| 65歳以上割合 (%)       | 2010    | 23.0  | 10.7  | 10.7  |
| 合計出生率             | 2010    | 1.39  | 1.22  | 0.90  |
| 平均出産年齢            | 2010    | 31.2  | 31.3  | 30.6  |
| 出生性比 (女兒100対男児)   | 2010    | 105.8 | 106.9 | 109.5 |
| 婚外出生割合 (%)        | 2010    | 2.2   | 2.1   | 4.5   |
| 粗婚姻率 (‰)          | 2010    | 5.5   | 6.5   | 6.0   |
| 粗離婚率 (‰)          | 2010    | 2.0   | 2.3   | 2.5   |
| 平均初婚年齢：男          | 2010    | 30.5  | 31.8  | 31.3  |
| 平均初婚年齢：女          | 2010    | 28.8  | 28.9  | 28.8  |
| 外国人妻割合 (%)        | 2010    | 3.3   | 8.1   | 13.1  |
| 外国人夫割合 (%)        | 2010    | 1.1   | 2.4   | 2.8   |
| 女子労働力率：25～29歳 (%) | 2010    | 77.1  | 69.4  | 83.7  |
| 女子労働力率：30～34歳 (%) | 2010    | 67.8  | 54.4  | 76.7  |
| 女子労働力率：35～39歳 (%) | 2010    | 66.2  | 55.7  | 74.3  |
| 女子労働力率：40～44歳 (%) | 2010    | 71.6  | 65.6  | 71.2  |
| 平均世帯規模            | 2010    | 2.5   | 2.7   | 2.9   |
| 単独世帯割合 (%)        | 2010    | 32.4  | 23.9  | 28.8  |

国立社会保障・人口問題研究所，総務省統計局，韓国統計庁，  
中華民国行政院主計処。

表4 東アジアのジェンダー平等度 (2004年)

|                 | 日本    | 韓国    | 台湾    |
|-----------------|-------|-------|-------|
| ジェンダーエンパワーメント指数 | 0.557 | 0.502 | 0.692 |
| 国会議員女性比率        | 10.7  | 13.4  | 22.1  |
| 管理職女性比率         | 10    | 7     | 16    |
| 専門職女性比率         | 46    | 38    | 44    |
| 勤労所得男女格差        | 44    | 46    | 58    |

張普芬 (2010, p. 66).

Empowerment Measure; GEM) とその構成要素を比較したものである。前述のように台湾の GEM は、行政院主計処による値である。台湾はすべての構成要素で韓国を上回っており、専門職女性比率以外で日本を上回っていることが注目される。

このように台湾のジェンダー間平等は日韓を上回るが、これはジェンダーが重要な政治的イシューとして取り上げられ、フェミニズム団体が政治的に成功したためである。これは1980年代後半以降の民主化過程で、与野党が競争的にフェミニズム団体を重用した結果だろう。韓国でも民主化の進展とともに女性問題がイシュー化され、男女雇用平等法(1987年)、嬰幼兒保育法(1991年)、家庭内暴力関連法(1997年)、男女差別禁止法(1999年)、女性部創設(2001年)といった施策が相次いだ。台湾の変革はこれを上回るが、これには台湾固有の政治状況が影響していると見られる。国民党は当初から本省人の信頼を失い、その後は米中接近と国連脱退を契機に「正統中国國家」としての権威を喪失し、民主化以後は族群政治が顕在化した。韓国では日本統治時代の親日派テクノクラートが権力を握って経済発展を成し遂げたのに対し、台湾では外省人が長らく権力の座にあった。このため本省人から見れば、建国後の政治的エリートに対する懐疑と反発は韓国より甚大にならざるを得ない(丸山 2007 pp. 19-20)。そうした国民党＝外省人エリートの権威喪失と族群政治のイシュー化は、強い政治的改革への動機づけをもたらし、ジェンダー問題にも影響を与えたと見られる。

1988年に本省人として最初に総統の地位に就いた李登輝は、野党である民進党の要求を取り入れながら民主化を進め、1989年に郭婉容と葉菊蘭がそれぞれ初の女性大臣・女性議員となった。1990年代前半の民進党躍進時に社会運動出身者が政治中枢に食い込み、フェミニズム運動団体も陳水扁を支持した。1994年に民進党の陳水扁が台北市長に就任すると、台北市婦女權益促進委員会を設置した(洪郁如 2010 p. 114)。1996年に民進党が1/4代表制を採用すると国民党もこれに追随し、1998年には地方における女性の1/4定員保障が制度化された(范情 2010 p. 144)。1998年に国民党の馬英九が台北市長に就任すると、呂秀蓮が初の女性副総統に就任し、李元貞、呉嘉麗といったフェミニストがそれぞれ国策顧問と考試院委員に起用された。こうした国民党と民主党的女性問題へのコミットメントを背景に、性侵害犯罪防治法(1996年)、性暴力防止法(1997年)、DV防止法(1998年)、両性工作平等法(2002年)、ジェンダー・イクオリティ教育法(2004年)、セクシャルハラスメント防止法(2005年)、性別工作平等法(2008年)といった施策が次々と実施された。

瀬地山(1996 p. 265)は日本・韓国・台湾を比較し、早くから台湾が最も「専業主婦が消滅に向かいやすい社会」と評価している。日韓に比べ専業主婦の地位が低く、高学歴が女子の就業を促進する効果が強く、日本の良妻賢母主義や韓国の両班的生活様式のような、上層で女子の就労を抑圧する規範がない。三歳児神話のような母親の専担役割に対する規範が弱く、出産退職が少ない。M字型曲線が消滅したことも、台湾で仕事と家庭の両立可能性が日韓より高いことを示唆する。このようなジェンダー平等と両立性の高さは、出生率低下を予防するはずである。ところが現実には、台湾の出生力は日韓より低い水準まで落下している。

表5 東アジア4カ国の家族主義－「強く賛成」の%

|                                                  | 台湾   | 韓国   | 日本   | 中国   |
|--------------------------------------------------|------|------|------|------|
| 1. 自分の幸福よりも、家族の幸福や利益を優先すべきだ                      | 28.5 | 21.5 | 4.4  | 9.3  |
| 2. 親の誇りとなるように、子どもは努力すべきだ                         | 34.2 | 18.3 | 2.7  | 19.5 |
| 3. 夫と妻の両方の親族が、妻の助けを必要としているときには、妻は夫の親族を優先して助けるべきだ | 8.2  | 7.8  | 1.5  | 3.2  |
| 4. 三世代同居は望ましい                                    | 72.2 | 58.4 | 67.5 | 59.5 |
| 5. 長男が、多くの財産を相続すべきだ                              | 3.0  | 6.1  | 1.5  | 2.8  |
| 6. どのような状況においても、父親の権威は尊重されるべきだ                   | 25.9 | 31.1 | 3.9  | 17.6 |
| 7. 妻にとっては、自分自身の仕事よりも夫の仕事の手助けをする方が大切である           | 12.8 | 12.8 | 1.8  | 5.1  |
| 8. 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ                             | 15.4 | 9.7  | 2.2  | 5.6  |
| 9. 景気がわるいときには、男性よりも女性を先に解雇してよい                   | 2.0  | 1.8  | 1.0  | 1.5  |

岩井・保田 (2009).

このような公的部門でのジェンダー平等の達成とは裏腹に、台湾には韓国以上に儒教的家族パターンが残存しているのではないかと思われる根拠がある。ひとつは図5に示した出生性比の歪みで、韓国が最近正常範囲に戻ったのに対し、台湾はいまだに選択的中絶が絶えずにいる。もうひとつは表5の家族意識で、これは東アジア社会調査から家族観に関する結果を示したものである。これによると台湾は9項目中6項目で他の三国を上回って伝統的な家族主義的意見に賛成している。韓国が最も伝統的・保守的なのは「長男優待相続」「父親の権威」の2項目だけで、「伝統的性分業」では台湾と韓国が並んで最も保守的である。日本と中国が最も家族主義的な態度を示す項目はない。

McDonald (2000 p. 437) は、ジェンダー平等が家庭外で高く家庭内で低ければ超低出生力が出現すると述べた。これは台湾の状況によく当てはまる。教育達成や職業達成で満足できる結果が得られる可能性が高いのに、家庭生活では満足できる結果が得られそうにないと見た女子は、結婚や出産を忌避するだろう。出生力低下以外にも晩婚化・未婚化や離婚の増加における後発効果も、家族部門と家族外の公的部門の変化の不整合が関わっていると見られる。家族部門が相対的に満足の行く状態ではないと見た未婚女子は、結婚を忌避するだろう。家族関係を解消した方が効用が上がると思われた有配偶女子は、離婚を選択するだろう。国際結婚の増加は、内国人女子のこのような結婚忌避・解消傾向の直接的な結果である。

## V. 政策転換

日本が1990年の「1.57ショック」を契機に出生促進策に踏み切ったのに対し、韓国と台湾が政策転換を打ち出した2003年以降には1.3を下回る極低出生力水準に達していた。このように政策転換が遅れたのは、韓国・台湾とも長らく高出生率と人口爆発の恐怖に苦しみ、強力な家族計画プログラムを実施して来た経緯があり、転換が容易でなかったためだろう。また合計出生率が1.5前後に達した1990年代末には、アジア経済危機への対応で忙

しかったこともある。

詳細は松江論文と伊藤論文に譲るが、韓国は2006年に第一次低出産・高齢社会基本計画（セロマジプラン2010）を制定し、台湾は2008年に人口政策白書を公表して低出産対策に乗り出した。いずれも低出産対策が先頭に来ているが、高齢化対策と経済成長戦略または移民政策を含む総合的な人口政策パッケージになっている。

両国とも世界の出生力低下の先頭を走っており、問題の深刻さは改めて強調するまでもなく、両国政府とも現状を深刻に憂慮している。それでも低出産対策を含む家族政策の予算を急激に増加させることはできておらず、児童手当（子ども手当）制度を持つ日本に比べても低い水準にとどまる。表6は政策転換直前の2005年におけるOECD諸国の家族政策支出の水準を比較したもののだが、韓国の家族政策支出は日本と比べても低く、国内総生産の0.27%だった。セロマジプランの実施によって2010年には0.5%程度まで伸びたと考えられるが、依然としてトルコを除くOECD会員国にはほど遠い水準である。日本も子ども手当の発足等である程度伸びたと思われるが、まだOECD内では下位圏にとどまるだろう。家族政策への政府支出という面では、東アジアはアメリカ・カナダなどと並んで最下位圏を構成するという状況は、簡単には打破できそうにない。

表6 家族政策支出の対GDP比（2005年）

| 国        | %    | 国     | %    |
|----------|------|-------|------|
| ルクセンブルグ  | 3.60 | スロバキア | 2.13 |
| デンマーク    | 3.38 | チェコ   | 1.73 |
| スウェーデン   | 3.21 | オランダ  | 1.65 |
| イギリス     | 3.20 | スイス   | 1.34 |
| ハンガリー    | 3.11 | イタリア  | 1.31 |
| フランス     | 3.02 | スペイン  | 1.14 |
| フィンランド   | 2.97 | ポーランド | 1.13 |
| アイスランド   | 2.97 | ギリシア  | 1.08 |
| オーストリー   | 2.84 | カナダ   | 1.05 |
| ノルウェー    | 2.84 | メキシコ  | 1.00 |
| オーストラリア  | 2.83 | 日本    | 0.81 |
| ニュージーランド | 2.63 | アメリカ  | 0.62 |
| ベルギー     | 2.60 | 韓国    | 0.27 |
| アイルランド   | 2.49 | トルコ   | 0.03 |
| ドイツ      | 2.17 |       |      |

OECD, Society at a Glance 2009.

出生抑制策に比べ、出生促進策の即効性は小さいと思われる。たとえば所得水準が低い途上国で現金支援による不妊手術の動機づけは有効でも、所得水準が高い先進国で児童手当の効果は低い。休暇制度や就業形態の柔軟化のような両立支援策を導入しても、伝統的性分業意識が強い状態であれば、その効果は即座には現れないだろう。だからといって出生促進策は有効でないと拙速に断定すべきではない。重要なのは子どもが生まれれば十分な社会的支援が得られるというメッセージを出し続けることであり、国民の多くがこれを信じた時に出生率が回復すると思われる。この点でヨーロッパの福祉国家に大きく遅れをとる東アジアの出生促進策は不十分であり、特に需要の急増になかなか追いつけない保育サービスの供給は国民が安心できる水準からほど遠いと言える。

日本の子ども手当制度も、結局は拡充された児童手当にとどまり、国民からの信頼を得るのに失敗した。韓国と台湾は、児童手当制度のような巨額の財源を要する施策に即効性が期待できないことから、導入をためらう傾向が強い。しかし一定程度の金銭的支援がなければ、国民が信頼し安心できる水準には到達できない可能性が高いと思われる。

## VI. 結語

日本の合計出生率は南東欧と似た推移を示し、1.2を下回ることなく回復に転じた。一方韓国は2005年に1.08を記録したが、これは欧米先進国ではほとんど記録されることがない低水準である。台湾に至っては2010年に0.895を記録し、農村部を含む一国の合計出生率が1.0を下回った最初の例と思われる。

このような韓国・台湾と日本との差は、儒教家族の子孫である韓国・台湾の家族パターンと、封建家族の子孫であるヨーロッパや日本との差異に帰することができる。北西欧は最も典型的な封建家族の子孫であり、女性の地位が古来から高く、親子紐帯が相対的に弱く、家父長的・権威主義的特徴が弱かった。南欧・東欧や日本も封建家族の子孫ではあるが、北西欧よりは家父長的・権威主義的要素が強い家族パターンを持つ。中国・朝鮮・台湾・ベトナム等は儒教家族の子孫で、北西欧パターンからの距離はさらに大きく、南欧・東欧や日本と比べても家父長的・権威主義的特性がさらに強いと考えられる。

低出生力は高度に発展したポスト近代的な社会経済システムと、変化が緩慢な家族システムの葛藤の結果と見られる。経済の成熟に伴う低成長と若年労働市場の悪化、人的資本投資の重要性の増大、女性の労働力参加と伝統的性役割の衰退といったポスト近代的変化に最も耐性が強いのが北西欧型家族パターンであり、それとの差異が大きいほど葛藤は大きく出生力は大きく低下する。出生力低下以外にも、結婚力低下・離婚率上昇・国際結婚の増加といった側面でも儒教圏は日本より急激な変動を示している。

一方で台湾での公的部門における高いジェンダー平等度の達成や、韓国の個人戸籍制度の成立など、政治的・法的に介入が容易な領域では、日本以上に先進的な制度が確立された側面もある。そうした介入が容易な領域における変化の急激さと、介入が困難な家族意識・規範における変化の緩慢さの乖離が、ポスト近代的家族変動を激化させている側面もあろう。特に台湾の出生力低下は、公的部門と家族部門におけるジェンダー関係の乖離が原因となっている可能性がある。儒教圏の極端な低出生力がこうした文化的基層に根差すものである場合、日本との格差は長期間維持されることが予想される。その場合、韓国・台湾の低出生率は長期間続くだろう。

## 文献

- Becker, Gary S. (1991) *A Treatise on the Family*, Enlarged Edition, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts.
- Caldwell, John C. (2006) *Demographic Transition Theory*, co-authored by Bruce K. Caldwell, Pat Caldwell, Peter F. McDonald and Thomas Schindlmayr, Dordrecht, Springer.
- Easterlin, R. A. (1978) "What Will 1984 Be Like? Socioeconomic Implications of Recent Twists in Age Structure," *Demography*, Vol. 15, No. 4, pp. 397-421.
- Goldstein, Joshua R., Tomas Sobotka and Aiva Jasilioniene (2009) "The End of 'Lowest-Low' Fertility?" *Population and Development Review*, Vol. 35, No. 4, pp. 663-699.



- Kohler, Hans-Peter, Francesco C. Billari and José Antonio Ortega (2002) "The Emergence of Lowest-Low Fertility in Europe during the 1990s," *Population and Development Review*, Vol. 28, pp. 641-681.
- Lesthaeghe, Ron (2010) "The Unfolding Story of the Second Demographic Transition," *Population and Development Review*, Vol. 36, No. 2, pp. 211-251.
- Lutz, W., V. Skirbekk, and M. R. Testa (2006) "The Low Fertility Trap Hypothesis: Forces that May Lead to Further Postponement and Fewer Births in Europe," *Vienna Yearbook of Population Research* 2006, pp. 115-151.
- McDonald, Peter (2000) "Gender Equity in Theories of Fertility Transition," *Population and Development Review*, Vol. 26, No. 3, pp. 427-440.
- McDonald, Peter (2005) "Fertility and the State: the Efficacy of Policy," XXV International Population Conference.
- McDonald, Peter (2009) "Explanations of Low Fertility in East Asia - A Comparative Perspective," in Jones, Gavin, P. T. Straughan and Angeliqne Chan (eds.), *Ultra-low Fertility in Pacific Asia*, Routledge, London, 2009, pp. 23-39.
- Mosk, Carl (1995) "Household Structure and Labor Markets in Postwar Japan," *Journal of Family History*, Vol.20, No.1, pp. 103-125.
- OECD (2004) *Country Note, Early Childhood Education and Care Policy in the Republic of Korea*.
- Park, Chai Bin and Cho, Nam-Hoon (1995) "Consequences of Son Preference in a Low-Fertility Society: Imbalance of the Sex Ratio at Birth in Korea," *Population and Development Review*, Vol. 21, No. 1, pp. 59-84.
- Reher, David Sven (1998) "Family Ties in Western Europe: Persistent Contrasts," *Population and Development Review*, Vol. 24, No. 2, pp. 203-234.
- Rosenbluth, Frances McCall (2007) "The Political Economy of Low Fertility," in Rosenbluth, Frances McCall (ed.), *Political Economy of Japan's Low Fertility*, Stanford University Press, pp. 3-36.
- Suzuki, Toru (2008) "Korea's Strong Familism and Lowest-Low Fertility," *International Journal of Japanese Sociology*, No. 17, pp. 30-41.
- van de Kaa, Dirk (1987) "Europe's Second Demographic Transition," *Population Bulletin*, Vol. 42, No. 1.
- Wall, Richard (1999) "Leaving Home and Living Alone: A Historical Perspective," *Population Studies*, Vol. 43, No. 3, pp. 369-389.

S・N・アイゼンシュタット, 梅津順一・柏岡富英訳 (1996=2004) 『日本 比較文明論的考察』岩波書店 (S. N. Eisenstadt, *Japanese Civilization: A Comparative View*, 1996.)

岩井紀子・保田時男 (2009) 『データで見る東アジアの家族観—東アジア社会調査による日韓中台の比較』ナカニシヤ出版.

梅棹忠夫 (1957=2002) 『文明の生態史観ほか』中公クラシックス.

殷棋洙, 本町千景訳 (2009) 「朝鮮後期の多様な家の継承方式—義城金氏を事例に一」落合恵美子・小島宏・八木透編『歴史人口学と比較家族史』早稲田大学出版部, pp. 167-202.

江守五夫 (1990) 『家族の歴史民族学—東アジアと日本』弘文堂.

柿崎京一 (2008a) 「家と同族組織の構造」柿崎京一・陸学藝・金一鐵・矢野敬生編『東アジア村落の基礎構造—日本・中国・韓国村落の実証的研究』御茶の水書房, pp. 21-38.

柿崎京一 (2008b) 「移動と定住社会の構造」柿崎京一・陸学藝・金一鐵・矢野敬生編『東アジア村落の基礎構造—日本・中国・韓国村落の実証的研究』御茶の水書房, pp. 307-321.

加地伸行 (1997) 『現代中国学—〈阿Q〉は死んだか』中公新書.

カッテンディーケ, 水田信利訳 (1860=1964) 『長崎海軍伝習所の日々』平凡社東洋文庫 (Huijssen van Kattendijke, Willem J. C., 1860)

ブルース・カミングス, 横田安司・小林知子訳 (1997=2003) 『現代朝鮮の歴史—世界のなかの朝鮮』明石書店 (Cumings, Bruce, *Korea's Place in the Sun: A Modern History*, 1997)

川島武宜 (1957) 『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店.

官文娜 (2009) 「婚姻・養子形態に見る日中親族血縁構造の歴史的考察」落合恵美子・小島宏・八木透編『歴史

- 人口学と比較家族史』早稲田大学出版部, pp. 130-166.
- グリフィス, 山下英一訳 (1984=1876) 『明治日本体験記』東洋文庫430, 平凡社 (Griffis, William Elliot, *The Mikado's Empire*, 1876)
- 佐藤康行 (2004) 「はじめに」佐藤康行・清水浩昭・木佐木哲朗編『変貌する東アジアの家族』早稲田大学出版部, pp. vii-xx.
- 嶋陸奥彦 (2004) 「長期的視野における韓国の家族一世帯構成の組み替え可能性を中心に」佐藤康行・清水浩昭・木佐木哲朗編『変貌する東アジアの家族』早稲田大学出版部, pp. 81-109.
- 瀬川昌久 (2007) 「広東人の宗族・宗親会活動と現代中国一父系理念, 歴史の再構築, そして愛国」鈴木正崇編『東アジアの近代と日本』慶応義塾大学東アジア研究所, pp. 167-198.
- 首藤明和 (2005) 「漢人家族のダイナミズム把握に向けて一系譜観念と姻戚関係の分析から」北原淳編『東アジアの家族・地域・エスニシティ—基層と動態』東信堂, pp. 95-108.
- 瀬地山角 (1996) 『東アジアの家父長制—ジェンダーの比較社会学』勁草書房.
- 戴季陶, 市川宏訳 (1928=1972) 『日本論』社会思想社.
- 張普芬, 大平幸代訳 (2010) 「不孝の権利—台湾女性の相続をめぐるジレンマ」野村鮎子・成田静香編『台湾女性研究の挑戦』人文書院, pp. 47-69.
- C・P・ツェンペリー, 高橋文訳, 1994 『江戸参府随日記』平凡社東洋文庫 (Thunberg, Carl Peter, 1778.)
- エマニュエル・トッド, 石崎晴己編 (2001) 『世界像革命』藤原書店.
- 仲川裕里 (2007) 「「両班化」の諸相と儒教—イデオロギーの社会的上昇機能と限界—」土屋昌明編『東アジア社会における儒教の変容』専修大学出版局, pp. 53-105.
- 中根千枝 (1970) 『家族の構造—社会人類学的分析』東京大学出版会.
- ルシアン・パイ, 園田茂人訳 (1985=1995) 『エイジアン・パワー』大修館書店 (Pye, Lucian W., *Asian Power and Policies: The Cultural Dimensions of Authority*, 1985.)
- 朴在圭 (2008) 「チブ・家族・家口の様態」柿崎京一・陸学藝・金一鐵・矢野敬生編『東アジア村落の基礎構造—日本・中国・韓国村落の実証的研究』御茶の水書房, pp. 119-138.
- 林譲治 (2002) 「ジェンダー問題としての出生性比—アジア諸国からの考察—」阿藤誠・早瀬保子編『ジェンダーと人口問題』大明堂, pp. 21-42.
- 范情, 竹内理樺訳 (2010) 「台湾女性運動の歴史をふりかえって」野村鮎子・成田静香編『台湾女性研究の挑戦』人文書院, pp. 127-154.
- サミュエル・ハンチントン, 鈴木主税訳 (1996=1998) 『文明の衝突』集英社 (Huntington, Samuel P., *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*, 1996.)
- 平井昌子 (2008) 『日本の家族とライフコース』ミネルヴァ書房.
- フランシス・フクヤマ, 加藤寛訳 (1995=1996) 『「信」無くば立たず』三笠書房 (Francis Fukuyama, *Trust: The Social Virtues and the Creation of Prosperity*, 1995)
- ルース・ベネディクト, 長谷川松治訳 (1946=1967) 『菊と刀』社会思想社 (Ruth Benedict, *The Chrysanthemum and Sword: Patterns of Japanese Culture*, 1946)
- M・C・ペルリ, 土屋喬夫・玉城肇訳 (1856=1948) 『ペルリ提督日本遠征記』岩波文庫 (Perry, Matthew Calbraith, *Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Seas and Japan*, 1856)
- 洪郁如 (2010) 「〈解題〉台湾のフェモクラットとジェンダー主流化」野村鮎子・成田静香編『台湾女性研究の挑戦』人文書院, pp. 109-126.
- 丸山哲史 (2007) 『台湾における脱植民地化と祖国化—二・二八事件前後の文学運動から—』台湾研究叢書(5), 明石書店.
- 宮嶋博史 (1995) 『両班—李朝社会の特権階級』中公新書.

## Very Low Fertility in Eastern Asia and Europe: Trends, Determinants and Policy Responses

Toru SUZUKI

Lowest-low fertility that appeared in Southern and Eastern Europe in the 1990s spread in Eastern Asian advanced countries after the turn of century. No demographic theory could predict such emergent changes. In attempting ad-hoc interpretation, this paper classifies four cultural regions; Northern-Western Europe that includes English speaking non-European countries but excludes German speaking countries, other European societies such as German speaking countries, Southern Europe and Eastern Europe, Japan, and Confucian societies including China, Korea and Taiwan.

Modernization and post-modernization were led by countries with Northern-Western European traditions, especially Anglo-Saxon societies. Thus, it is supposed that family patterns in such countries were more adaptable to post-modern changes than in late-comer countries. Such family patterns as weak family ties, early home-leaving and high gender equity are assumed to be the characteristics that prevented fertility to decline to the lowest-low level. Southern and Eastern European societies with strong familism and patriarchal features lack such characteristics and the conflict between rapidly changing socio-economic system and slowly changing family system was severer and fertility declined lower than the forerunners. While the Japanese family pattern with feudal tradition is closer to Southern and Eastern European families, the Confucian family pattern is even more distant from the Northern-Western European pattern. Thus, the discrepancy between the socio-economic system and the family system became larger and fertility dropped more drastically in Korea and Taiwan than in Japan.

While Japan adopted pro-natal policy in the early 1990s, Korea and Taiwan adopted such policy transition after 2006. However, the governmental expenditure on the family policy in Eastern Asia including Japan is much smaller than European welfare societies, due to the neo-liberalistic political climate and difficulty to find a new source of revenue. The condition suggests that lowest-low fertility in Korea and Taiwan may last longer than in the case of Southern and Eastern European countries.

特集：第16回厚生政策セミナー

「東アジアの少子化のゆくえ—要因と政策対応の共通性と異質性を探る」

## 韓国における少子化とその政策対応

松 江 暁 子\*

1960年代初頭から1990年代半ば頃まで続いた人口抑制政策によって少子化が進行していったが、1990年代に入って人口抑制政策をめぐる議論が起り、1990年代半ばに人口抑制政策からの政策転換を決定した。しかし、それは少子化への対処としてではなく、人口抑制政策をやめる意味しか持たなかった。韓国で少子化が深刻な社会問題としてあらわれるのは2000年代前半である。2000年代に入って高齢化社会に突入したが、そのスピードは世界で最速であった日本よりも早く、その背景にある問題として少子化が浮かび上がった。以降、主に結婚後の出産・育児・両立支援に関する施策に重点をおいた低出産高齢社会基本計画を推進し、育児ケアの社会化に国家が取り組み始めた。しかし、1990年代後半に韓国を襲った経済危機が大量失業を生み、その厳しい状況を克服する過程で実施した労働市場の柔軟化政策が低賃金の非正規労働者や自営業・零細中小企業を増やし、雇用情勢は不安定化した。このような雇用情勢は若者の間に顕著にあらわれ、生活不安をもたらし、晩婚化・未婚化の主要因となり、少子化が深刻化している。よって少子化対策である低出産高齢社会基本計画だけではなく、若者への雇用対策を少子化対策の一環としてとらえなければならない。

低出産高齢社会基本計画と青年雇用対策を概観してみると、低出産高齢社会基本計画が結婚後の育児などのケアの社会化を中心に展開し、青年雇用対策は、既存産業での雇用の維持と社会的企業の育成による雇用創出、インターン制による短期的雇用創出が中心となっている。それぞれある程度の成果も見られるが、男性稼ぎ主型の社会規範が残る中で女性が仕事と家庭のどちらかを選択しなければならない状況が強められ、子どもを産む数に影響を及ぼしている。また、雇用対策を推進しても大企業と中小企業の間での賃金格差が拡大していることからすると、若者の間での格差を生み出すことになりかねない。これらの状況はさらに現在の韓国の労働市場のあり方とかかわって、若者が将来のビジョンを持つことを難しくし晩婚化・未婚化は進んでいる。現在の韓国における少子化は、生活不安や将来のビジョンを持つことの難しさや両性の間にある不平等が、労働市場のあり方につながって深刻化している。これらから現在の少子化への政策対応の効果はまだそれほど見えない状況といえる。今後、普遍的な保育サービスの提供や社会的企業などを通じた新しい働き方の創出が、少子化の克服に向けた重要な役割を果たすかもしれない。

### はじめに

韓国では2000年以降に少子化が社会的イシューとして浮かび上がった。遅くに現れた韓国の少子化であるが、そのスピードはこれまで少子化を経験してきたどの国よりも早いために、韓国政府に危機感をもたらし、それへの効果的な政策対応が求められている。日本

\* 明治学院大学社会学部

では、1990年代前半から少子化対策に取り組んでいるものの、目に見える効果を得ることは難しく模索している状況から、より急速な少子高齢化に直面し対策を講じている韓国は、1つの先行事例ともなりえる国家であるといえる。

本稿では、そのような韓国における少子化の現状とその政策対応について明らかにすることを目的とする。そのために、まず第1節では、全体的な背景として、急速に進行してきている韓国の少子化の状況を確認する。次に第2節では、1960年代初頭から1990年代半ば頃まで続いた人口抑制政策から、IMF 経済危機以降、2000年代に入って正反対ともいえる少子化対策へと転換していくその展開過程を明らかにする。最後に第3節では、こんにち韓国政府が少子化対策として推進している低出産高齢社会基本計画と雇用対策（特に青年雇用対策）について取り上げ、それぞれの中身とそこに対する評価を述べることにする。

## I. 韓国における少子化の状況

### 1. 韓国の人口動態

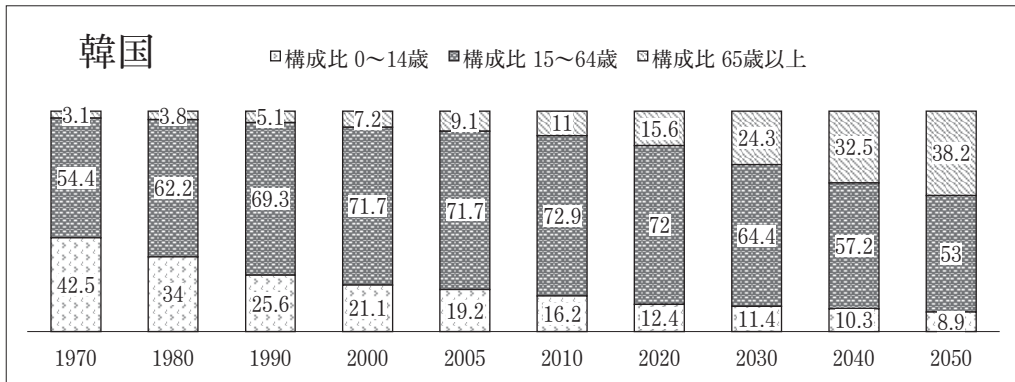
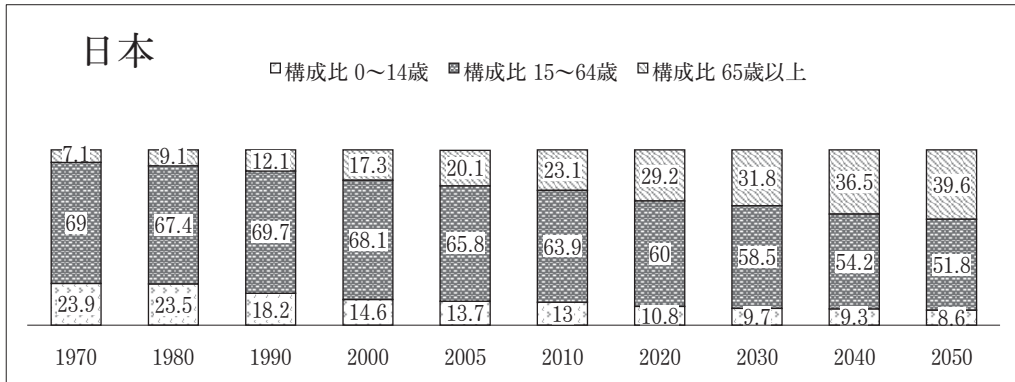
韓国人口の全体像から確認してみよう。韓国の人口は1960年代以降、急速に増加していく。1960年の人口推計は2,501万人、1965年に2,871万人、1970年には3,224万人となり、毎年2.0～3.0%ほどの人口増加率をみせた。その後も1990年には4,287万人、2000年には約4,701万人、2011年には4,978万人と増加趨勢であるが、2030年に頂点を迎え（5,216万人）、以降、マイナス成長期に転ずる見込みである。

人口構成比をみてみると、2000年に65歳以上人口の割合が7.2%となり、高齢化社会に突入した。2010年では、65歳以上は11.0%、0～14歳が16.2%、15～64歳（生産年齢人口）72.9%で、日本が1990年～2000年に65歳以上の比率が0～14歳人口の比率を上回ったことからすると、まだ深刻な数値ではないともいえる（図1参照）。しかし、今後、生産年齢人口は2016年の3,704万人（人口の72.9%）を頂点に減少し、翌年の2017年には65歳以上の高齢者人口が0～14歳人口を上回ると予想され、2050年には日本と似た人口構成比となると予測される。韓国の少子高齢化のスピードがこれまでの先進国にはない速さで進んでいくことがうかがえる。

世帯構成の推移についても大きな変化がみられている。1980年には、6人以上の世帯がもっとも多く（29.8%）、ついで4人世帯、5人世帯が多く、1人世帯はわずか4.8%であった。しかし、1985年には4人世帯がもっとも多くなり（29.5%）、核家族化が徐々に進んでいき、2010年には2人世帯がもっとも多く（24.3%）、ついで1人世帯（23.9%）、4人世帯（22.5%）、3人世帯（21.3%）となっており、夫婦世帯、ひとり親世帯、1人世帯で約半数を占めている（図2参照）。大規模家族から核家族化が進み、現在ではより小規模の世帯が増え、その機能の弱体化が進んでいることをうかがわせる。

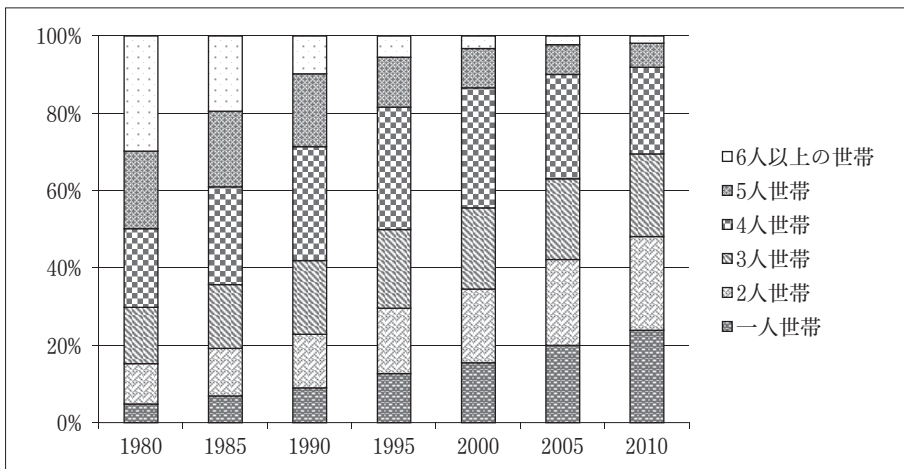
図1 日韓の人口構成比

(単位：%)



出所：統計庁『将来人口推計』。

図2 世帯員数の構成

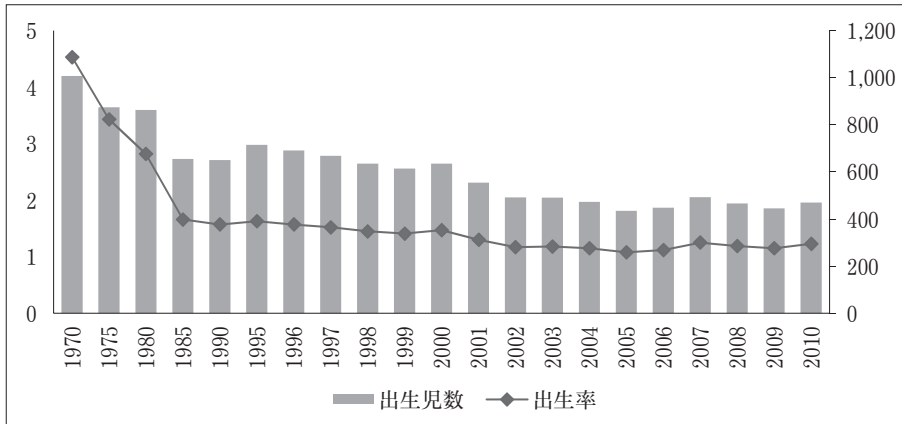


出所：統計庁『人口住宅総調査報告書』。

## 2. 少子化の推移

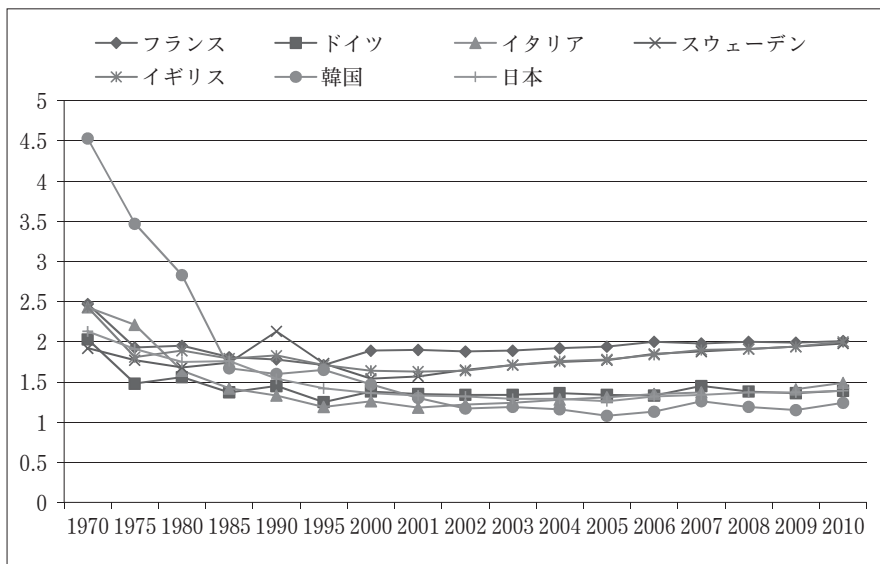
以上の人口構成比や世帯規模の変化から子どもの数が減少してきていることはうかがい知ることができるが、少子化の動向を示す合計特殊出生率によって、その実際の状況を簡単に確認してみよう。

図3 韓国における出生児数と合計特殊出生率の推移



出所：統計庁『2010年 出生統計（確定）』。

図4 韓国と OECD 諸国・日本における合計特殊出生率の推移



出所：内閣府（2012）『平成24年版子ども子育て白書』，統計庁『2010年出生統計（確定）』。

図3にみられるように、1960年には6.0あった合計特殊出生率は、1970年には4.53、1983年には人口置き換え水準に達し、さらに1985年には1.66、1998年には1.5を下回る1.45となった。それ以降もさらに減少を続け、2001年には1.30、2002年には1.17となり超少子化国と

なった。その後も2005年には1.08にまで減少したが、2010年に1.24へと多少上昇してきてはいる。また、図4を通じて、他の先進諸国の状況と比較してみると、韓国は1970年から1985年の間にOECD諸国や日本の水準に至りそれを維持するが、2002年以降は最低水準をしめすようになり、その状況は現在まで続いている。

以上のデータから確認できる韓国の急速に少子化が進んでいく状況には、1960年代初頭にはじまった経済開発政策の一環として導入された人口抑制政策が深くかかわってきたが、2000年代に入ってからには正反対の状況といえる少子化が問題となり少子化対策である低出産高齢社会基本計画の樹立・推進に至っている。次節では、その政策展開過程について明らかにしたい。

## II. 人口抑制政策から少子化対策への転換

### 1. 人口抑制政策の展開

韓国の1945年の植民地からの解放以降の経済状況は、朝鮮戦争勃発もあり、経済基盤の沈滞、外国の援助に大きく依存した国家財政、国際収支の累積赤字、第1次産業中心の前近代的産業構造、慢性的インフレなどによる貧困の悪循環に陥っていた。このような状況のなかで、1961年に軍事クーデタにより樹立した朴正熙政権（1961～1979年）は、貧困と飢餓状態から抜け出すために、経済成長による自立を目指し経済開発計画を始動することとなった。まず、第1次経済開発5ヵ年計画（1962-66年）を発動し、経済成長を通じて所得増大を図ることを最優先課題とした。このような政府主導の経済開発計画は、1996年まで第7次にわたって展開されていくこととなる。

経済成長をめざす経済開発計画を推進していくにあたり、過剰人口問題の解消のための人口抑制政策の推進は、当時多くの開発途上国にみられたことであるが、韓国でも同様であった。実際、韓国では、1950年代半ばから1960年代初めにかけてベビーブームを迎え、人口は急増していった。この状況に対して、朴正熙政権は、「人口増加を規制する政策が伴わないならば経済開発計画は成功しない」とし、人口抑制政策を経済開発計画の一環として受容し推進することとなった（ホン・ムンシク他 1991, チョ・ナムフン 2006 p.62-63）。

その内容は、たとえば、避妊方法を印刷したカレンダーを配布したり、「二人だけ産み育てよう」「息子、娘を区別せず二人だけ産んでよく育てよう」などの標語を掲げたポスターを作成したりするなど、国民の意識に働きかけた。また、全国の保健所に看護師または助産師を家族計画要員として配置し家族計画相談室を置き、啓蒙活動や避妊方法の普及を行ったり、避妊手術（永久的避妊手術も含まれた）などへ多くの財政的支援を行ったりした。さらに1962年には海外移住法が制定され、1980年代後半まで移民者も増加していった。

このように始まった人口抑制政策は、1979年末に朴正熙大統領が死去し、軍事クーデタによって新しく政権を握った全斗煥政権（1981～87年）においても持続された。



第5次経済開発5ヵ年計画（1982～1986年）の策定過程において、全斗煥大統領は、「1988年までに合計特殊出生率を人口置換水準に減少させる」という目標を設定し、より強力な人口対策を策定・施行するよう指示を行った。その指示にもとづいて1981年に新たに人口抑制政策が実施され、計画より早く1983年に人口置換水準に達した。そして、1986年3月の第6次経済開発5ヵ年計画（1987～1991年）を策定する過程においても、「1995年までに合計特殊出生率を1.75に減少させその水準を維持する」という人口抑制の目標が設定されるが、この目標水準も1985年には達成してしまう。

以上のように、人口抑制政策は1960年代初頭から修正を加えながら経済開発計画と同じく1990年代半ばまで持続され成果を上げたのであるが、それは順調に経済を成長させ所得を増大させることに成功した経済開発の一環であったため、より早いスピードの出生率の低下をもたらした大きな成果をもたらしたといえる。

ところが、1990年代以降になると、その人口抑制政策をめぐる若干の変化がみられる。盧泰愚政権（1988～1992年）に入り、人口抑制政策の存廃について、専門家集団の間では論争が起ころしはじめたのである。一方では、出生力の持続的な減少によって生産年齢人口の減少と急激な高齢人口の増加などが社会経済的発展に否定的な影響を及ぼすという主張がなされ、他方では、韓国のように国土面積が狭く天然資源が貧弱な状況のもとでは人口抑制政策は持続すべきであり、これを中断すれば避妊実践率が減少し出生率は増加することとなり、これまでの政策成果が無に帰してしまうだろうとの主張がみられた（チョ・ナムフン 2006 p.65）。

従来的人口抑制政策には大きな変化はなかったものの、それをめぐってこれまでとは異なる見解が示されるなか、金泳三政権（1993～1997年）に入ると、人口政策審議委員会が設けられ、より本格的に、従来的人口抑制政策の成果と今後の人口規模および人口構造の変動による社会経済的影響、人口政策の推進方向について総合的に分析・評価を行うこととなった。同委員会での1年間の議論の結果、1996年、「この低出生（当時、1.57）が持続すれば、労働力の減少と高齢人口の増加による福祉負担の増加、労働生産性の減少、人口構造による社会保険財政の悪化、男女比の不均衡の深化、青少年の性問題、高い人工妊娠中絶などの新しい問題に直面することになる。よって、今後は人口政策を出産抑制など量的な側面ではなく、人口資質および福祉増進の政策へ転換しなければならない」と強く政府に建議した（イ・サムシク 2005 p.69, チョ・ナムフン 2006 p.65）。実際、予想を超える速さでの出生率減少、また伝統的意識構造による男児選好観や胎児の性別判定のための医学技術の発達、人工妊娠中絶利用の普遍化などの複数の要因が絡み合い性比の不均衡の問題が起こっていた。このような状況を受けて政府は、1996年に人口抑制政策から「新人口政策」として人口資質および福祉増進の方向へと政策転換を行うこととした。その内容は、これまでのような人口の数の調整を行うのではなく、持続可能な社会経済発展のための適正な出生率の維持や出生性比の均衡、人工妊娠中絶の防止、男女平等高齢者などの低所得階層のための保健福祉サービスの拡充などを図るものであった（イ・サムシク 2005 p.69-70）。このようにして、1990年代初頭以降、徐々に始まった人口抑制政策の転

換の動きは、1990年代後半になってようやく実現されることとなったといえる。

西欧先進諸国の経験からすると、合計特殊出生率1.5～1.6台に少子化問題を認識し政策を打ち出したケースが多い。日本でも1989年の1.57ショックを受けて少子化対策に乗り出した。韓国の場合、似たような状況で、上記のように1990年代後半に人口抑制政策に大きな転換がみられた。しかしながら、そこで新しく登場した新人口政策には、少子化についての明示的な問題意識もなかったし、ましてや新人口政策の目的のひとつである持続可能な社会経済的発展のための適正出生率の維持の政策努力もなかった。それは人口にかんしては単に従来の人口抑制政策をやめる意味しかもたなかったといえる。たしかにその後も、少子化はさらにすすんでいく。

## 2. 少子化対策への転換

韓国で少子化が深刻な社会問題として登場し、それへの対策が求められるようになるのは、2000年代前半のことである。2000年代に入り韓国は高齢化率7%を超え、高齢化社会に突入するが、その高齢化のスピードが、これまで世界で最速であった日本よりも早いということが報告され、その背後にある問題として少子化が浮かび上がった。2002年の合計特殊出生率が1.17を記録し、それが世界最低水準であることが明らかになり、そこで政府は、人口抑制政策とはまったく逆の方向ともいえる出産を奨励・促進するための少子化対策に取り組むことになったのである。

少子化が問題として浮かび上がったのち、政府はその原因やその対策に関する諸外国の研究を進めるいっぽう、2004年に高齢化及び未来社会委員会を設置し、少子高齢化への対策に関する議論を始めた。そして2005年に少子高齢化に対する政策の法的根拠として低出産高齢社会基本法を制定・施行し、それに根拠をおいた低出産高齢社会委員会が発足、そして2006年には少子高齢化への総合対策としての低出産高齢社会基本計画を策定し、保健福祉部や労働部、教育人的支援部など15の部署で取り込まれることとなり、現在推進中である。韓国政府が少子化対策と銘打って展開しているのがこの低出産高齢社会基本計画であり、その内容の詳細は後に述べるが、主に結婚した後の出産・育児・両立支援に関する施策に重点をおいた、家族にかかわる育児ケアの社会化への国家の取り組みとなっている。

ただし、韓国の少子化への政策対応を考えるさいに、上記の低出産高齢社会基本計画だけでは不十分なところがある。なぜならば、そもそも韓国の急速な少子化問題の主な背景には、結婚後の出産・育児などの問題のみならず、結婚しない、あるいは結婚年齢が遅くなっているという、いわゆる未婚化や晩婚化の問題があるからである。その韓国の未婚化・晩婚化の原因には、雇用不安がかかわっている。それは、未婚男女の結婚をしない理由として雇用不安定や所得の不足をあげる割合が高いことが政府の調査報告書等に示されているように明らかである（イ・サムシク 2005, 2009, 大韓民国政府 2008, 2010）。

このような雇用不安や所得の不足は1997年末に起きたIMF経済危機に現れたものである。そのIMF経済危機のさいに、韓国は十数年ぶりにマイナス成長率を記録し、そのなかでいままで経験したことのない大量失業問題に直面するようになった。さらに、その危

機克服の過程で政府が実施した派遣労働制や整理解雇制といった労働市場の柔軟化政策によって、低賃金の非正規労働者や劣悪な労働条件の零細中小企業・自営業が急増し、雇用情勢をさらに不安定化させてしまった。これについて、ここでは詳しく触れないが、そのような雇用情勢の不安定化はとくに若年層の間で顕著にあらわれ、2000年代なかば以降、そのための各種雇用政策が推進されるようになっていく。それら雇用政策が、明示的に少子化対策とのかかわりで言及されることは少ないが、雇用の不安定化がこんにちの未婚化・晩婚化の主な要因であることを考えれば、間接的ではあれ、その雇用政策を少子化への政策対応の一環としてとらえなければならない。

以上をふまえて、次節では、直接的な少子化対策としての低出産高齢社会基本計画とともに、青年雇用対策のそれぞれの概要を整理し、それが少子化への政策対応としていかなる効果をもたらしているのかについて評価を行いたい。

### Ⅲ. 少子化への政策対応の概要とその評価

#### 1. 低出産高齢社会基本計画の概要

低出産高齢社会基本計画は5年ごとに計画されることとなっており、2006～2010年を第1次低出産高齢社会基本計画（以下、第1次基本計画とする）、2011～2015年は第2次低出産高齢社会基本計画（以下、第2次基本計画とする）、2016～2020年には第3次を推進することとなっている。それぞれの対策目標は、表1のとおりで、最終的には合計特殊出生率をOECD先進諸国と同程度にまで引き上げることを目指した出産奨励、出産促進のための対策といえる。低出産高齢社会基本計画は、韓国にはほぼ同時に訪れた高齢化への対応を含めた総合対策であるが、ここでは少子化対策の部分を取り上げる。

表1 低出産高齢社会基本計画の政策目標

| 時期             | 目標                               |
|----------------|----------------------------------|
| 第1次：2006－2010年 | 出産・養育に有利な環境づくりおよび高齢社会対応基盤の構築     |
| 第2次：2011－2015年 | 漸進的な出生率の回復および高齢社会対応体系の確立         |
| 第3次：2016－2020年 | OECD 国家平均水準への出生率回復および高齢社会への成功的対応 |

出典：大韓民国政府（2006）『第1次高齢社会基本計画（補完版）』。

低出産高齢社会基本計画には重点課題が3つ挙げられている。その3つとは、第1次基本計画では、第1に「出産と養育に対する社会的責任強化」（主に、結婚・出産・育児にかかる費用負担軽減）、第2に「ファミリーフレンドリー・両性平等の社会文化づくり」（主に、両立支援）、第3に「健全な未来世代の育成」（子どもの貧困や虐待児童への社会サービス提供）を挙げた。この第1次基本計画については、保育サービスや経済的負担軽減策の支援対象が主に低所得層（都市勤労者平均所得の70%以下、共働き夫婦の場合は100%以下）に集中しており、出産・育児に関する支援を必要としている共働き世帯を含むことができず、また、企業など民間を巻き込むことができなかったため、その効

果が十分発揮されなかったとの問題点が指摘された（大韓民国政府 2010）。そこで、第2次基本計画については、政府だけではなく、企業や国民の参加を巻き込んだ社会全体による、共働き家庭や中間層までを含んだ、仕事と家庭の両立のための総合的アプローチに取り組むとした。この第2次基本計画でも、同じく3つの重点課題が掲げられているが、その用語には変更があるものの第1次基本計画とほぼ同じで、第1に「両立の日常化」、第2に「結婚・出産・養育負担の軽減」、第3に「児童・青少年の健全な成長のための環境づくり」となっている。主な事業内容を第2次基本計画で見ると、表2のとおりである。

表2 第2次低出産高齢社会基本計画における少子化対策の主な内容

| 分野                    | 重点課題                  | 部署****                                                                                                                                                                 |                                           |
|-----------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 仕事と家庭の両立の日常化          | 休暇休職制度の改善             | <ul style="list-style-type: none"> <li>育兒休職給付および定率制および復帰のインセンティブ導入</li> <li>育兒期の労働時間短縮請求権導入</li> <li>産前産後休暇の分割使用の許容</li> </ul>                                         | 雇用<br>雇用<br>雇用                            |
|                       | 柔軟な労働形態の拡散            | <ul style="list-style-type: none"> <li>常時勤労者数の算定基準の改善</li> <li>スマートワークセンター*の導入と拡散</li> </ul>                                                                           | 雇用<br>行安                                  |
|                       | ファミリーフレンドリーな職場環境**づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>職場保育施設の設置の義務履行強制方案導入</li> <li>公共機関のファミリーフレンドリー認証***の拡散</li> </ul>                                                               | 福祉, 雇用女性家族, 企財                            |
| 結婚・出産・養育負担の軽減         | 家族形成条件づくり             | <ul style="list-style-type: none"> <li>新婚夫婦の住宅資金貸付の所得条件緩和</li> <li>子どものいる現役兵の常勤予備役編入</li> </ul>                                                                        | 国土<br>国防                                  |
|                       | 妊娠・出産支援の拡大            | <ul style="list-style-type: none"> <li>分娩脆弱地の保健医療インフラ支援拡大</li> <li>不妊夫婦の支援拡大</li> </ul>                                                                                | 福祉<br>福祉                                  |
|                       | 子どもの養育費支援拡大           | <ul style="list-style-type: none"> <li>保育・教育費全額支援拡大</li> <li>多子家庭公務員の退職後再雇用</li> <li>多子家庭税制, 住宅, 学費支援拡大</li> </ul>                                                     | 福祉, 教科<br>行安, 企財教科<br>教科                  |
|                       | 乳児支援インフラの拡充           | <ul style="list-style-type: none"> <li>保育施設評価認証制の改善</li> <li>公共型・自律型オリニチブ導入</li> <li>保育施設運営時間の多様化</li> <li>シッター市場の制度化（ベビーシッター市場造成）</li> <li>放課後支援サービスインフラ構築</li> </ul> | 福祉<br>福祉<br>福祉<br>女性家族<br>福祉, 教科,<br>女性家族 |
| 児童・青少年の健全な成長のための環境づくり | 貧困階層の児童の支援            | <ul style="list-style-type: none"> <li>ドリームスタート事業の活性化</li> </ul>                                                                                                       | 福祉                                        |
|                       | 安全な保護体系の構築            | <ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力被害児童の支援強化</li> <li>児童保護専門機関の拡大（児童虐待の予防）</li> <li>Wee プロジェクト（学校暴力予防および被害者保護）</li> </ul>                                       | 女性家族<br>福祉<br>教科                          |
|                       | 児童政策の基盤づくり            | <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期児童政策基本計画策定</li> </ul>                                                                                                        | 福祉                                        |

\*勤務者（公務員または一般企業の勤務員）が自身の本来の勤務地ではない、居住地に近い地域で勤務することができるよう、環境を提供する遠隔勤務用の事務所をいう。センターは、業務に必要なITインフラおよび事務環境（独立した事務用机や会議室など）、勤務者との円滑なコミュニケーションのためのバーチャル会議システムを用意している。

\*\*「ファミリーフレンドリーな社会環境づくりの促進に関する法律」にもとづく制度やプログラムを取り入れ、労働者が仕事と家庭生活を無理なく並行して行えるようにしている職場環境を指す。

\*\*\*ファミリーフレンドリーな職場環境のために、模範的に制度やプログラムを取り入れている企業や公共機関について審査を行い、認証を付与する。

\*\*\*\*部署について：雇用＝雇用労働部，行安：行政安定部，福祉：保健福祉部，女性家族：女性家族部，企財＝企画財政部，国土＝国土海洋部，国防：国防部，教科：教育科学技術部。

資料：大韓民国政府（2010）『第2次低出産高齢社会基本計画』より引用。

第2次基本計画の少子化に関する事業は基本的に第1次基本計画のそれを引き継ぎ、95もの事業課題を掲げている。そのなかでも、育児休職給付の月50万ウォンの定額制から通常賃金の40%とする定率性導入、低所得層に限られていた養育負担軽減のための保育・教育費全額支援の対象の拡大（上位所得層である30%は除外）、養育手当の対象年齢や金額の拡大、保育施設運営時間の多様化、多子追加控除の拡大、第2子以降の高校授業料支援導入（2011年以降の出生児から）、新婚夫婦対象の住宅資金貸付の所得要件の緩和などが、改善・強化事項であるとしている（大韓民国政府 2010）。

以上の低出産高齢社会基本計画の重点課題およびその事業内容から、女性の仕事と家庭の両立支援と結婚・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減を中心に、育児に関するケアの社会化のために国家としての政策対応を進めていることがわかる。

表3 2010年度青年雇用対策関連事業

| 区分            | 事業名                                           |
|---------------|-----------------------------------------------|
| 青年インターン支援     | 中小企業青年インターン制                                  |
|               | 中央行政機関青年インターン制                                |
|               | 自治体青年インターン制                                   |
|               | 公共機関インターン制                                    |
|               | 雇用サービスインターン制                                  |
|               | 政府出資機関インターン制                                  |
|               | 学習補助インターン教師インターン制                             |
|               | 農産業インターン制                                     |
|               | 観光分野青年インターン制                                  |
|               | 未就業大卒生学内採用支援                                  |
| 教育訓練          | 圏域別職業能力中心大学運営                                 |
|               | 技術・技能人材養成                                     |
|               | 優先選定職種訓練                                      |
|               | 新規失業者等職業訓練                                    |
|               | 転職失業者訓練                                       |
|               | 未来産業青年リーダー養成                                  |
|               | 中小企業人材採用パッケージ事業                               |
|               | 産学連携合わせ型人材養成事業                                |
|               | 理工系専門技術研修事業                                   |
|               | 青年職場体験プログラム                                   |
| グローバル青年リーダー養成 | 海外就職                                          |
|               | 海外インターン                                       |
|               | ボランティア                                        |
| 短期仕事の提供       | 電波資源従事者                                       |
|               | 公共DB構築                                        |
| 脆弱青年の仕事支援     | 青年ニュースタートプロジェクト<br>(低所得層の青年を対象に統合的な雇用サービスを提供) |
|               | 青年新規雇用促進奨励金                                   |
|               | 就業奨励手当                                        |

出所：国家予算政策庁（2010）『青年雇用対策評価』p.14より引用。

## 2. 青年雇用対策の概要

IMF 経済危機の際に生み出された大量失業・貧困に対し、政府は労働市場の構造調整を行い雇用の柔軟化を進めるいっぽう、初めての失業対策となる総合失業対策（1998-2002年）を打ち立てた。この総合失業対策では、雇用保障のために公共勤労事業や創業支援、企業への雇用支援金支給などを通じて雇用機会の提供を図り、解雇・派遣乱用防止策の実施や最低賃金法の全企業への適用などを通じて雇用の安定化を図った（金成垣 2012）。この時から高学歴の青年の失業問題は浮上しており、それに対しては短期的な公的機関での雇用、政府機関へのインターン制によって対処していた。しかし青年層の失業は2000年代に入ってもその回復が鈍く、長期化してきたことから2003年に青年失業総合対策（2003-07年）を樹立・施行することとなった。

青年失業総合対策では、青年失業の原因を経済成長の停滞、人材需給のミスマッチから構造的に生み出されているとして、それに対処するために、青年失業解決のための3つの課題があげられている。その3つとは、まず第1に「成長潜在力を拡充と新しい仕事の持続的創出」、第2に「産学協力の強化と産業需要に合った人材の育成」、第3に「学校から職場までを円滑に移行することができるシステムと労働市場の基盤を完備する中長期的対策の推進」である。具体的には、短期的には社会サービス分野を中心とした社会的仕事の提供（社会的効用は高いが収益性がない労働・福祉・文化等の分野での仕事提供）や、公共部門中心の仕事提供、インターンなどの職業体験の機会の拡大、海外勤務の機会の拡大、民間企業の採用促進、職業訓練、職業あっせんをあげた。そして中長期的には次世代新産業（新技術産業、電通産業、保育サービス）育成、ワークシェアリング、中小企業の育成をつうじた仕事の創出、大学教育を産業需要に合わせて改編するなどの産学協力の強化、職業指導強化や青年就業拡充のための労働市場の基盤構築を掲げている（労働部 2003）。この青年失業総合対策は、2007年までその内容の点検・拡充を行いながら実施された。

また2004年には、「青年未就業者の雇用を拡大し、国内外の職業能力開発・訓練を積極的に支援することによって青年失業の解消と持続的な経済発展と社会安定に寄与すること」を目的とした、2008年までの時限的な特別法である青年失業解消特別法を制定した。この法は2013年まで延長されることとなり、2009年からは産・学・官の連携体系の強化を明記するなど内容の拡充を行い、名称も青年雇用促進特別法と変え制定された。これらを根拠として青年総合失業対策のあとも、毎年、青年雇用対策を計画・実施してきている。2010年の青年雇用対策の主な事業内容は表3のとおりであり、そこからは、青年雇用対策では中小企業や公的分野でのインターン制や職業訓練に重点を置いていることがわかる。

そして青年雇用対策と並行して2010年10月に、青年失業の原因は急速な高学歴化、産業需要と乖離した教育などの供給側面と仕事の創出力の低下、経験者（即戦力）を好む企業の傾向、青年の創業の減少などの需要側面と、これまで脆弱な雇用情報と雇用サービスのインフラなどが複合的に作用しているとし、そのような状況を克服するための「青年ネイルづくり（ネイル：私の仕事、明日という意味の掛詞）」を青年層への就業支援策として発表した（雇用労働部 2010）。

「青年ネイルづくり」では、2012年までに70,000以上の青年雇用を生み出すとし、雇用親和的経済成長による民間部門の雇用創出、青年自らが国内外で仕事を開拓できる職業競争力の向上、民・官共同による青年の持続可能な仕事の拡充の3つの政策方向を示した（雇用労働部 2010）。そのための事業内容は、大きくは大学生・卒業生の就業体験、中小企業への雇用誘導、地域福祉や社会貢献の事業化による就業拡大に分けられる。つまり、前者2つはこれまでの青年雇用対策事業の内容が中心で、後者は地域福祉や社会貢献といった分野での新しい雇用創出を狙ったものといえる。翌年の2011年5月にはその2次プロジェクトを発表し、そこでは青年の労働市場への進出後の教育・訓練を通じて自己啓発と再跳躍の機会を十分にもつことができるようにすることに重点を置くとした（雇用労働部 2011a）。

以上のように、2003年以降、次々と青年雇用に関する対策が発表・実施されてきている。これらをとおして見てみると、その事業内容は大きく3つを柱に推進しているといえる。それは、第1に中小企業育成による既存基幹産業での雇用維持、第2に社会サービス事業の社会的仕事を雇用創出の分野として位置づけ、その育成とそれによる雇用拡大、第3に各種インターン制や職業教育・訓練である。これらは2003年の青年総合失業対策の事業を基本枠組みに置きそれを修正・拡大させながらおこなってきたといえる。

### 3. 少子化への政策対応についての評価

#### (1) 低出産高齢社会基本計画（少子化対策）

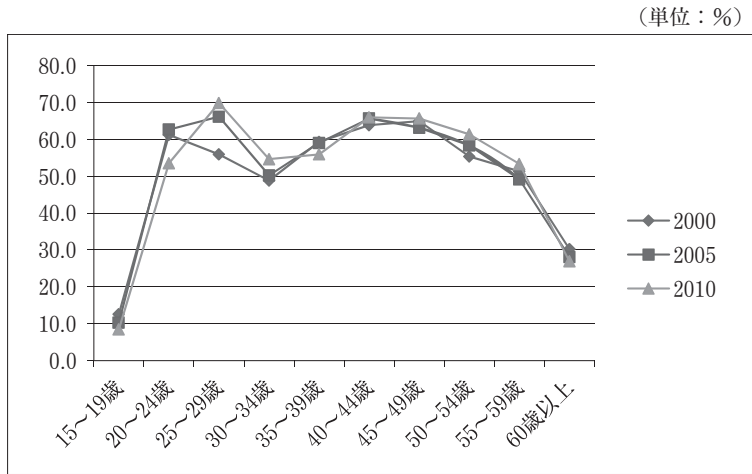
低出産高齢社会基本計画の少子化に関する政策対応の内容は、先にみたように育児に関するケアの社会化のためのものに重点を置き7年目を迎えている。しかし、極低出生国からの脱出はできていないのが現状である。その理由は、以下で見るように、男性稼ぎ主型の社会規範が残る中で女性の両立支援が行われるためである。

低出産高齢社会基本計画の両立支援の柱である産前産後休暇・育児休暇の拡大・保育サービスの拡充は、女性の地位向上という側面もあるが、少子化による生産年齢人口減少時代に向けて、女性の労働力を有効活用する面が強い（大韓民国政府 2008, 2010, 春木 2011 p.33）。しかし韓国の場合、女性が仕事をすることや仕事と家庭を両立することが難しい状況が見られる。それを示すのが、韓国の女性の経済活動参加率はOECD諸国の中で低い水準にとどまっているという現実である。OECD基準でみる2010年における女性の経済活動参加率のOECD諸国の平均は61.8%であるのに対し、韓国の女性の経済活動参加率は、54.5%で低い水準となっているのである。そのいっぽう、1990年には32%であった女性の大学進学率は、2010年には80%を超え女性の高学歴化は急速に拡大しているし（統計庁）、女性の87.6%、男性の80.9%が「職業を持つことは良い」と認識しているとの調査結果もあるように（統計庁 2012）、女性の経済活動への参加には前向きである様子が見られる。それにもかかわらず、女性の経済活動への参加は低く女性の労働力を活用できていない状況なのである。

さらに、年齢層別の女性の経済活動参加率を見てみると、結婚、出産期にキャリアを中

断するM字曲線を描く状況は続いている（図5参照）。実際、キャリア中断をせず働ける環境整備として実施されている育児休暇を取得する割合をみても、2010年で産前産後休暇利用者の55.1%で、男性の育児休暇給付取得比率については1.9%にとどまっている（雇用保険白書 2011）。育児休暇制度が整備されたとはいえ、それが十分に機能していないといえる。

図5 韓国における女性の経済活動参加率（年齢別）



出所：統計庁『経済活動人口年報』各年度。

このように女性の就業を難しくしている理由には、第1に育児負担が、続いて社会的偏見や慣行、不平等な勤労条件が上がっている（統計庁 2012）。このような結果が見られるのは、男性稼ぎ主型の社会規範が根強く残っていることがかかわっている。

現代の韓国社会では「男性＝生産労働／女＝再生産労働」という役割配分は強固であり、そして女性の母役割を中心として強く受け入れられ、きわめて強い拘束力をもってきた（瀬地山 1996）。そのため、そもそも女性の雇用がそれほど多くなかったところに（瀬地山 1996）、経済成長を最優先し人口を抑制する政策がとられるなかで核家族化が進み、より男性稼ぎ主型の社会規範を強め、女性の家事・子育ての役割はより強化されていったと考えられる。このように、強められた女性への家庭の中での役割を変革する視点ではなく、少子化による生産年齢人口減少時代に向けての女性労働力の有効活用として両立支援策が進められ、かつ女性の仕事と家庭の両立についての企業内での理解不足、男女不平等の状況があり、より女性の家事・育児に関する負担は大きくなっているのである。

このような状況は、働く女性が、「働き続けたい」ということと、「家庭での家事・育児を（全面的に）になうべき」という二つの間に立たされ、どちらかを放棄するか、あるいは子どもを産まないという選択をするしかない。そして、女性が働くとしても非正規職に就く割合が6割を超え、低賃金となりやすい差別的な雇用環境を考えると、現在の少子化対策で両立支援に重点を置いて、合計特殊出生率の回復は思うように進まないのは、当



然のことであるともいえる。

いっぽうで、保育施設・サービスの拡充については、女性の二者択一を迫られる状況を変えていく手がかりになると考えられる。2006年に1,643カ所であった国公立保育施設は、2010年には2,034カ所に、民間保育所は同じく13,930カ所から14,677カ所へと増加してきている（統計庁 2012）。また職場保育所も同期間に298カ所から401カ所へと増加を見せている（統計庁 2012）。さらには、現在0-2歳児の保育料の無償化をスタートさせており、3-4歳児の保育料についても2013年度から開始するとしている。この保育料の無償化によって仕事をしない女性が子どもを預けるケースが増えたという（中央日報2012年4月21日版）。財源の問題などで賛否両論あるこの保育料支援であるが、仕事に就いているか否かにかかわらず一般的な保育サービスの提供は、育児を社会化する機能を持つようになり、女性の家庭での育児負担を軽減する重要な役割を担うことになると考えられる。それは、女性が仕事か家庭かの二者択一をせまられる現状打開の1つのきっかけとなり得るのではないかと考えられる。

## (2) 青年雇用対策の評価

2000年代に入って、全体失業率の回復は見られたが、結婚・出産に影響を及ぼす青年層についてはその回復はにぶく、先にみたように中小企業育成による既存基幹産業での雇用維持、社会サービス事業分野での社会的仕事の育成とそれによる雇用拡大、各種インターン制や職業教育・訓練を柱とした青年雇用対策を展開してきた。人材不足が課題となっている中小企業との連結をすすめ、また、「雇用なき成長」の現象が進むなか、高齢化や女性の経済活動への参加の増加によって需要が高まる福祉や保育などの社会サービス分野での青年層の雇用創出を図っているのである。

このような青年雇用対策をつうじて雇用自体が増えたり、中小企業のインターン制が正規雇用につながる割合が高いという結果がみられたりするなど、その成果も徐々に見えてきたようである。しかし、インターン制は期間が限定されており低賃金であると指摘がある（金成垣 2011）。さらに、大企業と中小企業での賃金格差は大きく、2011年の中小企業の賃金は、大企業の63.2%であり（聯合ニュース2012年3月2日）、そのために、中小企業への就職活動を避けたり、就職しても早期に退職したりすることにつながっている。青年雇用対策では需要と供給のミスマッチの解消をあげてはいるが、この中小企業の賃金の低さ、そして大企業との大きな賃金格差の解消の努力が必要であるといえるだろう。社会的仕事としての社会サービス分野での雇用創出でも同様のことが言える状況である。以前の基幹産業であった製造業での雇用吸収が難しくなった現在、どのような産業で雇用創出するかの試行錯誤をしているところともいえるだろうが、大きくなった賃金格差の問題を解消できなければ、それはさらに青年層の格差を拡大することにもなりかねない。

さらに、「青年ネイルづくり」で70,000以上の雇用創出を掲げているが、120万人を超えるとみられる就職準備のために卒業を延ばす者等へどれくらいの効果がみられるかは今後の様子をみなければわからない状況だろう。

そのようななかでも、「青年ネイルづくり」で挙げられた、就業支援策のなかでの地域

福祉や社会貢献の事業化は、既存の雇用のあり方に変化をもたらす可能性があると考えられる。青年層は、まさに結婚や出産につながる年齢層である。彼（女）らの「いま」の生活を成り立たせることが困難なために結婚を先延ばしにする状況は、まさに雇用のあり方が影響を及ぼしている。過去のような大量の雇用を生み出せる産業が縮小してきた現在、これまでとは異なる様々な働き方が1つの雇用創出の鍵になるのではないかと考えられる。その点で、「青年ネイルづくり」として青年層への就業支援策のなかでの地域福祉や社会貢献の事業化に注目をしたい。この中で、社会的仕事を創出する社会的企業（2009年に社会的企業法制定）の育成や1人創造企業の育成があげられている。それは「雇用なき成長」がいわれる現在、新しい分野での人材活用や、新しい働き方の創出という点で、転換点になる可能性があると考えられる。雇用対策でこの事業を進めるなかで、今後の韓国における働き方に変化が起こるか、注目したい。

### (3) 少子化対策と青年雇用対策のかかわりから見える課題

少子化対策からは、両立支援が進められても男性稼ぎ主型の社会規範が根強く残り、女性の仕事か家庭かの二者択一を迫られている状況があること、青年雇用対策からは、期間の区切られたインターン制や大企業と中小企業の賃金格差が将来の結婚や出産というビジョンを描くどころかいまの生活不安が大きいことを指摘した。

これらの課題はさらに労働市場のあり方が絡み合っており、さらに少子化からの回復を阻害する要因を生んでいる。まず第1に女性の雇用にかかわる問題である。働く女性の6割は非正規職となっており、女性の平均賃金は、男性の63.9%（統計庁 2012）という賃金格差が生じている。女性が労働市場へ出る場合にはサービス産業への吸収が多く、そのサービス産業は低賃金となっているうえに、非正規職の割合も高くなり男性との賃金格差が生じているのである。さらに、このような女性の雇用のあり方は、両立支援のための各種休暇給付制度の問題にもかかわっている。各種休暇給付制度は、雇用保険加入者で180日以上の勤務実績が要件のひとつとなっている。雇用保険の適用範囲には、非正規職も対象に含むことになっているものの、非正規職の加入率は52.1%であることからすると（雇用労働部 2011c）、約半数に近い非正規職は未加入の状態である。このような、いわゆる「社会保険の死角地帯」におかれているために育児休暇給付を受けられなかったり、雇用保険に加入していても非正規雇用であるために各種休暇給付に必要となる要件である180日以上の勤務実績を満たせなかったりするなど、給付制度の利用ができず、キャリア中断につながる可能性があると考えられる。

第2に、少子化に対する政策対応を進めても、韓国の退職年齢が早いという雇用慣行が出産・子育てに関する将来のビジョンを見えにくくしているという問題がある。佐藤（2008）によると、韓国企業における平均定年年齢は56～57歳であるが、株式会社ジョブコリアのデータでは、大企業に勤務するサラリーマンで、定年までの雇用の安定を保障されると感じているのは18.4%にすぎず、61.3%は保障されないであろうと感じていた。さらに肌で感じている「体感定年退職年齢」は48.3歳であり、そこからは実際の平均定年年齢まで働くサラリーマンは少なく早期退職せざるを得ない状況があることをうかがい知る

ことができる。退職したあとは自営業か非正規雇用に移行するしかない。非正規職の雇用形態は不安定かつ低賃金であり、自営業の場合もやはり安定した収入を得られる保障はない。このような現実が、現在の少子化対策を推進しても、また青年の雇用対策を推進しても、そこでは解決できない問題が子どもを産み育てるための経済的負担につながり、少子化につながっているのである。

第3に、少子化対策の中で養育手当の対象年齢や金額の拡大、多子追加控除の拡大、第2子以降の高校授業料支援導入（2011年以降の出生児から）などの経済的負担軽減策が導入されているが、過重な教育費負担の軽減にはつながっていないという問題がある。熾烈な教育熱や高い大学進学率（2011年で男女それぞれ70.2%、75.0%）（統計庁 2012）で知られる韓国では、子どもを産むことをやめる最大の理由に教育費の負担があげられており、それは所得水準にかかわらず家計を圧迫している（保健福祉家族部 2009）。このような状況が見られるのは、韓国社会においては学歴が社会経済的地位に影響を及ぼす要因となっているためであり（服部 2005, 有田 2006）、現在の不安定な雇用情勢は、人々の将来の生活不安を大きくし、より子どもの教育への投資を強めるといった傾向をもたらしている。それが子どもを産まない、あるいは1人だけ産むといった選択をさせる要因として働いている。教育が労働市場への進入に強く直結して考えられてきた韓国の学歴社会の構造の改革が行われない限り、少子化対策や雇用対策の効果を弱めてしまうと考えられる。

#### IV. おわりに

本稿では、韓国での人口抑制政策からIMF経済危機の時期を転換点として、正反対ともいえる少子化対策へと転換されたその過程を示し、現在少子化対策として推進されている低出産高齢社会基本計画と、雇用不安や所得不足の状況におかれ晩婚・未婚が進む青年層への雇用対策の概要を整理し、それらの評価について述べた。

女性の両立支援策が実施されていても仕事か家族かの二者択一が迫られる状況のなかで、いかに女性に集中する不平等な状況を改善し、女性が子どもを産み育てやすい環境をつくりあげるかが重要となっている。また、結婚・出産に影響を及ぼす青年失業への対策も約10年にわたり様々に展開されてきたが、「雇用なき成長」の時代の中で、いかに高学歴化した若者にマッチした雇用を創出できるか模索している状況といえる。

現在の韓国における少子化の進展は、生活不安や将来のビジョンを持つことの難しさや両性の不平等が、労働市場のあり方につながって生じている。少子化への政策対応として、普遍的な保育サービスの提供とともに、働き方を含めた雇用のあり方の改革がより重要な位置を占めることになるといえるだろう。

## 参考文献

〈日本語文献〉

有田伸（2006）『韓国の教育と社会階層—「学歴社会」への実証アプローチ』東京大学出版会。

金成垣（2011）「韓国における若者の生活困難と社会保障①～③」『月刊福祉』2011年2～4月号。

金成垣（2012）「後発福祉国家における雇用保障政策—韓国の選択」『社会科学研究』第63巻第5・6号，pp.35-53。

佐藤静香（2008）「韓国における大卒ホワイトカラーのキャリア管理と早期退職—財閥系列企業S化学の事例」『大原社会問題研究所雑誌』No.596：pp.36-56。

瀬地山角（1996）『東アジアの家父長制』勁草書房。

服部民生（2005）『開発の経済社会学—韓国の経済発展と社会変容』文真堂。

春木育美，薛東勳編著（2011）『韓国の少子高齢化と格差社会—日韓比較の視座から』慶応大学出版会。

〈韓国語文献〉

国会予算政策署（2010）『青年雇用対策評価』。

雇用労働部（2010）「報道資料『青年ネイルづくり』1次プロジェクト発表」。

雇用労働部（2011a）「報道資料『青年ネイルづくり』2次プロジェクト発表」。

雇用労働部（2011b）『2011年版 雇用労働白書』。

雇用労働部（2011c）『2011年版 雇用保険白書』。

大韓民国政府（2008）「第1次低出産高齢社会基本計画（補完版）」。

大韓民国政府（2010）「第2次低出産・高齢社会基本計画」。

保健福祉家族部（2009）「2009年全国結婚および出産動向調査結果」。

チョ・ナムフン（趙南勳）他著（2006）『低出産高齢社会基本計画の理解』韓国保健社会研究院低出産高齢社会研究センター。

イ・サムシク（李三植）他（2005）『低出産の原因及び総合対策研究』低出産・高齢社会委員会，保健福祉部，韓国保健社会研究院。

統計庁（2012）『韓国の社会指標』。

ホン・ムンシク（洪文植）他（1991）『2000年代に向かう人口政策構想』韓国保健社会研究院。

労働部（2003）「青年失業の現況と課題」関係部署合同資料。

〈インターネット資料〉

統計庁

# Low Fertility and Policy Interventions in South Korea

Akiko MATSUE

The population control policy that lasted from the early 1960s to the mid-1990s negatively impacted fertility. At the beginning of the 1990s, however, a controversy sparked renewed interest in the population control policy. This resulted in a policy shift that was merely meant to discontinue the population control policy rather than to formulate measures to address the low fertility rate.

It was not until the early 2000s that low fertility attracted wide attention as a serious social issue. At that time, the Korean society was aging at a faster rate than that of Japan, which had been the fastest aging society in the world; thus, low fertility emerged as an underlying problem in Korea. Since then, Korea has promoted the Basic Law on Low Fertility and Aging Society (Seromaji Plan), which emphasizes the importance of supporting delivery, child rearing, and simultaneous pursuit of child management and career building after marriage; moreover, as a nation, Korea has devised ways to socialize child management. Korea's economic crisis in the late 1990s resulted in the unemployment of a large number of people, and the policy to mitigate the labor market problems, enacted to overcome the difficult situation, increased the number of low-wage irregular workers, self-owned businesses, and small companies, resulting in an unstable employment situation. Youths were badly affected by employment instability, which ultimately affected their home lives and became the major cause of late marriages and unmarried that worsened an already bleak situation.

It is necessary, therefore, to address youth employment measures and the Selomaji Plan designed for the low fertility rate simultaneously as part of the policy to counter low fertility.

An overview of the Selomaji Plan and youth employment measures illustrates that the former develops with the emphasis mainly on the socialization of care, such as child rearing after marriage, while the latter focuses mainly on employment maintenance in the existing industry, employment creation through developing social enterprises, and the creation of short-term employment through introducing the internship system. Although each of these measures achieved success to a certain degree, the situation in which women must select either work or home following social norms based on male income earners is growing more conspicuous and affects the number of children a woman delivers. At the same time, promoting youth employment measures will result in a disparity among the youth considering the wage difference between large companies and medium-sized companies is growing wider, despite the promotion of the employment measures. These measures affect the present labor market in Korea and prevent the youth from envisioning their future, further facilitating late marriages or unmarried. Currently, Korea's low fertility rate is a result of life's anxieties and difficulty in envisioning one's future, combined with the current labor market affected by inequality between males and females. In the future, creating new working patterns by providing universal child-care services and developing social enterprises may play an important role in overcoming low fertility in South Korea.

特集：第16回厚生政策セミナー

「東アジアの少子化のゆくえ—要因と政策対応の共通性と異質性を探る」

## 台湾の少子化と政策対応

伊藤 正 一\*

本稿の目的は、世界でも最も低い合計特殊出生率に直面している台湾において、どのような要因が少子化をもたらしたのかを明らかにすると同時に、その状況に対する政策がどのように行われてきたかを示すことである。そのために、台湾における少子化の状況について説明し、台湾の少子化をもたらしたと考えられる要因について論じる。さらに、台湾における政策対応について説明し、最後に台湾における大陸・香港・マカオと外国籍者との結婚状況とその配偶者の出生率について論じる。

台湾では、女性の労働市場の環境が大きく変化してきた。男女の平均所得比率が縮小してきている。また、女性の失業率の方が男性のそれよりも低い。台湾における労働市場のこのような変化が女性の労働力参加率の変化をもたらしてきた。女性の年齢階層別労働力率の形は、M字型から山型へと変化してきた。台湾全体として高学歴化が進展していると同時に、女性の高学歴化が男性のそれを上回り、女性の高学歴化は、女性の初婚年齢に影響を与えている。また、高い育児コストや住宅費が、結婚や出産にマイナスに影響している。台湾では、統計的に影響しているとは言えないが、出生率に対する寅年、辰年の影響は無視できない。

台湾における少子化の進展、特に世界でも最も低い合計特殊出生率に直面して様々な政策的対応が行われてきた。2010年から2011年において、合計特殊出生率は若干ではあるが上昇した。これは、結婚するにあたって縁起がよいとされた中華民国99年（2010年）の「幸福久久」と100年（2011年）の「百年好合」の両年と101年（2012年）は辰年で龍の年であることから結婚が増加すると期待されている。このような理由から結婚数が増加し、出産の増加に結びついていると考えられる。しかしながら、このような、出生率の上昇は、一過性のものであり、出生率の継続的な上昇、あるいは低下しないためには、結婚や出産の妨げになるような環境を改善する政策が必要であり、その目的で施行されてきた政策の効果が今後どのようなようになるのかを見極める必要がある。

外国籍者との結婚については、1990年代後半に外国籍・大陸出身者等の女性との結婚が増加してきた。一般的に、本国人以外の母親の出生率は、本国人のそれよりも高いと考えられているが、台湾の場合、大陸・香港・マカオと外国籍の母親一人当たりの出産数は、本国籍の母親のそれよりも低く、一般的に考えられていることと一致していないことが明らかになった。

### はじめに

台湾の出生率は低下し続けてきた。その合計特殊出生率は、2010年の0.895まで低下し続けてきたが、2011年になりようやく若干上昇し、1.065となった。しかしながら、その

\* 関西学院大学国際学部

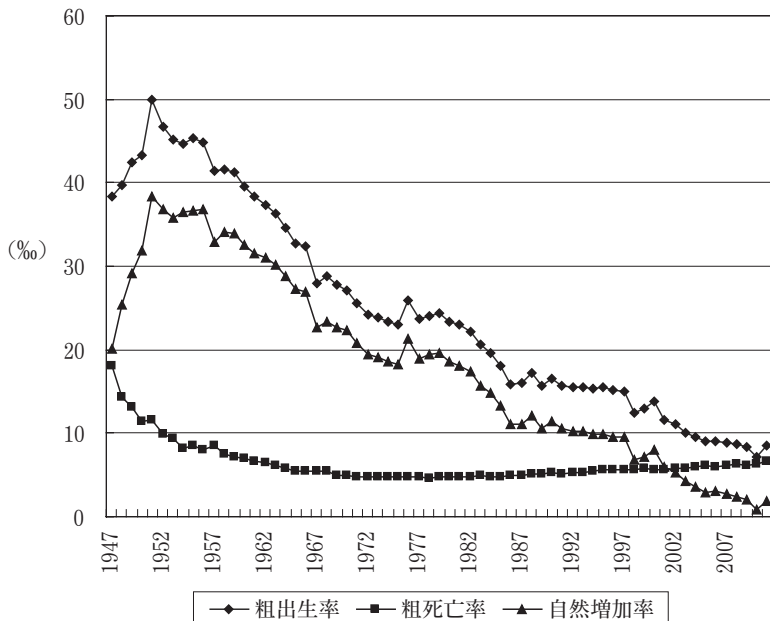
水準は依然として世界で最も低い水準であることには変わりはない。このような少子化がどのような要因によってもたらされたのかは非常に重要である。そして、この少子化の状況の下、どのような政策対応を行ってきたのか、そして、それらの政策対応がどのような成果をもたらしているのか、は非常に注目されることである。

本稿の目的は、世界でも最も低い合計特殊出生率に直面している台湾において、どのような要因が少子化をもたらしたのかを明らかにすると同時に、その状況に対する政策がどのように行われてきたかを示すことである。第Ⅰ節では、台湾における少子化の状況について説明し、第Ⅱ節では、台湾の少子化をもたらしたと考えられる要因について論じる。第Ⅲ節では、台湾における政策対応について説明し、第Ⅳ節で、台湾における大陸・香港・マカオと外国籍者との結婚についての状況とその配偶者の出生率について論じる。

### I. 台湾における少子化の状況

台湾において、1965年に家族計画が実施されてから、着実に人口増加の速度が抑制されてきた。この台湾の家族計画は国際的にも高い評価を受けてきた<sup>1)</sup>。このような家族計画の下、台湾の出生率は、着実に低下していった。図1が示すように、台湾の粗出生率は、

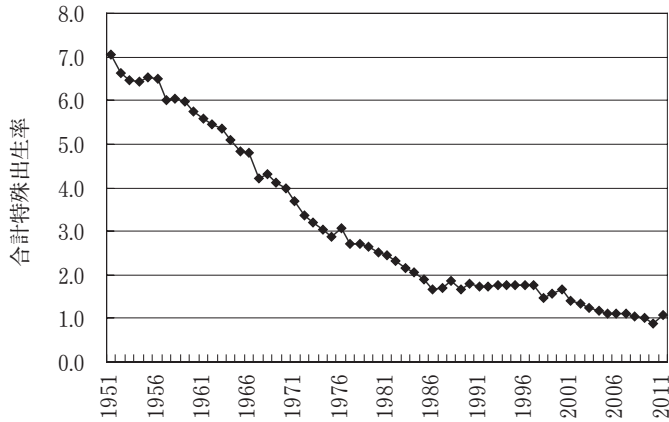
図1 台湾の粗出生率、粗死亡率、自然増加率の推移



(出所)「中华民国人口統計年鑑」(各年版)。

1) 陳肇男・孫得雄・李棟明(2003)は、各執筆者が台湾の人口問題の研究者としてだけでなく、台湾の家族計画に行政の側から従事してきた人々である。したがって、同書は、台湾の家族計画の長期にわたる実務面での動きが詳細に表されており、台湾の長期の人口政策を詳細に紹介している。

図2 合計特殊出生率の推移



(出所)「中華民国人口統計年鑑」(各年版)。

1950年代をピークに、以降減少し続け、2010年には7.19%まで低下した。ただし、2011年には、若干上昇し8.48%となった。粗死亡率は、1940年代末より1950年代初めにかけて急速に低下し、その後1970年代に5%以下にまで徐々に低下し、その後1987年まで5%以下が続いた。しかしながら、粗死亡率は1988年に5%を超えた後、上昇傾向を示し、2005年には6%を超え、2011

年には6.59%となった。粗出生率と粗死亡率の差としての人口の自然増加率は、1950年代中頃の36%以上をピークに、それ以後は低下傾向を示してきた。特に出生率の低下と2006年以降の死亡率の上昇傾向とが重なり、2010年には0.91%にまで低下し、台湾の人口自然増加率がゼロ、あるいはマイナスになる可能性もでてきたが、2011年には1.88%と若干ではあるが上昇した。ただし、1.88%は、若干上昇したとは言え、2010年の0.91%の次に、低い値である。このような状況から、急速に進みつつある少子化は、台湾が直面する重要な課題の一つと考えられている。

合計特殊出生率は、図2が示すように1951年以来低下傾向を示してきた。台湾で家族計画が開始した1964年の翌年、1965年に5.0を下回り、2010年には、0.895まで低下し、世界で最も低い水準となっている。ただし、2011年の合計特殊出生率は、1.065となり、2010年の水準を上回った<sup>2)</sup>。

女性の年齢階層別の出生率についても、総じて低下傾向を示してきた。図3は、20～24歳、25～29歳、30～34歳の出生率の推移を示している。全ての年齢階層の出生率は、1950年代から1970年代にかけて大きく低下している。1980年代に、20～24歳、25～29歳の出生率は継続して低下しているが、他方30～34歳の出生率は若干の低下傾向を示しているものの、1989年以降2000年まで上昇傾向を示し、2010年に65%に低下し、2011年には81%に上昇した。20～24歳、25～29歳の出生率は、共に多少の凹凸があるものの、1980年代後半まで低下した。25～29歳の出生率は、1990年代にはほとんど変化はなかったが、1998年の低下と2000年の上昇は特徴的である。その後は、低下し続け、2010年に大きく低下し、2011年に大きく上昇した。他方、20歳～24歳層の出生率は、1990年代に徐々にではあるが低下し続け、2000年に72%、2005年に44%、2010年に23%、そして、2011年も23%のままである。他方、25～29歳層と30～34歳層の出生率は、それぞれ2000年に33%、90%、2005年に

2) 内政部戸政司のホームページ(02-04育齡婦女生育率)から。



79%, 68%, 2008年に25～29歳層と30～34歳層の出生率は逆転し、2010年に55%, 65%, そして、2011年にはそれぞれ66%と81%となっている。年齢階層別出生率は、25～29歳層が一貫して最も高かったが、2008年に30～34歳層のそれが上回るようになってきた。このことは、女性の晩婚化、それによる出産女性の年齢が高くなりつつあることを示している。

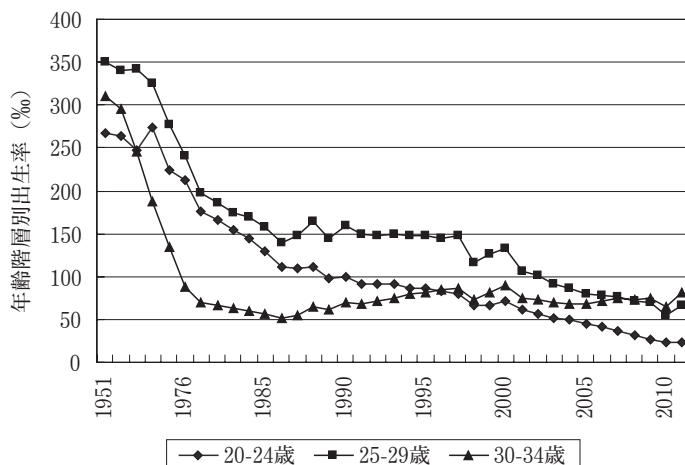
最後に、結果として、台湾の0～5歳人口がどのように推移してきたかを調べる。図4が示すように、0～5歳人口は、1970年代には増加していたが、1981年に241.5万人のピークになり、2010年に117万人、そして2011年には116万人にまで減少し続けている。このように、台湾における0～5歳人口の推移から、1990年代末以降の急速な減少は、同期間の台湾の少子化の急速な進展を明らかにしている。

## II. 台湾の少子化をもたらしたと考えられる要因

台湾における少子化をもたらしたであろう様々な要因が考えられる。それらの要因として、経済発展による女性の出産の機会費用の上昇、女性の高学歴化、女性をめぐる様々な労働市場の環境の変化、育児コストなどが挙げられる。

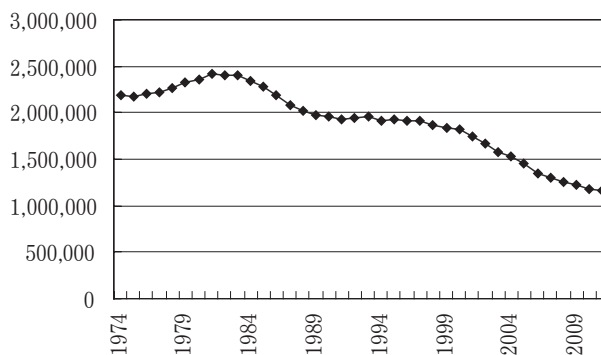
台湾における少子化をもたらした要因に関する様々な研究が行われてきた。例えば、Narayan (2006) は、1966年から2001年までの期間のデータを用いて、台湾の出生率に関する実証研究を行い、女子教育と女子労働力率が台湾の長期の出生率の主な決定要因で

図3 台湾の年齢階層別出生率



(出所) 民生部戸政司ホームページ (02-04育齡婦女生育率)。

図4 台湾の0-5歳人口の推移



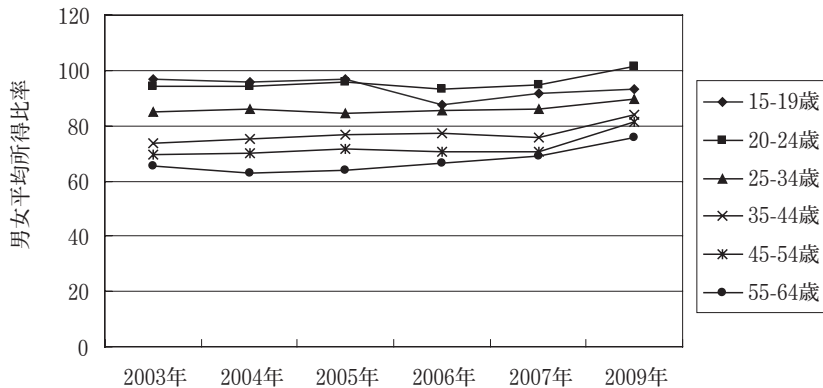
(出所) 内政部戸政司のホームページの年齢別人口から筆者が作成。

あることを明らかにしている。上村（2006）は、台湾の女性の労働力率の変化で特徴的な点は、若年層の労働力率の上昇は顕著であるが、中高年層の変化は若年層ほど大きくはない、と指摘している。Chen and Liu（2007）は、台湾の年齢階層別出生率の長期推計を行い、出生と女子労働力率との間には負の相関関係があることを示している。同時に、女子労働力率に関連した要因として教育と産業構造の変化が重要であることを指摘している。Chen and Liu は、出生率の低下に対して出産年齢の上昇と結婚数の減少が重要であると指摘している。

経済発展による女性の出産と関連した機会費用の上昇について論じる。文大宇（2002）は、台湾における長期の出生率の低下は、所得水準の上昇と極めて強い相関関係があることを示している。台湾の一人当たり GNP は、1984年には3,000ドルを超えた。その後、1987年に5,000ドルを超え、1992年に1万ドルを超え、2005年には15,000ドルを超えた。このような一人当たり GNP の上昇は、賃金の上昇を伴うものである。このように賃金が増加する中で、男女の平均所得比率が縮小してきている。図5によると、20～24歳層については、2003年に94.20であったが、2009年には101.39となり、若干ではあるが女性の平均所得が男性のそれを上回っている。25～34歳層については、2003年に84.96、2009年には89.61になり、35～44歳層においても2003年の73.62から2009年には89.61にまで上昇し、男女間の平均所得格差は、縮小してきただけでなく、20～24歳層では、若干であるが、女性の平均所得が男性のそれを上回るようになった。

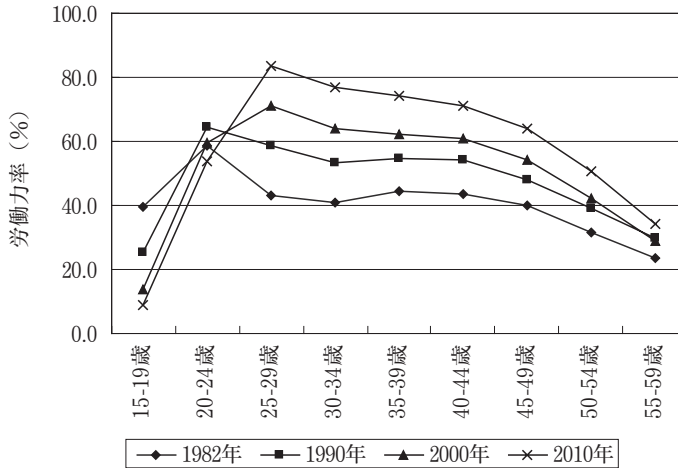
失業率についても、かつては男性の失業率よりも女性のそれの方が高かったが、1996年以降は、常に女性の失業率の方が男性のそれよりも低い。例えば、リーマン・ブラザーズ破綻のショックが台湾経済に大きなマイナスの影響を与えた2009年の失業率は、男性の場合6.53%であったが、女性の場合は4.96%と男性のそれよりも1.5%以上低かった。台湾における労働市場のこのような変化は、女性が労働市場により参加しやすくなり、女性の労働力参加率の変化をもたらすと考えられる。

図5 台湾の年齢階層別男女平均所得比率（男性 = 100）



(出所)「婦女労働統計」(2008年, 2010年).

図6 台湾の女性年齢階層別労働力率の推移



(出所)「婦女労働統計」(2008年, 2010年).

のM字型年齢階層別労働力率である。学校卒業後就職し、結婚や出産によって労働市場から退き、子育てが一段落した後、再度労働市場に参加し、徐々に労働市場から退くというパターンである。図6によると、1982年から1990年までの変化は、20歳以上の全ての年齢階層において、労働力率が上昇している。さらに、M字型の底の部分がなくなりつつあり、M字型でなくなりつつある過渡期になっている。1982年と1990年の共通点は、全ての年齢階層の中で20～24歳の労働力率が一番高い(1982年に58.82%、1990年に64.26%)という点である。

1990年から2000年にかけての変化は、年齢階層別労働力率のピークが20～24歳から25～29歳に変化した点である。これは、1990年代後半に急速な高学歴化、特に女性の高学歴化が進んだ期間に一致している。2000年の女性の労働力率は、20～24歳が59.39%で1990年のそれを下回っているが、25～29歳が71.00%で1990年の水準を大きく上回っている。そして、女性の年齢階層別労働力率の形は、山型(ここでは、年齢階層別労働力率が25～29歳をピークに以後は低下し続けている形から山型と呼ぶ)へと変化している。この山型では、25～29歳層から30～34歳層にかけて低下した後、30～34歳層から40～44歳層にかけて徐々に低下、その後大きく低下していくパターンである。2000年から2010年にかけての変化は、この山形の年齢階層別労働力率を25～29歳から55～59歳の全ての年齢階層でより高くなっていることである。例えば、2010年の女性の労働力率は、25～29歳のそれは83.69%、30～34歳のそれは76.71%、35～39歳のそれは74.25%である。これらの結果は、1990年代後半以降の台湾における女性の高学歴化により、女性の労働市場への参加が大きく変化してきたことを示している。この期間の女性の労働力率の変化については、簡文吟(2004)は、女性の就業形態で結婚や出産でいったん労働市場から退出して、子育て後に再度労働市場に参加する割合の上昇が顕著であることを指摘している。また、李大正・楊

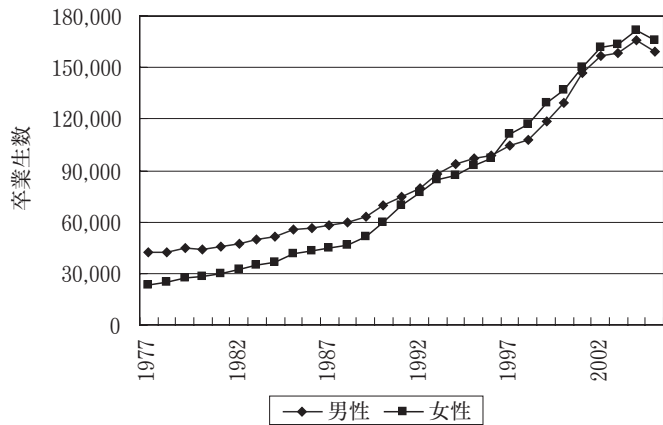
次に、女性の年齢階層別労働力参加率の推移について調べる。図6は台湾の女性の年齢階層別労働力率がどのように変化してきたかを示している。1982年の年齢階層別労働力率は、まず20～24歳でピークの58.82%を示し、その後25～29歳の42.89%、30～34歳の41.08%と低下した後、40～45歳に44.55%に上昇し、それ以後の年齢階層の労働力率参加は徐々に低下している。これは、典型的な女性

静利（2004）は、このように一度労働市場から退出し、再度労働市場に戻ってくる行動を採る女性について、結婚や出産のために労働市場から退出する時期を遅らせ、再度労働市場に戻ってくる時期を早める傾向があることを示した。行政院経済建設委員会人力規劃処編著（2010）は、上記の女性の年齢階層別労働力率の推移と合計特殊出生率との間の負の相関関係を示している<sup>3)</sup>。

次に、この女性の年齢階層別労働力率の大きな変化をもたらした主な要因としての女性の高学歴化について論じる。女性の高学歴化については、図7が示すように、男女共に、大学・短大卒の数が上昇し、特に女子の上昇は男性よりも大きく、1997年に女性の大学・短大卒の数が男性のそれを上回るようになってきた。そして、男女の大学・短大卒業生数は2004年まで一貫して増加し続けた。1991年の18歳から21歳人口に占める高等教育に在籍している割合は、初めて20%を超えた。その後、同割合は2011年には68.2%に達している。男女の同割合は、2011年にそれぞれ64.48%、72.38%となっている。これらの数字は、台湾全体として高学歴化が進展していると同時に、女性の高学歴化が男性のそれを上回っていることを示している<sup>4)</sup>。

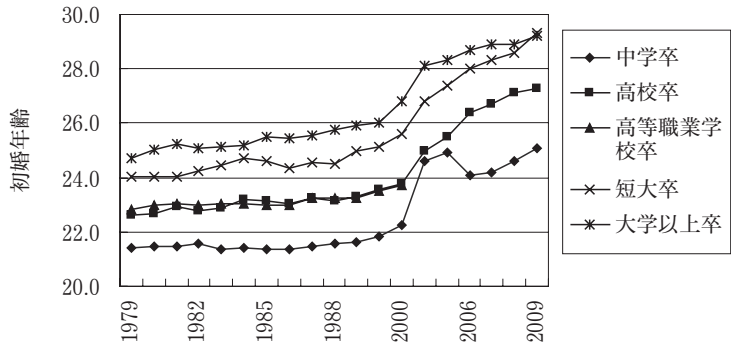
女性の高学歴化は、女性の初婚年齢に影響を与えている。台湾地区女性の学歴別初婚年齢を示す図8によると、常に中学卒よりも高卒の初婚年齢は高く、短大卒・大学以上卒の初婚年齢は、高卒のそれを上回っている。このことは、高学歴化が

図7 台湾の男女別大学・短大卒業生数の推移



(出所) Statistical Yearbook of the Republic of China, 2006.

図8 台湾地区女性の学歴別初婚年齢



(出所) 「中華民國89年台湾地区婦女婚育與就業調查報告」, 「中華民國閩閩地区人口統計」(各年版)。

3) 行政院經濟建設委員会人力規劃処編著（2010），55-59頁を参照せよ。

4) 内政部戸政司のホームページから。

初婚年齢を上げる要因となっているのが明らかである。台湾女性の初婚年齢は、全ての学歴において徐々に高くなる傾向を示しているが、特に、2000年以降より顕著に高くなってきている。初婚年齢の上昇は、出産年齢、特に第1子の子を出産年齢を上昇させると考えられる。

内政部統計処（2012b）によると、第1子出産の母親の平均年齢は、2001年の26.7歳から2011年の29.9歳まで、10年間で3.2歳高くなった。さらに、30歳以上の母親が第1子出産の母親に占める割合は、2001年に34.0%であったが、2011年には45.1%にまで上昇している。これらのことから、第1子を出産した母親に占める30歳以上の母親の割合が急速に上昇しており、50%を超えることも遠い先ではないことを示している。第1子の子を出産年齢の上昇は、特に、30歳以上の母親が第1子を出産する割合が増加していることは、合計特殊出生率の低下につながると考えられる。

台湾の育児コストと結婚については、行政院衛生署国民健康局による「国人対婚姻與生育態度電話訪問調査結果」（2004年）がその関係について示している。その調査結果は、以下のように報告している。20～39歳未婚で結婚を望んでいる女性の割合は51.2%で、結婚を望んでいない割合は24.9%であり、男性のその割合10.7%と比較して明らかに高い。次に、年齢階層別に調べると、未婚の25～29歳の年齢階層が結婚しようとしている者が最も多く73%であるが、30歳以後は明らかに結婚を望む者の割合が低下し、30～34歳の場合、53%、35～39歳の場合39%である。逆に、結婚を望んでいない者の割合は、25～29歳では12%であるが、30歳を超えるとその割合は21%に上昇する。20～39歳の女性で結婚を望まない主な理由は、独身生活の享受か独身主義（26.7%）、経済条件がよくない（16.2%）、面倒なことを懸念する（14.6%）となっている。男性の場合、経済条件がよくない（39.1%）が突出しているのと比較して明らかに異なる。出生に関しては、既婚年齢階層25～29歳の場合、一人子供がいる場合、約半数は二人目を産もうとは思っていない。一人子供がいて二人目を産もうと思っていない人たちのその主な理由は高い育児費である。一方、理想の子供数が二人以上の者の割合は、85.8%で高い。これらことは、結婚するための様々な費用、育児費の高さが若者が結婚を望まない、二人目の子供を生もうとは思わない理由と考えられる。

伊藤（2007）は、子女の教育費と住宅の賃貸料の高騰が出産希望に影響を与え、高人口密度による汚染の問題なども女性の出産の判断に影響を及ぼしている可能性を指摘している。同時に、伊藤（2007）は、台湾における政策対応として、適齢結婚・適齢出産の大衆への啓蒙、「二人っ子がちょうどよい」という人口政策の推進以外に、有配偶者の住宅負担の軽減、保育園の増加、育児費の軽減、無給育児休暇制度と再雇用制度の推進、所得税法と婚姻懲罰に関する規定の修正の検討など、様々な負担を軽減し、青年男女の結婚・育児の願望を上昇させようとしていたことを指摘している。

伊藤（2012）は、台湾の出生率に対して、寅年、辰年の影響が無視できないことを指摘し、その出生率に対する影響を調べている。1960年から2011年までの辰年は、1964年、1976年、1988年、2000年の4年である。また、同期間における寅年は、1962年、1974年、

1986年、1998年、2010年の5年である。辰年は、龍年とも書かれ、中国で龍は9つの生き物に似ており、その鱗は81枚（＝9×9）であることから縁起のよい生き物とされている。さらに、皇帝や優れた人物の象徴とされ、龍は天に昇るという考えから身を立てて天に昇るとも言われる。その結果、出生率も高くなる可能性があると考えられる。寅年の虎については、虎は自分の子供を大事に守り手放さないことから、女子の場合、結婚が難しいのではとの迷信のために、出生を控える可能性が考えられる。伊藤（2012）では、簡単な回帰分析（被説明変数は合計特殊出生率、説明変数は、年、年の二乗、辰年ダミー変数、寅年ダミー変数）を行った結果、辰年ダミー変数と寅年ダミー変数の係数は、片側検定で統計的に10%の有意水準でも有意でなかった。したがって、辰年ダミー変数と寅年ダミー変数は、合計特殊出生率に影響を与えないと言えないと指摘している。しかしながら、同時に、前後の年との比較によって、過去2回の寅年の合計特殊出生率は前後の年よりも低く、過去3回の辰年の合計特殊出生率は前後の年よりも高く、断定はできないが、過去の状況から、寅年と辰年の影響はあるのではとの指摘をしている。過去の研究も寅年、辰年の出生率への影響に言及している<sup>5)</sup>。

### Ⅲ. 台湾における政策対応<sup>6)</sup>

台湾における人口政策については、1964年に全面的に家族計画の推進を開始した。そして、1968年に台湾地区家族計画実施規則を公布し、1969年に中華民国人口政策綱領を公布し、1960年代中頃以降、家族計画が具体的に動きだした。人口政策綱領は、その後数度の修正があり、2011年12月に修正が行われている。その政策に含まれる「合理的人口構造」では、1) 適正な年齢の結婚・育児の推奨、配偶者を選ぶ環境の改善、結婚の機会の増加、2) 幸福な結婚を創ることへの協力、家庭と社区機能の促進、離婚率と家庭危機を低下させる、3) 出生率を高め、人口高齢化の速度を緩和し、人口構造を調整し、社会の永続的な発展を支援する、4) 幼児、児童、少年の世話と保護責任の推進、健全な出生と育児環境を造ること、である。

行政院経済建設委員会編、『中華民国100年国家建設計画』（2010年）の重点政策の一つとしての少子化に対する政策対応として、1) 青年の結婚を奨励する、2) 改造してよい育児条件と環境を整える、を挙げている。前者については、住宅費用負担の軽減のために、住宅ローンの利息補助が挙げられている。後者については、保育費用補助や幼児の世話サービスの向上、5歳幼児の学費免除家庭養育計画の実行などが挙げられている。

---

5) 余清祥、藍銘偉（2003）は、出生数を推計する場合、正確な修正は容易ではないが、虎年には出産数が減少し、龍の年には出産数が増加する可能性があることを指摘している。

Tsay（2003）は、1997年から2001年にかけて、出生率は急速に低下していることについて、その変化をもたらした主要な理由として、1998年の寅年は結婚や出産にとって不幸であるという考え方によっていると指摘している。また、劉君雅・鄧志松・唐代彪（2009）は、2000年は、1000年ごとの節目の年であり、目出度いとされ、龍の年と二重によいということから前後の年よりも明らかに出生率が高い、と指摘している。

6) 政策対応については、主に伊藤（2012）の報告に基づいている。

薛承泰（2010）は、少子化への政策対応についての重要な観点を示している。それらの観点は、1)「養うことができるのか?」、言い換えれば、出産・育児費用を負担できるのか、2)「子供を生みたい」、言い換えれば、社会の伝統的考え方、離婚率の上昇などのような価値観の変化に見られる若年者の結婚や出産に対する考え方が変化している、というものである。また、前者は後者に影響を与えている。「養うことができるのか?」への政策対応として、1) 出生奨励、2) 育児補助、3) 保育・保母制度、4) 教育方面の優遇、5) 住宅ローン補助、6) 税務上の減免、7) 育児休暇（手当て）、8) 移民（外来の若年人口）を挙げている。

中央研究院報告としての「人口政策建議書」（2011年2月）において、経済建設委員会の推計によると、今後の少子化の趨勢について、合計特殊出生率は2011年と2012年の辰年は上昇するが、2013年には下がり始めるとしている。次に、女性の結婚・育児の先送りの速度を遅らせる効果を考え、政府の出産・育児などの政策の効果を考えると、高・中位推計では、合計特殊出生率は2015年から上昇し、2060年に1.6から1.3に達し、低位推計によると、合計特殊出生率は、2060年に0.8となると展望している。

少子化に対しては、1) 家庭のライフサイクルを改変し、出産・育児に有利な環境を構築する、2) 家事の男女平等を提唱し、女性が結婚することを奨励する、3) これまでの出産・育児福利に換えて家庭に優しい政策を定める、としている。

「家庭のライフサイクルを改変し、出産・育児に有利な環境を構築する」については、高等教育の拡大が、女性の初婚年齢を遅らせ、結婚しない場合も考えられ、結果として出生率の低下につながると考えられる。そのために、高等教育（大学・大学院）の修業年数を短縮することによって合計特殊出生率を上昇することは可能としている。また、大学卒業後、大学院への進学前に有る一定期間就業し安定的な仕事に就き収入を得て、それによって適切な年齢での結婚、家庭の形成、育児につなげる、としている。そして、高等教育の過度の拡大を減少させるとしている。

「家事の男女平等を提唱し、女性が結婚することを奨励する」については、女性が高等教育を受け、労働市場では男女の賃金格差も縮小し、男性との結婚の機会費用も高くなり、家庭内での家事負担の不平等な状況を考えると、それらは女性が結婚したくないと思う主な要因の一つである。そのためにも、家事負担の男女平等が重要と考えられるとしている。

「これまでの出産・育児福利に換えて家庭に優しい政策を定める」については、これまでの政策で大きな期待はできない。内政部「人口政策白書」（2008年）で、出生率を上昇させるためには、政策案A（0－6歳の児童で、第1子に毎月2,000元、第2子に毎月5,000元、第3子に毎月10,000元の手当てを支給する）の場合には、将来毎年300億元から500億元の政府予算増が必要になるとしている。そのために、スウェーデンの政策が参考になるとしている。すなわち、女性の出産・育児奨励の要件を満たすだけでなく、女性の労働市場への参入を奨励し、同時に男女平等政策を推進し、さらに個人化した税制度、社会安全ネットワーク、女性が出産後も出産・育児ができるための補助、育児・保育手当、女性が第2子を欲しいと思うような産後安心して仕事に就くなどの社会福利と家庭政策の

下、台湾においても、出生率が再び継続して低下することを防ぐことは可能としている。その例として、台湾において、教師や公務員の場合、第2子を欲するより強い思いがあると報告されていると指摘している。

次に、中華民国100年国家発展計画中の少子化の状況下の政策対応（2011年1月7日）として以下の3点が挙げられている；1)「喜んで結婚し、出産を願い、育児能力をもつ」計画の具体的政策と実施措置、2)青年が家庭をもつことを奨励する：「青年が安心して家庭をもてるプログラム」を広く推進し、青年の住居負担を軽減する、3)出産・育児環境をつくる：「児童教育及び世話に関する法律」草案を検討し定め、整合的幼稚園・保育園政策を実施する：「5歳幼児の学費免除計画」の実施、よりよい出産・育児条件と環境をつくる。台湾における重大政策のうち人口政策で、2012年に発表されている具体策として、新婚家庭または未成年の若者の家庭に対して、申請があった場合には、家賃補助（月額最高3,600元、最長12ヶ月）を行うことや、家庭状況により保育費用の補助を行うなどの育児経済負担の軽減を試みている<sup>7)</sup>。

最後に、『人口政策百年回顧與展望』（2011年10月）の国民が結婚したい、出産したいとの願望の推進のための施策の考え方として、家庭での保育・育児サービス体系の充実、妊娠した学生に対する柔軟な対応、所得税の控除、不妊治療に対する人口生殖の発展、3名以上の子供をもつ家庭の自宅購入のためのローン補助、出産無給休暇の夫婦に対する月収保障のための保険、出産・育児奨励のための標語に関するキャンペーン、未婚の青年が美しい国家公園で旅行し、男女が知り合う機会を提供する、が挙げられている<sup>8)</sup>。

台湾では、寅年、辰年が出生率に影響することを指摘した。言い換えれば、台湾では、伝統的考え方、人々の心に訴えるキャンペーンあるいはスローガンが出生率に影響を与える可能性があること示唆している。中華民国99年（2010年）の「幸福久久」、100年（2011年）の「百年好合」の両年は、結婚するにあたって縁起がよいとされた。99年は中国語の発音が久久と同じであり、その年に結婚すれば「幸福は長く続く」を意味し、100年については、「百年うまく一緒に」のスローガンで、「結婚が長くうまくいく」を意味し、両年は結婚数が増加した。さらに、101年（2012年）は、辰年で龍の年にあたり、縁起のよい年とされ、さらに結婚が増加すると期待されている。このような結婚数の増加が、出産の増加に結びついていると考えられる。2002年、2003年の女性の結婚数は、173,000人を超えていたが、2009年には116,000人まで低下した。その後、2010年に133,822人となり、2011年に165,305人にまで増加してきた。女性の初婚数も、2002年、2003年に、15万人を超えていたが、2009年には10万以下にまで低下した。その後、2010年に114,251人となり、2011年に142,819人にまで増加してきた。内政統計通報101年（2012年）第二十週、表二によると、女性の初婚年齢は2001年に26.4歳であったが、2005年には27.4歳となり、2010年に29.2歳、2011年に29.4歳と継続して上昇し、2001年から2005年、そして2005年から2010年と上昇のスピードが加速し、2011年にも継続して上昇している。

7) 内政部プレスリリース、2012年3月27日。

8) 『人口政策百年回顧與展望』、69-72頁を参照。



#### IV. 外国籍者との結婚について

台湾において、1990年代中頃までは、大陸・香港・マカオ配偶者と外国籍の配偶者の結婚数に占める割合は、小さいものであったが、表1が示すように、1990年代後半以降大きく変化してきた。このような理由の一つとして、台湾における若年層における男女比が100を上回っていることが考えられる。さらに、1990年代後半に女性の大学進学率が急速に高まり、それにともない教育水準の低い男性の結婚が困難になってきた。このような背景から、外国籍・大陸出身者等の女性との結婚が増加してきた。表1が示すように、外国籍（主に、ベトナム）・大陸配偶者の割合の合計は、2003年に31.86%にまで上昇し、結婚数の3分の1近くまでになった。その後その割合は逆に低下したが、2010年において15.49%である。2003年以降の外国籍・大陸出身者の配偶者の割合が大きく減少する中で、大陸・香港・マカオの配偶者の割合は2003年の20.4%から2004年に8.35%にまで急激に減少したが、その後のその割合の変化は少ない。外国籍配偶者の割合は、2003年の11.45%から2004年にかけて15.47%に上昇しその後は低下傾向を示し、2010年には5.88%にまで減少した。

このような大陸・香港・マカオ配偶者と外国籍配偶者の出産動向については、表2に示した。表2によると出産した外国籍の母親の割合のピークは、2003年の13.37%でその後は徐々に低下し、2010年には8.7%になった。次に、大陸・香港・マカオ出身の母親の出産の割合は、2004年の5.18%から2010年の4.90%まで大きな変化はない。しかしながら、外国籍の母親の出産に占める割合は、2004年に8.07%から着実に低下し、2010年には3.80

表1 国民と外国籍配偶者との婚姻に関する統計

(単位：人，%)

| 年    | 結婚数     | 国民      |       | 外国籍，大陸配偶者の国籍（地区） |       |           |       |        |       |
|------|---------|---------|-------|------------------|-------|-----------|-------|--------|-------|
|      |         |         |       | 合計               |       | 大陸・香港・マカオ |       | 外国     |       |
|      |         | 数       | 割合    | 数                | 割合    | 数         | 割合    | 数      | 割合    |
| 1998 | 145,976 | 123,071 | 84.31 | 22,905           | 15.69 | 12,451    | 8.53  | 10,454 | 7.16  |
| 1999 | 173,209 | 140,946 | 81.37 | 32,263           | 18.63 | 17,589    | 10.15 | 14,674 | 8.47  |
| 2000 | 181,642 | 136,676 | 75.24 | 44,966           | 24.76 | 23,628    | 13.01 | 21,338 | 11.75 |
| 2001 | 170,515 | 124,313 | 72.90 | 46,202           | 27.10 | 26,797    | 15.72 | 19,405 | 11.38 |
| 2002 | 172,655 | 123,642 | 71.61 | 49,013           | 28.39 | 28,906    | 16.74 | 20,107 | 11.65 |
| 2003 | 171,483 | 116,849 | 68.14 | 54,634           | 31.86 | 34,991    | 20.40 | 19,643 | 11.45 |
| 2004 | 131,453 | 100,143 | 76.18 | 31,310           | 23.82 | 10,972    | 8.35  | 20,338 | 15.47 |
| 2005 | 141,140 | 112,713 | 79.86 | 28,427           | 20.14 | 14,619    | 10.36 | 13,808 | 9.78  |
| 2006 | 142,339 | 118,739 | 83.23 | 23,930           | 16.77 | 14,406    | 10.10 | 9,524  | 6.68  |
| 2007 | 135,041 | 110,341 | 81.71 | 24,700           | 18.29 | 15,146    | 11.22 | 9,554  | 7.37  |
| 2008 | 154,866 | 133,137 | 85.97 | 21,729           | 14.03 | 12,772    | 8.26  | 8,957  | 5.78  |
| 2009 | 117,099 | 95,185  | 81.29 | 21,914           | 18.71 | 13,294    | 11.35 | 8,620  | 7.36  |
| 2010 | 138,819 | 117,318 | 84.51 | 21,501           | 15.49 | 13,332    | 9.60  | 8,169  | 5.88  |

(出所) 内政部編、『人口政策百年回顧與展望』，表3-3-1，30頁。

表2 母親の国籍別嬰兒出生数統計

(単位:人,%)

| 年    | 嬰兒出生数   |         |         | 出産した母親の国籍(地区) |       |            |       |           |      |        |      |
|------|---------|---------|---------|---------------|-------|------------|-------|-----------|------|--------|------|
|      |         |         |         | 出産した本国籍<br>母親 |       | 出産した外国籍の母親 |       |           |      |        |      |
|      | 合計      | 男       | 女       | 数             | 割合    | 合計         |       | 大陸・香港・マカオ |      | 外国     |      |
|      |         |         |         |               |       | 数          | 割合    | 数         | 割合   | 数      | 割合   |
| 1998 | 271,450 | 141,462 | 129,988 | 257,546       | 94.88 | 13,904     | 5.12  |           |      |        |      |
| 1999 | 283,661 | 148,042 | 135,619 | 266,505       | 93.95 | 17,156     | 6.02  |           |      |        |      |
| 2000 | 305,312 | 159,726 | 145,586 | 282,073       | 92.39 | 23,239     | 7.61  |           |      |        |      |
| 2001 | 260,354 | 135,596 | 124,758 | 232,608       | 89.34 | 27,746     | 10.66 |           |      |        |      |
| 2002 | 247,530 | 129,537 | 117,993 | 210,697       | 87.54 | 30,833     | 12.46 |           |      |        |      |
| 2003 | 227,070 | 118,984 | 108,086 | 196,722       | 86.63 | 30,348     | 13.37 |           |      |        |      |
| 2004 | 216,419 | 113,639 | 102,780 | 187,753       | 86.75 | 28,666     | 13.25 | 11,206    | 5.18 | 17,460 | 8.07 |
| 2005 | 205,854 | 107,378 | 98,476  | 179,345       | 87.12 | 26,509     | 12.88 | 10,022    | 4.87 | 16,487 | 8.01 |
| 2006 | 204,459 | 106,936 | 97,523  | 180,556       | 88.31 | 23,903     | 11.69 | 10,423    | 5.10 | 13,480 | 6.59 |
| 2007 | 204,414 | 106,898 | 97,516  | 183,509       | 89.77 | 20,905     | 10.23 | 10,117    | 4.95 | 10,788 | 5.23 |
| 2008 | 198,733 | 103,937 | 94,796  | 179,647       | 90.40 | 19,086     | 9.60  | 9,834     | 4.95 | 9,252  | 4.66 |
| 2009 | 191,310 | 99,492  | 91,818  | 174,698       | 91.32 | 16,612     | 8.68  | 8,871     | 4.64 | 7,741  | 4.05 |
| 2010 | 166,886 | 87,213  | 79,673  | 152,363       | 91.30 | 14,523     | 8.70  | 8,185     | 4.90 | 6,338  | 3.80 |

(出所) 内政部編、『人口政策百年回顧與展望』, 表3-3-2, 31頁.

%にまで低下した。これらの数字は、大陸・香港・マカオと外国籍の母親一人当たりの出産数は、本国籍の母親のそれよりも低いことを示している。このことは、一般的に、日本人以外の母親の出生率は、日本人のそれよりも高いと考えられていることと一致しない。Yang, Huang and Tsai (2009) は、研究結果から外国籍配偶者の出生率は、台湾人の結婚した女性の出生率よりも低いことを明らかにしている。

おわりに

台湾の合計特殊出生率は、2010年の0.895という世界最低水準まで低下し続けてきたが、2011年になりようやく若干上昇し、1.065となった。しかしながら、その水準は依然として世界で最も低い水準であることには変わりはない。台湾では、女性の労働市場の環境が大きく変化してきた。一人当たりGNPの上昇は、賃金の上昇を伴い、その変化の中で、男女の平均所得比率が縮小してきている。1996年以降は、常に女性の失業率の方が男性のそれよりも低い。台湾における労働市場のこのような変化が女性の労働力参加率の変化をもたらしてきた。女性の年齢階層別労働力率の形は、M字型から山型（ここでは、年齢階層別労働力率が25～29歳をピークに以後は低下し続けている形から山型と呼ぶ）へと変化してきた。台湾全体として高学歴化が進展していると同時に、女性の高学歴化が男性のそれを上回り、女性の高学歴化は、女性の初婚年齢に影響を与えている。また、高い育児コストや住宅費が、結婚や出産にマイナスに影響している。台湾では、統計的に影響しているとは言えないが、出生率に対する寅年、辰年の影響は無視できない。

台湾における少子化の進展、特に世界で最も低い合計特殊出生率に直面して様々な政策

的対応が行われてきた。2010年から2011年において、合計特殊出生率は若干ではあるが上昇した。これは、結婚するにあたって縁起がよいとされた中華民国99年（2010年）の「幸福久久」、100年（2011年）の「百年好合」の両年と101年（2012年）は辰年で龍の年であることから結婚が増加すると期待されている。このような結婚数の増加が、出産の増加に結びついていると考えられる。しかしながら、このような、出生率の上昇は、一過性のものであり、出生率の継続的な上昇、あるいは低下しないためには、結婚や出産の妨げになるような環境を改善する政策が必要であり、それらの政策の効果が今後どのようなものかを見極める必要がある。

外国籍者との結婚については、1990年代後半に女性の大学進学率が急速に高まり、それにともない教育水準の低い男性の結婚が困難になり、外国籍・大陸出身者等の女性との結婚が増加してきた。一般的に、本国人以外の母親の出生率は、本国人のそれよりも高いと考えられているが、台湾の場合、大陸・香港・マカオと外国籍の母親一人当たりの出産数は、本国籍の母親のそれよりも低く、一般的に考えられていることと一致していないことが明らかになった。

## 参考文献

（邦語文献）

- 伊藤正一（2007）「台湾における労働市場・女子労働・少子化の現状と政策」鈴木透編『男女労働者の働き方が東アジアの低出生力に与えた影響に関する国際比較研究』（厚生労働科学研究費補助金政策化学推進研究事業平成18年度総括研究報告書）43-59頁。
- 伊藤正一（2012）「台湾における社会・経済の変化、家族変動、そして少子化の関係、少子化に対する政策について」鈴木透編『東アジアの家族人口学的変動と家族政策に関する国際比較研究』（厚生労働科学研究費補助金政策化学推進研究事業平成23年総括研究報告書）47-63頁。
- 上村泰裕（2006）「台湾の労使関係と社会政策」宇佐美・牧野編『新興工業国における雇用と社会政策：資料編』第6章、調査研究報告書、アジア経済研究所、131-150頁。
- 文大宇（2002）『台湾』拓殖大学アジア情報センター編東アジア長期敬愛統計別巻2、勁草書房。

（中国語文献）

- 陳肇男・孫得雄・李棟明（2003）『台湾の人口奇蹟：家庭計画政策成功探源』中央研究院聯經出版公司、台北。
- 簡文吟（2004）「台湾已婚婦女労働再參與行為的変遷」国立台湾大学人口與性別研究中心・台湾人口学会、『人口学刊』第28期、1-47頁。
- 李大正・楊静利（2004）「台湾地区婦女労働參與類型與歷程之變遷」国立台湾大学人口與性別研究中心・台湾人口学会『人口学刊』第28期、109-134頁。
- 劉君雅・鄧志松・唐代彪（2009）「台湾低生育率之空間分析」国立台湾大学人口與性別研究中心・台湾人口学会『人口学刊』第39期、119-155頁。
- 内政部（2008）『人口政策白皮書』内政部。
- 内政部（2011）『人口政策百年回顧與展望』内政部。
- 内政部（2012）「政府推動「津貼補助」及「托育服務」双管齊下，营造友善環境，照顧孩子托育需求」プレスリリース、3月27日。
- 内政部統計処（2012a）「内政統計通報101年（2012年）第二十週」。
- 内政部統計処（2012b）「内政統計通報101年（2012年）第二十一週」。
- 行政院經濟建設委員會（2010）『中華民國100年国家建設計畫』行政院經濟建設委員會。

行政院經濟建設委員會人力規劃處 (2010)『人力規劃研究報告』(第14集), 行政院經濟建設委員會人力規劃處。  
行政院衛生署國民健康局 (2004)「國人對婚姻與生育態度電話訪問調查結果」プレスリリース, 12月15日。  
薛承泰 (2010)「因應人口變遷的政策思考」台大公共論壇『面對少子女化』12月29日。  
余清祥・藍銘偉 (2003)「台灣地區生育率模型之研究」國立台灣大學人口與性別研究中心・台灣人口學會『人口學刊』第27期, 12月, 105-131頁。

(英語文獻)

Chen, Chao-Nan and Paul Le-Chih Liu (2007) "Is Taiwan's Lowest-Low Fertility Reversible via Socio-economic Development?" *Journal of Population Studies*, No.34, June.  
Narayan, Paresh Kumar (2006) "Determinants of Female Fertility in Taiwan, 1966-2001: Empirical Evidence from Cointegration and Variance Decomposition Analysis," *Asian Economic Journal*, Vol.20, No.4, pp.393-407.  
Tsay, Ching-lung (2003), "Below-replacement Fertility and Prospects for Labor Force Growth in Taiwan", *Journal of Population Research*, Vol.20, No.1.  
Yang, Ching-Li, I-Chi Huang, and Hung-Jeng Tsai (2009) "Appearance and Reality of Fertility Rates for Foreign Spouses in Taiwan," presented at the 51th Annual Conference of American Association for Chinese Studies held on October 16-18, 2009, Orland.

# Declining Fertility Rate and Its Coping Policy Measures in Taiwan

Shoichi Iro

The purposes of this article are to examine factors of declining fertility rate in Taiwan that is facing the lowest fertility rate in the world and to introduce the policy measures for coping that issue in Taiwan. The labor market situations for female have changed largely. The average income ratio between female and male workers has been shrinking, and the unemployment of female is lower than that of male. These changes have made it easier for female to participate in labor market than before. The female's labor force participation rate (LFPR) by age group was M shaped in Taiwan, but that shape has become that like a mountain, that is, the LFPR of 25-29 years old group is highest and after that, that is declining, as their age becomes older. In Taiwan, tertiary education has become dominant especially for female. This change has been affecting the age of females' first marriage. The high costs of child caring and housing discourages marriage and childbirth. Although the effect of Chinese zodiac is not statistically significant, if we observe the movement of birth rate in Taiwan year by year, it is clear that the Tiger year and the Dragon year affect birth rate in Taiwan.

The various policy measures have been implemented in Taiwan for coping with the lowest fertility rate in the world. Total Fertility Rate (TFR) rose slightly from 2010 to 2011 in Taiwan. ROC99 (2010) and ROC100 (2011) are considered as the lucky and memorial years, and ROC101 is the Dragon year. These years give young people more incentive to marry and as a result, fertility rate rose. This increase in fertility rate is transient. It is necessary to implement policy measures in order to improve the conditions against marriage and childbirth. The various policy measures have been implemented in Taiwan for coping with declining marriage and fertility rate. We should continue to examine the effects of those policy measures.

The marriage with foreign and mainland brides has increased in the second half of the 1990s. In general, it is believed that the fertility rate of foreign brides is higher than that of local brides. In the case of Taiwan, however, the number of childbirth of foreign and mainland brides is lower than that of local brides, which is not consistent with the general impression about fertility rate of foreign brides.

## 特集：第16回厚生政策セミナー

「東アジアの少子化のゆくえ—要因と政策対応の共通性と異質性を探る」

第1子出産をはさんだ就業継続，出産タイミングと  
夫婦の家事分担

—北京・ソウルと日本の比較—

永瀬伸子\*

本稿の目的は、個票データを用いて、第1子出産前後の女性の就業、夫婦の家事・ケア時間、結婚と出産への移行について、東アジア地域の中の北京、ソウル、日本の比較をすることである。データは、お茶の水女子大学21世紀COEプログラムが実施した北京およびソウルにおける家族・仕事・家計に関するパネル調査（ソウル：2003-2007、北京：2004-2007）と、日本は主に国立社会保障・人口問題研究所『第12回出生動向基本調査』2002年である。ソウルと日本では、夫の稼得役割と妻の育児役割の分離、男女の賃金差と女性の出産離職という点で高い類似性がみられた。一方、北京は、拡大家族が子育てを手伝う点でかつての日韓と共通項があるものの、夫婦共働きが一般的であり、夫と妻の平日の家事・ケア時間の差が小さい点に大きい差がある。日本は3地域の中で、母親の育児役割意識がもっとも強く、末子年齢を同一にした上で、妻の家事・ケア時間は3地域中もっとも長い。その一方で日本は無子も突出して高い。カプラン・マイヤー法を用いると、35歳までに出産に移行しない確率は、北京、ソウルでは1割に満たないが東京は3分の1である。また第1子1歳時の母親の就業継続についてプロビット分析を行うと、女性の高い賃金率は就業にプラス、夫婦分業的な規範意識はマイナスという点は3地域にほぼ共通した。一方、夫が高学歴ほど妻の離職が有意に増えるのは日本のみで、北京ではむしろ逆の傾向があった。また日本は、集計値でみると就業継続に特定のコーホート効果は見られないが、他の変数を考慮したプロビット分析では、若い世代ほど継続確率が下がっていた。ただし第1子妊娠時に正社員である者に分析を限定すると、若い世代ほど就業継続が大きく上がることも認められた。このことは日本の育児休業制度拡充といった政策は限定された一部にしか効果が出ていないこと、非正規雇用の拡大の中で、若者者全体には効果を挙げていないことを示している。

## はじめに

本稿の目的は、東アジア文化圏に属するソウル、北京と、日本とを比較することで、日本の労働市場と家族のジェンダー構造の特質をより鮮明にすることである。生産活動と人口再生産活動は、社会が健全に維持されるためには不可欠な活動である。その仕組みは、それぞれの社会なりに、歴史的にまた産業発展に応じて形作られ、また修正されていく。労働と家族をめぐる状況は、日韓の類似性が高い。たとえば両国とも横断面の女性の労働力率は30歳代前半で落ち込みその後上昇するM字型である。また男女の賃金格差も世界

\* お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科

の中では大きく、フルタイムに限定しても男性100に対して女性は70程度の日本に対して、韓国は65程度である（厚生労働省 2010）。少子化が進展している点も似ている。しかももちろん異なる点も少なくないであろう。同じ東アジア文化圏に属する北京はどのくらい日韓と類似性があるのだろうか。労働市場における雇用慣行の在り方と家庭内における分担の在り方は相互に影響しあうであろう。東アジアの有配偶女性の就業状態の比較には瀬地山（1996）があるが、本稿は、お茶の水女子大学が実施した北京およびソウルでのパネル調査を用いて、比較可能な日本のデータと対比することで、特に3カ国における母親の第1子出産をはさんだ就業状況の世代別の変化、第1子の主な保育の担い手、末子年齢別の夫と妻の平日の家事・ケア時間、そして結婚への移行、第1子出産のタイミングの世代による変化について比較する。また賃金関数を推計した上で、3カ国における第1子出産後の母親の就業継続の規定要因の計量分析を行う。第1子出産後の就業に注目するのは、特に日本においては、この時期の女性の就業選択がその後の女性の就業と賃金経路に大きい影響を与えるためである。

## I. お茶の水女子大学 F-GENS 北京, F-GENS ソウルパネル調査について

本稿で利用するのは、お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」においてソウル（責任者 御船美智子）および北京（責任者 永瀬伸子）で2003年度から2007年度にかけて実施した家族・仕事・家計に関するパネル調査である。北京は2004年6月より、25-54歳男女について、北京市の伝統的な市街地の概念に従い中心8区（当時、現在は6区になっている）を調査対象とした<sup>1)</sup>。初年度2550サンプルであり、その後も毎年6月に2007年まで4回にわたって同じ世帯に対して追跡調査を行った。調査委託先は中国人民大学であり、128の居民委員会を対象に、面接調査員による個別訪問調査をした。面接時間は約1時間である。北京で実施されたパネル調査として、本調査はおそらくはじめてのものであろう。毎年追跡率は9割強と高いが、パネル調査の常として4年度目になると2004サンプル、当初の78.6%に縮小している。ソウルは2004年2月に25-44歳男女を対象とした。初年度1709サンプル（2004年2月履歴調査）であり、その後、2004-2007年度まで毎年6月に合計5回の調査を実施した。調査委託先はハンコックリサーチであり面接調査員による個別訪問調査である。毎年の回収率は9割弱であるが、2007年度にはサンプル数は1109と当初の64.9%である（篠塚・永瀬編（2008）参照）。

日本では同じ形で同時期に調査を実施していないので、ソウル、北京と対比する日本の調査は、国立社会保障・人口問題研究所『出生動向基本調査』各年、特に2002年に実施された『第12回出生動向基本調査』、および2001年の家計経済研究所『消費生活に関するパネル調査』である。日本は、可能な場合は人口200万人以上の地区、東京などと比較した

---

1) 中国は都市と農村とできわめて大きい差異があり、また地域差も大きい。農村地域とも比較するために、2007年に文部科学研究費を用いて中国河北省農村調査を行ったが、農村地域では力仕事が多いことなどから女性の家庭役割と家庭役割意識が高く、北京とは大きく規範も異なっている。

が、全国の値と比較した場合も少なくない<sup>2)</sup>。

## II. 女性の就業と出産：日本とソウル、北京との対比

### 1. 世代による第1子1歳時の就業状況の変化

欧米では、1980年代以降、若い子どもを持つ母親の就業継続が大きく上がったことが、労働市場におけるもっとも大きい変化と指摘されている。女性の就業中断期間が減少するのと同時に男女の賃金格差の縮小がすすんだ。

日本、ソウル、北京はどうか。第1子出産後、子どもが1歳時の母親の就業状況を、世代ごとにみたものが図1から図3である。図1は、国立社会保障・人口問題研究所『第14回出生動向基本調査』（2010年実施）を用いて、日本を出産暦年階級別にみたものである。最近の出産ほど育児休業の利用は増えている。しかしながら第1子が1歳時で就業を継続する母親は出産者の約2割にとどまり1980年代後半の出産から今日の出産までほぼ横ばいで変わらない。この間、女性の大学進学率は高まり、男女賃金格差は改善している。また30-34歳代層の男性の平均賃金は96年以降継続して下落している。女性の離職の機会費用は高まっているのであるから、他の先進国と同様に日本でも女性の就業継続が増えるのではと予想した。しかしまるで就業継続が増えない。これは日本特有かと思っていたが、我々の調査から、ソウルも、図2のとおり、驚くほど日本と似ていることがわかった。ソウルでも母親の約7割が無職となっている。また男女賃金格差の縮小にもかかわらず、若い世代も、中年世代と同様に離職しており、出産時の就業継続が増えていない。日韓は、女性の離職の機会費用の増大に対して、就業継続をすすめるよりは、むしろ出産をしないという方向で調整がすすんだものとみられる。なお2004年時点で韓国の育児休業利用がほとんど見られないのは、日本より導入が遅れたからである。

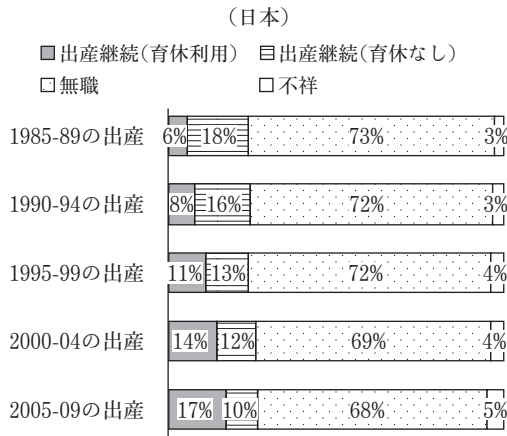
続いて図3は、北京の1歳時の母親の就業状況の時系列的な変化を示している。北京では欧米とも日韓とも異なる変化が示される。戦後生まれの世代はほぼ女性全員が出産をはさんで就業継続したが、最近ほど出産離職が増えている。これは政策の強い影響として説明できる。1966年にはじまる文化大革命は、若者の農村への下放、共産思想の徹底などさまざまな形で大きい影響を北京の市民生活に与えた。2004年の調査時50-54歳層であった1950-1954年生まれは、文化大革命が始まったころ12歳から16歳であり、その後10年間続く文化大革命に大きい影響を受けた<sup>3)</sup>。この世代は、女性が働くのが当然とされた時代を

2) 河北省を訪問調査した際には、北京から車で5時間離れただけで、村に水道がない農村に到着した。生活パターンがまるで異なるため、中国における比較対象を北京に限定したことは、日本との比較をより容易にするものとする。一方、日本は、耐久消費財保有や商品等へのアクセスからみて、地方と都市を一緒に分析可能と考えた。

3) 毎年5世帯に対する面接調査に同行したが、その中で文革に影響された自分の半生を語ってくれる者がいた。父親は戦死、母親が地主の嫁であったために、革命後、母親は家政婦、病院洗濯婦になり働き続けたこと、自分は文化大革命がはじまった年にたまたま母親の再婚相手が自分を高校に入れてくれたために、高学歴とみなされ、地方の炭鉱に下放され、数年を経てようやく北京に帰り工場勤務になり、その後工場から選ばれ短期大学に通い教師になったという。



図1 第1子1歳時の母親の就業状況



出所) 日本は国立社会保障人口問題研究所  
 『第14回出生動向基本調査』2010年より。

図2 第1子1歳時の母親の就業状況

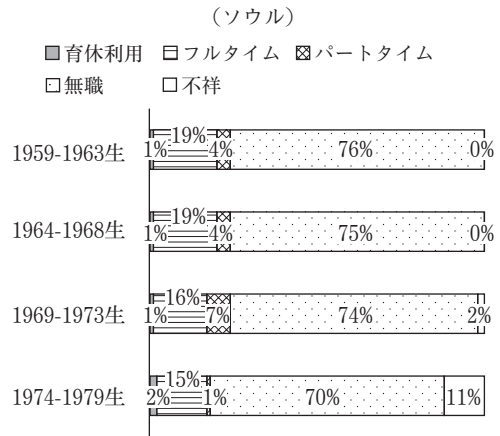
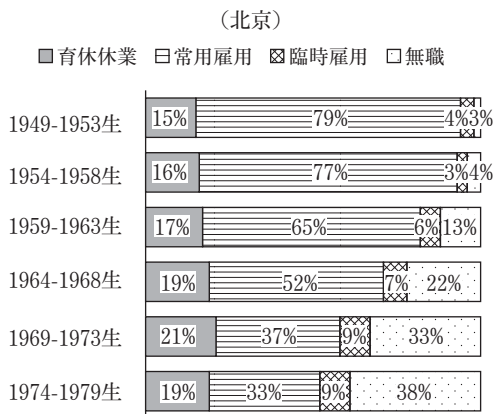


図3 第1子1歳時の母親の就業状況



生き、ほぼ全員が出産後に就業継続している。調査票では調査対象者の母親の就業履歴も尋ねているが、この年齢層の母親の4割は生涯無業であった。つまり若い時代に文革を経験した世代は、その母親とは大きく異なる生活を送ったことになる。その後1978年から改革開放政策がはじまり90年代に入り本格化する。就職先として国有企業は縮小し、私営・個体企業や株式制企業が増えた。市場化政策が浸透するにつれて、若い世代ほど、第1子1歳時には無職になる者が増え、1970年代後半生まれでは4割に達している。

## 2. 最近の出産とその前後の夫と妻の労働力率と収入の変化

このように北京では、若い世代ほど出産を境に無業になる者が増えたが、彼らはいつ頃仕事に復帰するのだろうか。調査期間の2004-2007年に子どもが生まれた世帯(ソウル145世帯、北京133世帯)の出産前後の夫と妻の労働力率をパネル調査から調べ、平均値として示したものが図5である<sup>4)</sup>。北京ではいったん無業になる女性が増えたとはいえ、ソウルに比べると明らかに女性の就業率は高い。出産1年後の労働力率は、出産の3年前と比

4) 調査1年目に出産した者は、その後の3年の就業と収入がわかり、調査2年目に出産した者は、出産前1年と出産後2年の就業と収入がわかり、という具合で足し合わせているため、出産前後1年のサンプル数に比べて出産前3年、出産後3年のサンプル数は少ない。

べると10%ポイント下がるが、出産3年後にはもとの水準に戻る。一方、ソウルは、図4のとおり、結婚を境に無業になる女性もいるために、出産前にすでに妻の労働力率は5割程度と北京よりも低いものとなっている。このような結婚離職は日本にもほぼ同じ程度の水準でみられる。出産後の労働力率はここから20%ポイント程度下がり、その後の数年では回復しない。

2004-2007の出産に対して、就業継続した母親とそうでない母親の出産前後の年収をみると、出産後に離職する母親は、出産前からすでに労働力率は低く不安定に揺れ、年収も低い。この点は北京とソウルともに共通する。北京とソウルとで大きく異なるのは、このように労働市場へのコミットメントが弱い母親の割合が、北京は3割に対して、ソウルは6割程度いることである。また北京にのみ、就業継続しない女性の方が夫の賃金が低い傾向があった。これは回顧で尋ねた設問の結果にも表れていた。北京では第1子1歳時に母親が無業である世帯は、母親が有業の世帯と比べて、夫の収入、妻の教育年数、いずれも相対的に低めであった<sup>5)</sup>。おそらく最近の保育の市場化のために給料が保育費用を賄うには足りなくなったこと、市場化により不安定な仕事が増えたことから、低収入層の離職が増えたものとみられる。また2004-2007年に出産した世帯の妻の年収をみると、ソウルは出産前に妻の年収は夫の平均27%であり出産後は（離職も増え）平均2割弱へと下がったのに対して、北京は、出産前に妻の年収は夫の平均71%であり、出産後は下がりはずもの、夫の年収の平均5割を占めていた。

図4 夫と妻の出産前後の労働力率

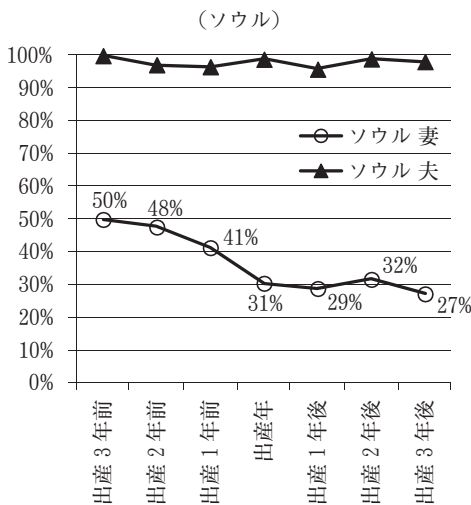
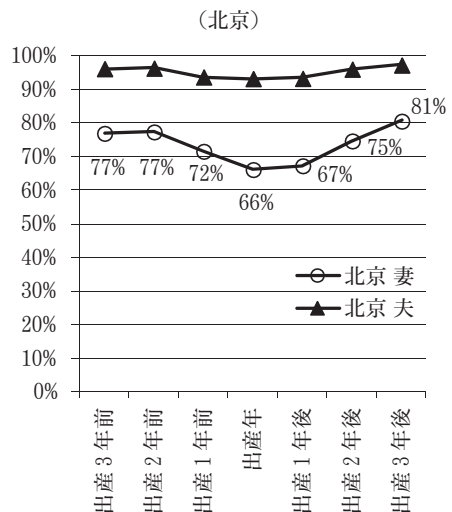


図5 夫と妻の出産前後の労働力率



5) 永瀬伸子・村尾裕美子 (2005) 「就業履歴」『家族・仕事・家計に関する国際比較研究：中国パネル調査 第1年度報告書』F-GENS Publication Series 11, 66-95. 68-69頁。

### 3. 第1子1歳時の就業継続の規定要因

では、第1子が生まれた後に、母親が就業継続する、あるいは離職する要因は何であろうか。離職の便益を一般に増すと労働経済学で候補に挙がる変数は、夫の収入水準（高ければ離職）である。このほかに価値規範（母親が家にいることが望ましいと考えれば離職）なども考えられる。一方就業継続の便益を増やす変数としては、たとえば妻の賃金率（賃金上昇の代替効果が所得効果を上回れば就業継続）、親同居（親が保育を担うのであれば保育費用が下がり継続）などが考えられる。本稿では、加えて、夫の学歴の影響、世代（調査対象の年齢階層）の影響をコントロール変数とした。その上で、これらの説明変数の影響が、北京、ソウル、日本とでどのように異なるかを計測する。

以下では、まず、それぞれの国における女性の賃金関数を推計する。次いで、就業継続について、推計賃金とその他の説明変数を入れて、プロビット分析で推計する。女性の賃金関数の推計方法については、就業が女性の選択行動であることを考慮し、就業選択と賃金関数の推計を同時に行う Heckman (1979) の最尤法による推計が良く知られている。北京ではこの方法を用いる。一方、日本は、同じ個人であっても、正社員である場合と時間単位で雇用されるパートの場合とで提示される賃金が異なる労働市場の二重構造がみられるという視点がありうる。そこで日本については、就業か非就業かのセレクションではなく、正社員か、非正社員か、無業になるかというセレクションが行われたものとして、このセレクション修正を行い賃金関数を推計する方法を踏襲する（詳細は永瀬 (1997)）。韓国については、正規と非正規だけでなく、自営、無業という選択があるとみて、このセレクション修正を行った上で賃金関数を推計する。

賃金関数の推計結果は付録1－付録3として示した。北京は日本以上に学歴の収益率が高いこと、また日本と異なり、北京では、潜在的経験年数（年齢－学歴－6）が賃金に全く影響を与えていないことが示されている。

就業継続の規定要因の分析結果は表1である。夫の収入の影響だが、日本は夫の収入が高いほど統計的に有意に妻が離職する。ソウルはわずかに非有意だが係数は同じく負、一方北京はほぼ影響はない。また夫の学歴は、日本では、夫が大卒以上の場合に妻の離職が促され、北京は逆に夫の学歴が高い方が中卒以下に比べて妻の就業継続が増える点で影響は逆である。夫の学歴が夫の生涯所得を代理すると考えれば、日本は夫の生涯所得が高いほど妻の育児専門化が促されるが、北京は逆により恵まれた世帯ほど、妻が仕事を継続する。妻が仕事を持つことの世帯にとっての意味は日本と北京は大きく異なるものとみられる。北京では妻も仕事がある方が夫や子を含めた世帯全体により望ましいことなのだろう。また規範観—たとえば子どもが幼い頃は母親が家にいるべきといったもの—が3カ国ともに女性の離職に大きい影響を及ぼしている。女性の賃金率は、—ソウルに一部例外がみられるものの—、これが高いほど、就業継続が増える。三世同居が女性の就業を促進する効果は、日韓ともに統計的に有意に正である。一方、北京は非有意であるがこれは後出の表3のとおり、同別居によらず祖父母の手助けを受けているからかもしれない。最後に世代の影響が不思議であった。日本では仕事と家庭の両立策が推進された若い世代の方が、

中高年世代よりも離職する、たとえば40-44歳層の方が20歳代以下よりも5%ほど就業継続が高いという結果（限界効果欄参照）が多変量解析で示されたからである。近年の育児休業制度の期間の長期化、休業給付の拡充などの就業促進効果がなぜでないのであろうか。不思議に思っ、妊娠時点で正社員である者に限定して分析したものが表2である。すると妊娠時まで正社員であった者に限定すれば、明らかに20歳代以下の方が、40-44歳層に比べて39%と高い割合で就業継続が上がっているという大きい政策の効果がみられた。しかし問題は、全人口とすると、他の要因を一定としてむしろ若い世代に離職が多いことである。逆にいえば妊娠時まで正社員の者が若い世代で減っているということである。初職で正社員に就けない女性が若年層に大幅に増えたことが、女性の出産離職を増やしていると考えられ、政策効果をもたらすためには、育児休業制度に非正社員をも含めるような改訂が日本で望まれる。

表1 第1子1歳時の母親の就業継続の規定要因の日本、ソウル、北京の比較

|                                    | 日本           |       |         | ソウル         |       |          | 北京          |       |          |
|------------------------------------|--------------|-------|---------|-------------|-------|----------|-------------|-------|----------|
|                                    | 係数           | t 値   | 限界効果    | 係数          | t 値   | 限界効果     | 係数          | t 値   | 限界効果     |
| 調査時                                |              |       |         |             |       |          |             |       |          |
| 30-34歳                             | 0.0284       | 0.39  | 0.0094  | -0.1681     | -0.85 | -0.0381  | 0.2691 *    | 1.90  | 0.0402   |
| 35-39歳                             | 0.1176       | 1.63  | 0.0392  | -0.1307     | -0.66 | -0.0302  | 0.7350 ***  | 5.03  | 0.0915   |
| 40-44歳                             | 0.1531 ***   | 2.07  | 0.0513  | -0.2252     | -1.07 | -0.0507  | 1.2569 ***  | 8.20  | 0.1397   |
| 45歳以上                              | 0.2089 ***   | 2.87  | 0.0705  |             |       |          | 2.0218 ***  | 12.11 | 0.2662   |
| 夫学歴                                |              |       |         |             |       |          |             |       |          |
| 高卒                                 | -0.0242      | -0.38 |         | -0.2352     | -0.92 | -0.0533  | 0.2488 ***  | 2.62  | 0.0409   |
| 短大卒                                | -0.1065      | -1.31 | -0.0079 | -0.3019     | -1.08 | -0.0629  | 0.4251 ***  | 2.81  | 0.0581   |
| 大卒                                 | -0.2198 ***  | -2.98 | -0.0339 | 0.0552      | 0.21  | 0.0130   | -0.0101     | -0.06 | -0.0017  |
| 大卒                                 | -0.2586 *    | -1.73 | -0.0699 | -0.0250     | -0.08 | -0.0058  | 0.7862 *    | 1.69  | 0.0792   |
| 少なくとも子どもが幼いうちは母親は仕事を持たずに家にいるのが望ましい | -0.5508 ***  | -12.3 | -0.0776 | -0.3514 *** | -3.01 | -0.0922  |             |       |          |
| 女性はいったん家庭に入った方がいい                  |              |       |         |             |       |          | -0.2456 *** | -2.72 | -0.0448  |
| 親同居                                | 0.4118 ***   | 10.55 | 0.1396  | 0.4421 ***  | 3.26  | 0.1220   | 0.0815      | 0.92  | 0.0134   |
| 夫の収入                               | -0.0008 ***  | -8.98 | 0.1396  | -0.00004    | -1.61 | -0.00001 | 0.000001    | 0.35  | 0.000000 |
| 推計賃金率                              |              |       |         |             |       |          | 0.9594 ***  | 7.05  | 0.1610   |
| 全体                                 |              |       |         |             |       |          |             |       |          |
| 正社員                                | 0.5587 ***   | 4.19  | 0.1829  | -0.3042     | -0.69 | -0.0717  |             |       |          |
| パート                                | 1.0129 ***   | 3.26  | 0.3315  | -0.4462 *   | -1.97 | -0.1052  |             |       |          |
| 自営業                                |              |       |         | 0.3671 **   | 2.89  | 0.0865   |             |       |          |
| 定数項                                | -11.1720 *** | -6.61 |         | 2.9904 ***  | 0.98  |          | -5.4177     | -7.20 |          |
| 決定係数                               | 0.058        |       |         | 0.0339      |       |          | 0.2203      |       |          |
| サンプル数                              | 5801         |       |         | 1162        |       |          | 1934        |       |          |
| 現実の確率                              | 0.277        |       |         | 0.1601      |       |          | 0.849       |       |          |
| 推計された確率                            | 0.265        |       |         | 0.1525      |       |          | 0.906       |       |          |

注) 第12回出生動向基本調査を用いた分析は、永瀬・守泉(2006)による。

\*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.10

表2 第1子出産前正社員である者に限定した場合（日本）

|                                         |        | 日本出産前正社員     |       |         |
|-----------------------------------------|--------|--------------|-------|---------|
|                                         |        | 係数           | t 値   | 限界効果    |
| 調査時                                     | 30-34歳 | -0.1835      | -0.80 | -0.0639 |
|                                         | 35-39歳 | -0.7542 ***  | -3.48 | -0.2745 |
|                                         | 40-44歳 | -1.0521 ***  | -4.82 | -0.3807 |
|                                         | 45歳以上  | -1.0763 ***  | -5.05 | -0.3881 |
| 夫学歴                                     | 高卒     | 0.2307       | 1.45  | 0.0773  |
|                                         | 短大卒    | 0.0073       | 0.04  | 0.0025  |
|                                         | 大卒     | 0.2680       | 1.44  | 0.0872  |
|                                         | 大卒以上   | 0.0725       | 0.18  | 0.0239  |
| 少なくとも子どもが幼いうちは母親は仕事を<br>を持たずに家にいるのが望ましい |        | -0.7203 ***  | -5.67 | -0.2679 |
| 親同居                                     |        | 0.2518 ***   | 2.71  | 0.0844  |
| 夫の収入                                    |        | 0.0001       | 0.34  | 2.7E-05 |
| 推計賃金率                                   | 正社員    | 1.2269 ***   | 3.74  | 0.4127  |
|                                         | パート    | 0.4442       | 0.60  | 0.1494  |
| 定数項                                     |        | -10.8937 *** | -2.69 |         |
| 決定係数                                    |        | 0.1081       |       |         |
| サンプル数                                   |        | 997          |       |         |
| 現実の確率                                   |        | 0.698        |       |         |
| 推計された確率                                 |        | 0.720        |       |         |

注) 第12回出生動向基本調査を用いた分析は、永瀬・守泉（2006）による。

\*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.10

### Ⅲ. 子どもの保育：親，親族，保育施設の分担

#### 1. 1歳児のケア

母親が就業継続するためには、母親に代わり保育を担う仕組みが必要となる。続いて第1子1歳時点の主な保育者を見てみよう。これは日本の『第11回出生動向基本調査』（1997年実施）と大枠で比較できるように設問を組んだものであり、3つまで選択可能という形で聞いたので、全体を足すと100%を超える。

表3からまず有業の母親をみると、1歳児の保育先として、認可や無認可を含め、施設保育利用がもっとも高いのは日本、次いでソウルである。北京では父系の祖母の役割が大きい。一方、日本やソウルは、母系の別居祖母の役割が大きくなっていることが注目される。日本もかつては父方親と三世帯同居する伝統があったので、孫育てに対する父方祖母の役割は大きかった。しかし、核家族化がすすんでいることから、母親にとって気安い、別居の実家の親に支援を頼むようになったとみられる。最後に日本の面白い特徴として、有業の母親ほぼ全員が自分を主な保育者として挙げた上で、保育など他の手段を回答したことがある。母が有業の場合、ソウルでは母親を挙げたのは69%、北京は53%と一層低い。日本は、母親のケア役割意識が他の2地域以上に強いと解釈できよう。

次に無業の母親をみると、1歳児の主な保育者として父親を挙げたのは日本がもっとも多い41%、次いでソウルの35%、北京の16%であった。日本では父親の育児参加の必要性が、90年代の終わり頃から、識者だけでなく政府からも発信されるようになった。こうした規範が浸透し出しているものとみられる。一方、北京では父親の回答が低い、これは祖母の育児役割規範が高いからかもしれない。北京では父方同居祖母が22%、父方別居祖母が8%と主な保育者として父親を上回って回答されている。北京では祖母は子育ての当然の担い手という意識が強い。

有業の母と無業の母別に見てきたが、北京は有業の母の割合が85%であるが、ソウルは22%と低く、日本の人口集中地区は最低の20%である。若い世代ほど、日韓で就業継続意欲が高まる傾向がある。しかし親同居は減っており、また施設保育を拡充する宣言は日韓ともになされているが、実質として大きく都会の保育供給が増えるような変化は起きていない。その結果、日韓では第1子1歳時のケアはほとんどが無業の母に担われているといえよう。そしてIVの家事・ケア時間の分析からわかるように、日本、次いでソウルで、母親に家事・ケア役割が集中している。

表3 母親の就業状況別にみた、第1子満1歳までの主な保育担当者

|            | ソウル       |           | 日本人口集中地区,<br>人口200万人以上) |           | 北京        |           |
|------------|-----------|-----------|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
|            | 有業の<br>母親 | 無業の<br>母親 | 有業の<br>母親               | 無業の<br>母親 | 有業の<br>母親 | 無業の<br>母親 |
| 母親         | 69%       | 99%       | 99%                     | 99%       | 53%       | 88%       |
| 父親         | 27%       | 35%       | 27%                     | 41%       | 17%       | 16%       |
| 父方同居祖母     | 15%       | 6%        | } 14%                   | } 6%      | 31%       | 22%       |
| 父方同居祖父     | 3%        | 1%        |                         |           | 9%        | 9%        |
| 父方別居祖母     | 9%        | 3%        | } 8%                    | } 4%      | 16%       | 8%        |
| 父方別居祖父     | 2%        | 1%        |                         |           | 3%        | 2%        |
| 母方同居祖母     | 7%        | 1%        | } 10%                   | } 2%      | 9%        | 2%        |
| 母方同居祖父     | 1%        | 0%        |                         |           | 2%        | 1%        |
| 母方別居祖母     | 17%       | 5%        | } 16%                   | } 17%     | 11%       | 2%        |
| 母方別居祖父     | 0%        | 0%        |                         |           | 2%        | 0%        |
| 他の親戚       | 8%        | 2%        | 4%                      | 2%        | 3%        | 2%        |
| 認可保育所      | } 12%     | } 1%      | 15%                     | 0%        | } 6%      | } 0%      |
| 企業内保育所     |           |           | 3%                      | 0%        |           |           |
| 無認可・ベビーホテル |           |           | 8%                      | 1%        |           |           |
| 1週間預かり保育園  | } 選択肢にない  |           | } 選択肢にない                |           | 2%        | 0%        |
| 育児休業       | } 選択肢にない  |           | 8%                      | -         | } 選択肢にない  |           |
| ベビーシッター家政婦 | 9%        | 0%        | 8%                      | 0%        | 8%        | 1%        |
| その他        | 3%        | 3%        | } 選択肢にない                |           | 1%        | 0%        |
|            | 263       | 925       | 118                     | 483       | 1,723     | 307       |

出所) 永瀬・竹沢 (2005) および永瀬・長町 (2005)。

日本は『第11回出生動向基本調査』1997年による。人口集中地区、人口200万以上。

## 2. 1-3 歳児のケア

続いて表4は、第1子が1-3歳のときの子どもの主な保育者を3つまで選択として尋ねたものである。この設問は日本にはないので、北京とソウルのみの比較となる。北京では80年代までは、国有企業が提供する安価な保育園が大きい役割を果たしていた。しかし改革開放が本格化するにつれて、国有企業立の保育園は閉鎖され、市場価格で提供される保育園が拡大していく。保育料が上昇し、若い世代は、祖父母への依存を深めた。祖父母がケアの担い手になった理由の1つは、若い世代は一人っ子政策ゆえに祖父母の手が十分に足りることがある。理由の2つ目は、北京の女性の引退年齢が早いことである。2000年前半までの国有企業のリストラ政策も女性の引退を早めた。我々の調査では40歳代後半の女性の無職割合は44%、50歳代前半で57%であった<sup>6)</sup>。第3に若い世代の方が賃金の伸びが大きいことである。親世代に保育の見返りに親に小遣いをあげることができている。また国有企業からリストラされた女性や出稼ぎ女性は、家政婦という別の形での保育の供給源にもなった。

北京では、若い層と中高年層では、主な保育者が大きく変わった。2004年当時34-54歳の母親は、第1子が1-3歳までの間、日通いの保育所を利用した者が28%、1週間預かりの保育所（週中に1回自宅に帰る程度であとは保育園に宿泊する）を利用した者が12%で

表4 母親の就業状況別にみた、第1子が1-3歳までの主な保育者

|            | ソウル    |       | 北京    |       |       |       |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            | 有業の母親  | 無業の母親 | 有業の母親 |       | 無業の母親 |       |
|            |        |       | 34歳まで | 35歳以上 | 34歳まで | 35歳以上 |
| 母親         | 72%    | 99%   | 48%   | 40%   | 94%   | 86%   |
| 父親         | 28%    | 35%   | 14%   | 15%   | 16%   | 15%   |
| 父方同居祖母     | 16%    | 5%    | 41%   | 24%   | 19%   | 15%   |
| 父方同居祖父     | 3%     | 1%    | 18%   | 6%    | 10%   | 3%    |
| 父方別居祖母     | 9%     | 3%    | 18%   | 11%   | 7%    | 3%    |
| 父方別居祖父     | 3%     | 1%    | 7%    | 2%    | 3%    | 1%    |
| 母方同居祖母     | 6%     | 1%    | 10%   | 7%    | 2%    | 3%    |
| 母方同居祖父     | 2%     | 0%    | 4%    | 2%    | 1%    | 1%    |
| 母方別居祖母     | 15%    | 4%    | 8%    | 8%    | 3%    | 3%    |
| 母方別居祖父     | 1%     | 0%    | 1%    | 2%    | 1%    | 1%    |
| 他の親戚       | 8%     | 2%    | 4%    | 1%    | 0%    | 1%    |
| 保育所        | 22%    | 3%    | 9%    | 28%   | 5%    | 7%    |
| 1週間預かり保育園  | 選択肢にない |       | 5%    | 12%   | 4%    | 3%    |
| ベビーシッター家政婦 | 7%     | 1%    | 6%    | 6%    | 1%    | 3%    |
| その他        | 3%     | 3%    | 0%    | 0%    | 0%    | 0%    |
| サンプル数      | 279    | 890   | 303   | 1,408 | 113   | 144   |

出所) 永瀬・長町 (2005) および永瀬・竹沢 (2005)。

6) 永瀬伸子 (2007) 「職と労働時間の変化」『家族・仕事・家計に関する国際比較研究：中国パネル調査 第2年度報告書』F-GENS Publication Series 21, 164-168頁。

ある。しかし34歳以下では、この数字は9%、5%に大きく減った。一方父方同居祖母によるケアは35歳以上の母親では24%だが、34歳以下では41%へと上昇した。なお図には示さないが大卒以上の高学歴層をみると、家政婦の利用も2割程度と比較的高い<sup>7)</sup>。

つまり北京では、子どものケアは、中高年世代では、国有企業内の保育園や祖父母によって、改革開放政策後は、主に祖父母によって、また祖父母への老後の援助を可能にする若夫婦の賃金上昇によって解決されている。

これに対して韓国では、祖父母という保育ケア資源は、北京と比べると限定的である。ソウルの第1子1-3歳の主な保育者における、父方祖母の役割は、有業の母親で16%にとどまり、中国の若い世代の41%と比べるとかなり低いものとなっている。一方、保育所の利用は22%であり、若い北京の親よりも保育園利用が高い。

### 3. 母方親によるサポートか父方親によるサポートか

子どもに対する親族のサポートについて、母方親が中心か、父方親が中心かという視点で見直すと、伝統からの乖離について興味深い結果がみられる。第1子1歳のケアを合計すると、北京は父方による援助(あり)が39%、母方による援助が25%、ソウルは父方による援助が13%、母方による援助が13%。日本の人口集中区(人口200万人以上)は、父方による援助が12%、母方による援助が19%である。北京はこの3カ国の中では、父系中心の伝統的な規範がもっとも強く、ソウルは両者が拮抗、日本のみ母方親の援助が父方親の援助を上回っている。

しかし日本においてもかつては同居父方親が援助の中心であった。核家族化の進展とともに別居母方親へと子育ての援助者が移ったのである<sup>8)</sup>。長男、跡取り、内孫、外孫といった言葉も、今日の日本では、語られる頻度が下がっている。このような家規範の緩和に公的年金制度の拡充は一役買ったかもしれない。いずれにせよ、家の継承への親の圧力は日本は緩和され、その結果、親からの子どもへの結婚・出産圧力も緩和したと想像される。

なお北京でも、母親が高学歴になるほど、親族援助は父方親中心から、母方親の拮抗へと移っていく。女性の発言力の上昇とともに、父方親中心から母方親の関与へと変化が起きるのかもしれない。

## IV. 家事・育児時間とこれを支える規範

続いて平日の夫と妻の家事・ケア時間を中韓は2004年の25-44歳以下に年齢を合わせて<sup>9)</sup>、また日本については2000年の家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」を用いて末子年齢別に示したものが図6である。

7) 永瀬伸子・長町理恵子(2005)『家族・仕事・家計に関する国際比較研究：中国パネル調査 第1年度報告書』F-GENS Publication Series 11, 113-128頁。

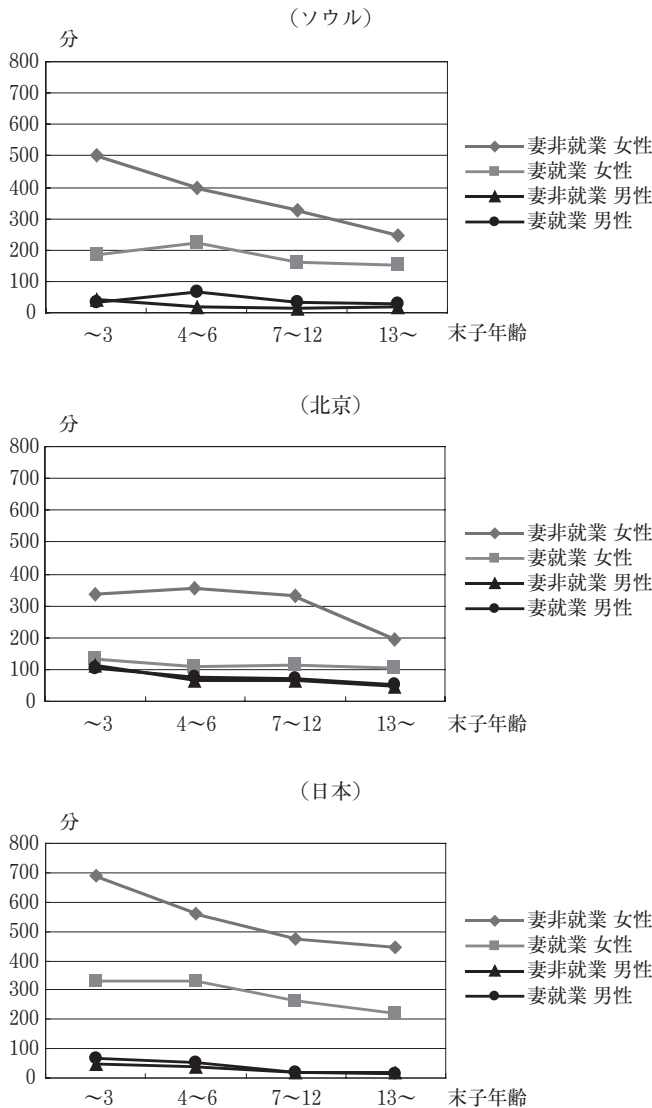
8) 永瀬(1999)表5, 第11回出生動向基本調査の世代別分析 1992年より前の出産では、同居父方親援助が別居母方親より高く、1996年以降の出産では両者は大きく逆転している。

9) 日本は27-42歳, 全国である。



日本では、有業の女性、無業の女性ともに、もっとも家事・ケア時間が長い。ソウルが続き、一番短いのは北京である。たとえば末子が3歳までをみると、日本の無業の女性は平日の700分を家事に費やしているが、ソウルは500分であり、北京は350分である。男性は、日本、ソウルともにわずかな時間しか家事・ケアを行っておらず、北京はやや長い。しかしなぜ日本の無業女性は、末子3歳以下で200分、末子6-9歳および7-12歳では約150分、末子13歳以上で再び200分程度、ソウルと比べても家事・ケア時間が長いのだろうか。家事・ケアの定義が違うのか、家事・ケアを省力化できない何らかの仕組みがあるのか、

図6 平日の家事・ケア時間



出所) 永瀬・竹沢 (2005).

家事・ケアに日本の家族が殊に高い水準を求めるのか、家事・ケアが楽しまれているのか、いくつかの仮説が考えうる。この問題は今後解明すべき課題だろう。たとえば日本で幼稚園の入園の際に手作り小物が奨励されたり、母親による手作り弁当が奨励されたりするなど、手作りに特別の意味が付与されているとすれば、家事時間が延びる一因となっているのかもしれない。

次に有業の母親を見てみよう。3歳以下の子どもがいる有業の母親の場合、日本は300分強、ソウルは200分、北京は100分強である。北京では男性も100分の家事・ケアに従事しているので、北京の短い家事・ケア時間の一部には夫の協力があるものとみられる。しかしここでもソウルと日本に注目すると、末子3歳以下で100分、4-6歳で150分、7-12歳で100分、13歳以上で50分ほど、日本の方が家事・ケア時間は長い。有業の母親は、時間制約も強いはずだ。それでも日本の家事・ケアが長いのは、日本では、家事・ケアに手間がかかる社会的な仕組みがあるか

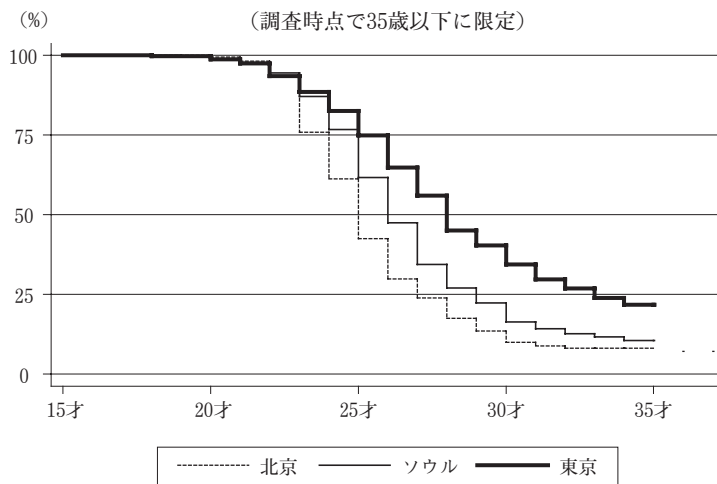
らかもしれない。一方、北京の有業の母親は、男性との家事・ケア時間の差がきわめて小さい。これは男性の家事・ケア時間が長いこともあるが、それ以上に、北京の女性の家事・ケア時間が短いからである。北京では教育熱が上がっているが、親の働きやすさを優先してきた伝統もある。保育園では子どものために朝、昼、晩と三食の食事が出されるので、朝食や夕食を子どもに与える慌ただしさが緩和される。この他にも母親が働くことを当然とする前提での家事・ケア時間を短縮する工夫があるかもしれない<sup>10)</sup>。ただし図には示さないが、北京でも、週末になると女性の家事・ケア時間が男性より大きく伸び、男女差がみられるようになる。

## V. 出産タイミング：東京の突出した無子比率の高さ

このように、日韓は、北京よりも、母親の離職が高く、妻の家事・ケア時間も長い。この3カ国で、晩婚化・少子化の態様はどう異なるろうか。

2004年に25-35歳であった女性の有配偶状態への移行を Kaplan・マイヤー法で示したものが図7である。横軸は15歳からの時間である。階段状のグラフは各年齢で結婚していく者の割合を示している。つまり階段状のグラフの下側の面積が、未婚者の割合である。北京では25歳時点を見ると、図からわかるように女性の半数強が婚姻生活に入っている。一方、東京については、『第12回出生動向基本調査』（2002年実施）の個票から東京都居住

図7 Kaplan・マイヤー法による婚姻確率



注) 日本は国立社会保障人口問題研究所『第12回出生動向基本調査』2002年を用いて現在東京都居住者から計算、これは永瀬・守泉 (2008) による。

10) 調査期間中に北京の人民大学附属保育園に見学に行ったが、朝、昼、晩と三食が提供される献立が入口に掲示されていた。当時、日本では母親が朝食を作って子どもに食べさせることが子の学力につながるという食育が推進されていただけに、差を感じた。

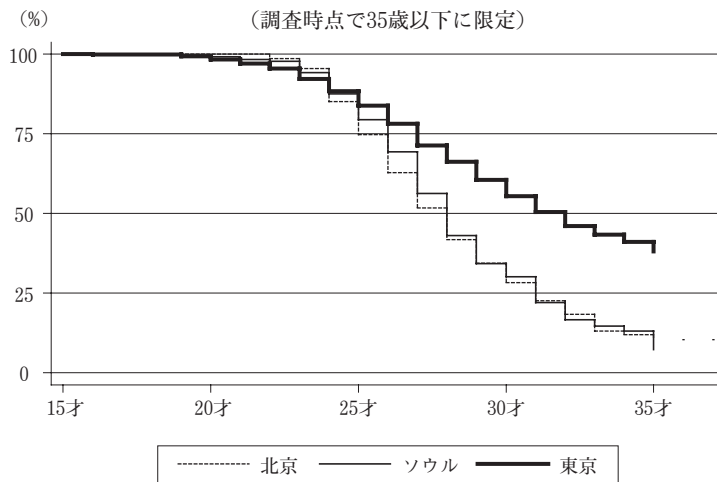
の女性について計算したものであるが<sup>11)</sup>、35歳時点で4人に1人が未婚にとどまっている。ソウルの結婚タイミングは日本と北京の中間的な早さである。

続いて、第1子出産のタイミングを Kaplan-Meier 法で示したものが図8である。韓国の合計特殊出生率は、我々のパネル調査実施期間中の2005年に1.08と最低をつけた。その後若干回復しているが、韓国の少子化はおおいに注目されている。しかし、韓国では世代によって出産年齢が急速に変化したため、完結出生率の低下以上に、一時的に合計特殊出生率が下がった効果もあると思われる。図示しないが1997年の金融危機時点で結婚に移行していた24-37歳層（調査時点で31歳以上層）と、1997年時点で未婚割合が高かった18-23歳層（調査時点で25-30歳層）とを比較すると、金融危機が起きたときに、標準的な結婚年齢に達してなかった若い層で、大きく結婚タイミングが遅れた<sup>12)</sup>。また結婚が遅延されたことから、出産も若い層で大きく遅れている。しかし2004年時点で25歳以上の層に限定して、実際の出生行動を見れば、図8のとおり、無子女性が大幅に増えたわけではない。結婚は北京より遅いが、出産ではほぼ北京に追い付いている。

また北京は一人っ子政策により子ども数が制限されているとはいえ、日本と異なって非婚や無子が多いわけではない。また北京を離れて農村部に入れば、女性の初婚年齢は低く、人口政策が緩和されれば、農村部ではまだ出産は十分に増える余地がある<sup>13)</sup>。

一方、日本の合計特殊出生率の下落は90年代に加速し、その後20年以上続いている。このため北京やソウルと異なり、子どもを持たないまま30歳代後半に入る女性の割合ははるかに高い。図8のとおり、北京、ソウルは30歳で女性の4人に3人近くが出産しているが、

図8 カプラン・マイヤー法による出産確率



11) 永瀬・守泉 (2008) 参照。

12) 永瀬伸子 (2007) 「結婚・出産タイミング、出産育児の家族親族援助」『家族・仕事・家計に関する国際比較研究：中国パネル調査 第2年度報告書』F-GENS Publication Series 21, 97-104頁。

13) 河北省農村調査 (2007年実施、河北省を4つの地域に分けて実施、500サンプル) では、女性の平均初婚年齢は22歳である。人口抑制策が緩和されればより多くの子どもが持たれる可能性が高い。

東京は2人に1人弱にとどまっている。35歳時点の出産への移行確率は、北京、ソウルでは9割以上だが、東京では3分の2である。35歳以上を過ぎると受胎確率は大きく下がっていくことが知られている。東京の相当数の女性は子どもを持たないことになるだろう。このことは子どもを持たない高齢女性予備軍が日本でのみ大きく増えていることを意味する。女性の賃金水準は日本は男性よりも低いので、将来の年金や貯蓄は低いであろう。金銭面および精神面のサポートを含めて、ソウル、北京以上の大きい課題を日本は抱えていくことになる可能性が高い。

おわりに

3つの東アジア文化圏の中での日本をみると、仕事と家庭の両立政策を90年代初頭から行ってきただけにもかかわらず、女性の就業継続は増えていないこと、その状況はソウルと良く似ていることが明らかになった。出産後に離職する女性の雇用へのコミットメントは出産前から低いが、そのような女性の割合が日韓は高く、北京は低めである。日本では高学歴、高収入男性の妻は出産離職する傾向が高いが、北京はむしろ逆である。第1子出産直後の女性の収入だが、北京では平均で夫の5割であるが、日本、ソウルでは2割にとどまる。

北京では改革開放によって脆弱な仕事をしている女性が出産時に仕事を失うようになっているものの、就業継続する女性がいまだに多数派である。性別分業的な規範はどの国でも女性の就業を抑制するものの、女性も働くべきという規範は日韓では弱く、北京で強い。また母親の育児役割意識は日本でもっとも強く、北京がもっとも弱い。日本において、妊娠時に正社員である者に分析を限定すれば、20歳代は35-49歳層に比べて就業継続は大きく増えている。育児休業制度の拡充を反映したものであろう。ところが日本の人口全体を分析対象とすると、逆にむしろ20歳代は40歳代に比べて統計的に5%ポイント程度有意に出産離職が増えている。非正規雇用の拡大の影響が大きいと思われる。このような労働市場の非正規化の進展と母親による育児に重きをおく規範の持続のもとで、人口全体で見れば、日本の若い世代の女性に出産後の就業継続が高まるような本質的な変化は起きていない。

子どもの保育環境については、北京はかつて国有企業が安価な保育園を提供したが、今日では祖父母が子育ての担い手として保育園を代替している。中高年女性の早い引退、高齢者層に比べて若年層の相対的な高賃金、保育料の上昇などがこうした変化を推し進めている。北京は、母方親より父方親の役割が大きいという点で、日韓よりも伝統的である。日本は、1歳児の有業の母親の施設利用は3カ国の中でもっとも高く、また父方よりは母方の別居の祖母の支援が高く、さらに父親を保育者に含めた者が3カ国の中ではもっとも高いという点で、伝統から乖離している。しかし北京に比べれば祖父母のケア役割は縮小しており、日本の都市部の保育は不足している。

また平日の家事・ケア時間をみると、日本は3カ国の中で、北京はもちろん、ソウルよ

りも母親の従事時間が長い特徴があった。どの国も妻が働いているかどうかで夫の家事時間はあまりかわらない。しかし北京の父親の家事・ケア時間は日韓より長めである一方、北京の母親の平日の家事・ケア時間は短く、このため平日に限れば北京の夫と妻の家事・ケア時間の差は小さいものであった。

日本の母親は、3つの文化圏の中では、もっとも長い家事・ケア時間を回答したが、その一方で（あるいはそれだからこそか）結婚しない女性、出産しない女性が多め、カプラン・マイヤー法により第1子の出産タイミングをみると35歳で子どもがいない確率は、東京では3分の1である。これは35歳時点で子どもがいない確率が10%もないソウルや北京と大きく異なる。韓国の合計特殊出生率の急低下や中国の一人っ子政策が取り上げられ、韓国や中国も日本同様に少子化の重みは高いと思われるが、しかし日本の無子化の進展はより深く、より深刻である。

日本で子どもを持ちやすくするには、若年層への非正規雇用の広がりには歯止めをかけ、さらに非正規雇用者に対する育児休業の権利を拡充するなど、働き方の改革を通じて柔軟な働き方で得られる賃金の見通しを改善することが必要だろう。また保育の拡充が必要だろう。これと同時に、日本の母親の家事・ケア観一長い時間をかけるのが良い母親であるといった規範や「手作り」を奨励する教育などを再考し、共働きで良い子育てをできるという認識とこれを補強する環境の醸成が必要と考えられる。

## 参考文献

- お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティアプロジェクトB」編（2005）『家族・仕事・家計に関する国際比較研究韓国パネル調査』 第1年度報告書 F-GENS Publication Series 5.
- お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティアプロジェクトB」編（2005）『家族・仕事・家計に関する国際比較研究中国パネル調査』 第1年度報告書 F-GENS Publication Series 11.
- お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティアプロジェクトB」編（2006）『家族・仕事・家計に関する国際比較研究韓国パネル調査』 第2年度報告書 F-GENS Publication Series 17.
- お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティアプロジェクトB」編（2007）『家族・仕事・家計に関する国際比較研究韓国パネル調査』 第3年度報告書 F-GENS Publication Series 20.
- お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティアプロジェクトB」編（2007）『家族・仕事・家計に関する国際比較研究中国パネル調査』 第2年度報告書 F-GENS Publication Series 21.
- お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティアプロジェクトB」編（2007）『家族・仕事・家計に関する国際比較研究中国パネル調査』 第3年度報告書 F-GENS Publication Series 25.
- お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティアプロジェクトB」編（2007）『家族・仕事・家計に関する国際比較研究韓国パネル調査』 第4年度報告書 F-GENS Publication Series 26.
- お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティアプロジェクトB」編（2008）『家族・仕事・家計に関する国際比較研究韓国パネル調査』 第5年度報告書 F-GENS Publication Series 28.
- お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティアプロジェクトB」編（2008）『家族・仕事・家計に関する国際比較研究韓国パネル調査』 第4年度報告書 F-GENS Publication Series 29.
- 篠塚英子・永瀬伸子編（2008）『少子化とエコノミー：パネル調査で描く東アジア』作品社。
- 厚生労働省（2010）『変化する賃金・雇用制度下における男女賃金格差に関する研究会報告書』。
- 国立社会保障・人口問題研究所（1998）『平成9年日本人の結婚と出産 第11回出生動向基本調査第I報告書』調査研究報告資料第13号。

- 国立社会保障・人口問題研究所（2012）『わが国夫婦の結婚過程と出生力 平成22年第14回出生動向基本調査第I 報告書』調査研究報告資料第29号。
- 瀬地山角（1996）『東アジアの家父長制』勁草書房。
- 永瀬伸子（1997）「女子の就業選択：家庭内生産と労働供給」中馬宏之・駿河輝和編『雇用慣行の変化と女性労働』東京大学出版会，pp. 279-312。
- 永瀬伸子（1999）「少子化の要因：就業環境か価値観の変化か—既婚者の就業形態選択と出産時期の選択」『人口問題研究』第55巻2号，pp. 1-18。
- 永瀬伸子・竹沢純子（2005）「再生産領域のジェンダー格差」お茶の水女子大学 F-GENS ジャーナル第3号，pp. 87-91。
- 永瀬伸子・守泉理恵（2006）「女性の就業と，結婚・出産：最近の変化に関する研究」高橋重郷編『少子化関連施策の効果と出生率の見通しに関する研究』厚生労働科学費補助金（政策科学推進研究事業 課題番号H17-政策 -017）平成17年度報告書，pp. 91-105。
- 永瀬伸子『社会的保護政策や税制が家族形成および労働供給に与える影響：多国間比較—中国河北省農村調査／北京フォーカスグループ面接／大卒女性就業ヒアリング報告書』平成18-20年度科学研究費補助金基盤研究（C）課題番号18530169。
- 永瀬伸子・守泉理恵（2008）「就業環境と結婚・出産タイミングおよび若年層の将来見通しの変化」『少子化関連施策の効果と出生率の見通しに関する研究』厚生労働科学費補助金（政策科学推進研究事業 課題番号H17-政策 -017）平成17～19年度報告書，pp. 117-149。
- Heckman, James (1979) "Sample Selection Bias as a Specification Error." *Econometrica*, Vol. 47, No. 1, pp. 153-161.

## 謝 辞

厚生政策セミナーで発表の機会を得たことに深く感謝する。本稿のパネル調査分析は故御船美智子教授をはじめお茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」プロジェクト B のメンバーに多くを負っている。記して謝したい。

付表 1 賃金関数（日本）

|           | 日本         |       |               |       |
|-----------|------------|-------|---------------|-------|
|           | 正社員        |       | パート・家族従業, その他 |       |
|           | 係数         | t 値   | 係数            | t 値   |
| 高卒        | 0.3351 *** | 3.92  | 0.0832 *      | 1.84  |
| 短大卒       | 0.6802 *** | 7.55  | 0.0761        | 1.58  |
| 大卒        | 0.9859 *** | 10.04 | 0.2754 ***    | 4.63  |
| 大卒以上      | 1.3661 *** | 8.60  | 0.6416 ***    | 4.12  |
| 潜在的経験年数   | 0.0251 **  | 2.05  | 0.0076        | 0.69  |
| 潜在的経験年数自乗 | -0.0002    | -0.93 | 0.0000        | 0.05  |
| セレクション修正項 | 0.2806 *** | 5.13  | 0.1243 ***    | 2.13  |
| 定数項       | 5.8815     | 37.02 | 6.3462 ***    | 36.70 |
| 擬似決定係数    | 0.1828     |       | 0.0218        |       |
| サンプル数     | 1224       |       | 2256          |       |

注) \*\*\* p<0.01, \*\* p<0.05, \* p<0.10

付表2 賃金関数（ソウル）

|           | ソウル        |       |            |       |            |     |
|-----------|------------|-------|------------|-------|------------|-----|
|           | 正社員        |       | 非正社員       |       | 自営業        |     |
| 高卒        | -0.0392    | -0.09 | -0.0008    | 0     | 0.7693 **  | 2.1 |
| 短大卒       | 0.1282     | 0.29  | 0.3841     | 0.81  | 1.2459 *** | 2.9 |
| 大卒        | 0.2576     | 0.58  | 0.7243     | 1.54  | 1.4487 *** | 3.4 |
| 大卒以上      | 0.5322     | 1.04  | 1.2334 *** | 2.31  | 4.7508 *** | 5.2 |
| 潜在的経験年数   | 0.0262     | 0.47  | -0.0864    | -0.94 | -0.0240    | -0  |
| 潜在的経験年数自乗 | -0.0006    | -0.32 | 0.0019     | 0.75  | 0.0013     | 0.6 |
| セレクション修正項 | -0.4109    | -1.52 | -0.2496    | -0.67 | -0.0403    | -0  |
| 定数項       | 9.1956 *** | 14.63 | 9.7367 *** | 9.61  | 7.6191 *** | 7.9 |
| 擬似決定係数    | 0.0668     |       | 0.1746     |       | 0.1659     |     |
| サンプル数     | 142        |       | 83         |       | 184        |     |

注) 付表1に同じ.

付表3 賃金関数（北京）

|                | 北京          |       |
|----------------|-------------|-------|
|                | 係数          | t 値   |
| 高校             | 0.3760 ***  | 4.97  |
| 短大             | 0.9473 ***  | 8.99  |
| 大学             | 1.3684 ***  | 9.89  |
| 大学院            | 1.8373 ***  | 7.08  |
| 潜在的経験年数        | -0.0417     | -0.57 |
| 潜在的経験年数自乗      | -0.0017     | -0.72 |
| 定数項            | 4.9361 ***  | 8.84  |
| セレクション関数       |             |       |
| 高校             | 0.4188 ***  | 5.97  |
| 短大             | 1.3024 ***  | 12.5  |
| 大学             | 1.8586 ***  | 9.53  |
| 大学院            | 1.8580 ***  | 4.91  |
| 調査時            |             |       |
| 30-34歳         | 0.4350 ***  | 2.97  |
| 35-39歳         | 0.4351 ***  | 3.04  |
| 40-44歳         | 0.4683 ***  | 3.35  |
| 45歳以上          | -0.1288     | -0.94 |
| 仕事と家庭を両立するのがいい | 0.3062 ***  | 3.17  |
| いったん家庭に入り再就職   | -0.0572     | -0.46 |
| 三世代同居          | 0.0435      | 0.61  |
| 夫の収入           | 0.0000      | -0.47 |
| 定数項            | -0.6758 *** | -4.03 |
| rho            | 0.3197 *    |       |
| log likelihood | -2315.64    |       |
| サンプル数          | 2001        |       |

注) 付表1に同じ.

## Labor Supply and Child Care following the First Childbirth in Beijing, Seoul and Japan

Nobuko NAGASE

The paper compares the labor supply and housework and caring activities of mothers following childbirth in Beijing, Seoul and Japan. The data used are the panel surveys conducted from 2004 to 2007 by Ochanomizu University, to the age group of 25 to 54 in central eight districts of Beijing with the sample size of 2550, and to the age group of 25 to 44 in Seoul with the sample size of 1709 in the first year. The results will be compared with *National Fertility Survey of Japan* collected in 2002 and other national data in Japan.

Mother's employment behavior was similar between Seoul and Japan, where approximately 70 percent of mothers were found to be out of labor force when their first child was at age one. The percentage stayed about the same even for the younger cohorts. Husbands were the main income earners and wives' income comprised only about 20 percent of men's income on average after the first childbirth. On the contrary, the Beijing data showed a differing trend. The younger cohorts under economic reform were more likely to experience job loss, especially the less educated with more vulnerable jobs. Nevertheless, our study found that most women in Beijing quickly returned to work, and wives' income after childbirth, on average, still comprised about 50 percent of husbands' income in the surveyed years. Husbands and wives in Beijing spent nearly equal hours in housework and childcare on week days, whereas in Seoul and Japan, gender gap was much larger. Among the three countries, Japanese mothers spend the longest hours for housework and childcare when the age of the youngest child and mother's work status are controlled for. The percentages of not marrieds and childlessness are also the highest for the Japanese women. In Tokyo prefecture, as much as one third of women were estimated to stay childless at the age of 35 by Kaplan Meier method while the comparable figures were less than 10 percent in other two countries.

Using probit analysis, we found women's higher wages, and in the case of Japan, husbands' lower income promoted work continuation, while controlling for extended family living arrangements, husbands' education, gender norms and cohorts. Our analysis also showed the younger cohorts were more likely to quit work upon childbirth in Japan despite the recent enhancement of child care leave law. Only when the sample is limited to those women who had regular employments at pregnancy, did the younger cohort show higher probability of work continuation. This implies that the increase in unstable non-standard employment, whose entitlement for leave is limited, is strongly pushing young Japanese females out of the labor force.



特集：第16回厚生政策セミナー

「東アジアの少子化のゆくえ—要因と政策対応の共通性と異質性を探る」

## 圧縮的な家族変化と子どもの平等： 日韓比較を中心に考える

相馬直子\*

本稿の目的は、日本における子育てをめぐる政策対応のアプローチや考え方の特徴について、隣国の韓国との比較から明らかにすることである。

韓国社会では、多様な家族をどう包摂するかという視点から、明示的な「家族政策」に向けて政策の再編が進んできた。そして、階層の視点から子育てニーズが認知され、低所得層児童に焦点を絞ったターゲット戦略がとられている。一方、日本は、家族像見直しなき、暗黙的・個別主義的な子育て支援策の形成が見られ、子育てニーズは母親の心理的側面から認知され、中間層の母親の育児負担軽減といった対象化がなされてきたといえる。

日本と韓国でこのような特徴を持つに至った要因として、(1)政策形成面（アクター）、(2)家族制度改革状況、(3)社会経済的要因の違いが挙げられる。さらに本稿では、両社会における「子育てをめぐる問題の発見の仕方、問題の帰着のさせ方」の違いがあることを論じる。すなわち、韓国では、子育て問題を「家族」の問題に帰着させ、「家族」単位で解決しようとする傾向がある。女性や子どもを福祉的に統合（包摂）する論理や手法は、「家族」という単位にもとづいている。一方、日本は韓国よりも個別主義的で、子育て問題を、「母親」の問題として発見したり、問題を「母親の心理的問題」などに帰着させる傾向が強かった。

このように、同じ「家族中心的福祉レジーム」と括られてきた日本と韓国では、女性や子どもに対する福祉的統合（包摂）の考え方や手法に違いが見られる。最後に、韓国の経験から日本独自のアプローチを考えることの重要性を論じ、子どもにとって平等で民主的な家族関係の再定義を通じた「多様な子どもを包摂する家族政策」形成について検討する。

### I. はじめに

本稿の目的は、日本における子育てをめぐる政策対応のアプローチや考え方の特徴について、隣国の韓国との比較から明らかにすることである。日本も韓国も、少子化・高齢化・家族形成の多様化という同じ課題を抱えている。ただ、それに対する政策的対応は両社会の特徴が見られる。本稿は、政策フレーム、子育てニーズの認知の形式、政策手法という3つの次元から、日本と韓国の子育てをめぐる政策的対応の特徴を考察する。そして、そ

\* 横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科

の特徴の根幹には、両社会における「子育てをめぐる問題の発見の仕方、問題の帰着のさせ方」の違いがあることを論じる。

なぜ、日本と類似性が高いと言われてきた韓国との比較なのか。実態的な変化の観点からと、福祉レジーム論における両国の扱われ方という観点から、その意味を述べよう。

第一に、韓国を見る意味は、韓国が次の二つの変化や経験を先取りしている点にある。まず韓国社会は、以下で論じるように、日本以上に圧縮的な家族変化をすでに経験している。さらに韓国は、1997年に非常に大きな経済危機を日本に先立って経験している。これらへの対応は、日本に非常に多くの示唆を与えるはずだと考えるからである。

第二に、日本と韓国の福祉レジームは「家族主義的」という特質が指摘されやすかったが、両社会における近年の政策対応は、「家族主義的」と一括りできない様相を呈しており、より踏み込んだ比較考察が求められると考える。例えば、グッドマンとペンは、日本・韓国・台湾の福祉国家を、欧米諸国の福祉国家とは異なった文化的・歴史的背景を共有する、「日本中心の東アジア福祉レジーム」(Goodman and Peng 1996)と論じている。また、宮本・イト・埋橋(2003)は、東アジア福祉国家の特徴として、家族を中心として構造された「家族中心的福祉レジーム」(Family-Centered Welfare Regime)と指摘する。しかしながら、日韓における近年の様々な変化やその変化への政策対応は、「家族中心的福祉レジーム」と一括りできない豊穡さをもっている。

本稿の分析視点としては、子育てをめぐる政策のアプローチや考え方の特徴、さらに例えば、女性や子どもに対する福祉的統合(包摂)の考え方や方法の特質を解明するものである。いわば、制度の供給面(量的側面)<sup>1)</sup>よりは、制度の認知的側面(質的側面)に着目した比較分析である。西欧の近代化の過程でまず見られたのが、社会政策によって「福祉国家」が、諸個人を「国民」として統合してきたという「福祉国家的統合」の形式である(岩田 1998)。では、現代の少子高齢化時代において、その統合(包摂)を要請する考え方や手法は、日韓でいかなる特質があるのか。本稿の分析視点は、まさにこの点にある。

では、制度の認知的側面(質的側面)に着目する意義は何か。社会政策学や制度分析の知見をふまえて考えよう。まず岩田(2001)は、政策の前提となる、政策課題の認知プロセスや対象化の過程に関する研究の必要性を強調してきた。また大沢(1996)は、すべての社会問題、諸課題が政策的応答をえるわけではなく、政策課題の「認知」という過程を通過し、課題認知と政策目標、手段、予算規模のあいだに発生しうる不整合の解明をするために、政策課題の認知過程の分析の重要性を指摘する。さらに青木(2001)も、経済制度を成り立たせるための「認知媒体としての制度」に着目することの重要性を指摘してきた。すなわち、経済制度の変化を考える際、経済制度を深く支えている文化、人々の認識の枠組み、すなわち、社会的ルール、文化的信念、社会的規範によって導き出された、

---

1) 制度の供給面に焦点をあてた東アジアのケアレジーム分析として、Raymond et al. (2011)は、Ochiai (2009)のケアダイヤモンド論をふまえ、日本・韓国・台湾・香港・中国における保育と高齢者介護へのサービス供給と資金供給に果たす4つのセクター(国家、家族、コミュニティ、市場)の供給面の比較を示している。

認知媒体としての制度の役割や制度間の補完性を考察している。

では、日本と韓国では、子育てや家族の政策をめぐる、政策課題の認知過程、対象化の過程に着目すると、いかなる特質が見られるだろうか。また、子育てや家族に関する福祉制度を深部で支えている社会的規範や人々の認識枠組みの特質は何であろうか。

## II. 家族変化の圧縮性の日韓比較

先に家族変化の実態から確認しよう。本稿では、「家族変化の圧縮性」という点に着目することで、重要な日本の特徴を考えたい。ここでいう「家族変化」とは、出生率の変化に加え、家族形成の多様化（流動化・グローバル化）という視点も入れ、離婚の変化と、国際結婚の変化の三つを含んでいる。「圧縮性」とは、(1)変化のタイミングと組み合わせ（三つの変化が短期間で組み合わせられて生じているのか、単発的な変化か）、(2)変化の程度（急な変化か、緩やかな変化か）、という観点から、変化の性質を見るものである。つまり、この三つの家族変化の性質がどうか——重なって変化しているか（圧縮性が高いか）、重なって変化していないか（圧縮性が低い）——という視点から考察するものである。

日本と韓国の「家族変化の圧縮性」を比較検討するために、以下の二つの折れ線グラフ（図1・2）を比較しよう。図1が日本、図2が韓国のグラフであり、それぞれ、合計特殊出生率（TFR）・粗離婚率（人口千人あたりの年間離婚件数）・国際結婚比率（夫婦どちらか一方が外国籍の婚姻数の割合）の三つの変化を示している。

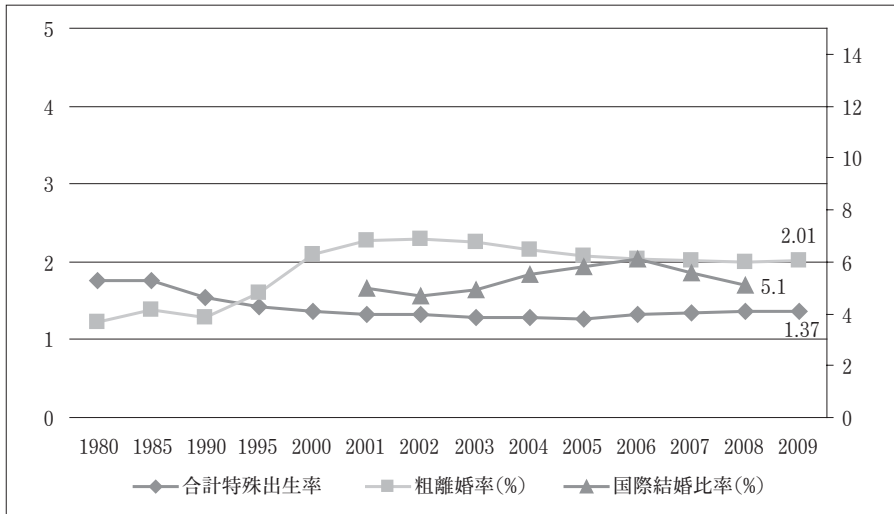
ここで確認できる大きな特徴は、日本（図1）は、三つの変化が緩やかであるのに対して、韓国（図2）は、三つの変化が重なって変化していることである。つまり、韓国は少子化・離婚率上昇・国際結婚<sup>2)</sup>の上昇が重なっているのに対して、日本の特に2000年以降は、韓国のような離婚率の上昇も国際結婚比率の上昇も顕著に見られない。上述した「家族変化の圧縮性」の視点から見ると、韓国は家族変化の圧縮性が高く、日本は低いといえる。

日本では、1989年の合計特殊出生率が1.57を記録し、1990年「1.57ショック」と社会問題化した。あくまでも問題になったのは、少子化問題単体であった。それに対して韓国の場合、2002年の合計特殊出生率が1.17、2003年が1.19を記録したことから、「1.17ショック」「1.19ショック」と社会問題化した。少子化のみが社会問題化したのではなかった。2003年、婚姻件数に占める離婚件数の割合でみた離婚率が54.8%を記録し、離婚率の上昇も社会問題となった。韓国では、少子化問題と離婚率上昇問題とが接合した形で社会問題化したのであった。

---

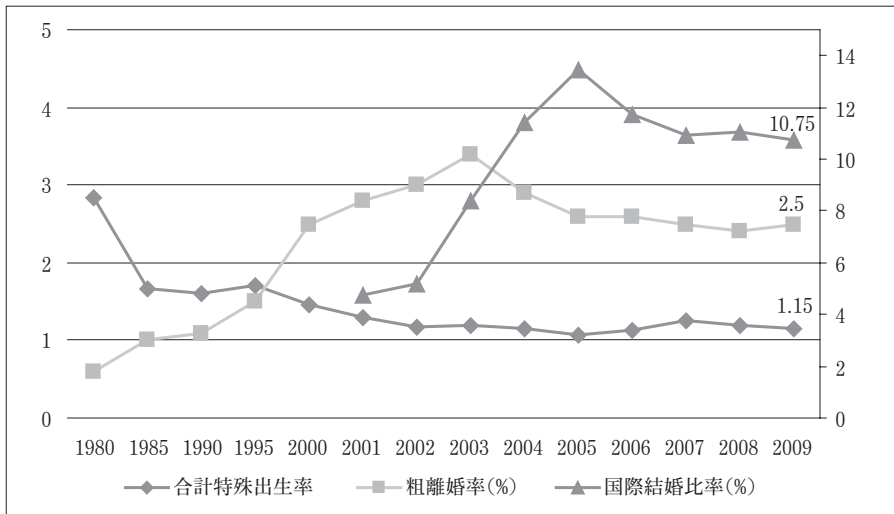
2) 韓国は1991年から外国人労働者の本格的受け入れを始めた。2004年から（研修生でなく合法的労働者として単純労働者を認める）雇用許可制について定めた「外国人労働者の雇用等に関する法律」が施行され、以後も、急激に増える外国人雇用や国際結婚への対応策として、「在韓外国人処遇基本法」（2007年）、国際結婚による移民に焦点を当てた2008年の「多文化家族支援法」など、外国人の受け入れに関する一連の法整備が進んでいる。

図1 家族変化の日本的様相



出典：厚生労働省「人口動態統計」各年。

図2 家族変化の韓国的様相



出典：National Statistical Office, *Annual Report on the Vital Statistics*, 各年。

### Ⅲ. 韓国における圧縮的な家族変化への適応戦略

こうした圧縮的な家族変化に直面した韓国では、家族の「変化」ではなく、「家族危機」「家族解体」という形で問題化がなされた。まず韓国社会の対応の特徴から、ここでは三点挙げたい。

## 1. 明示的な「家族政策」の形成

一点目の特徴は、「多様な家族」を包摂するという視点から、中央政府、地方政府にて、明示的な「家族政策」が形成されてきた点である。ここでは特に中央政府レベルに着目し、その政策骨格と、政策課題の認知や対象化の過程に見られるポイント（家族像の見直し論議の台頭、婚外子の子育てコスト・責任問題の政策課題化）について述べる。

### (1) 家族法や戸籍法改正とリンクした「家族政策」の骨格

中央政府レベルでは、特に盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権になり、2004年の「健康家庭基本法」<sup>3)</sup>の制定以降、女性家族部（「部」は日本の「省」にあたる）が「第一次健康家庭基本計画」（2006年）、「第一次健康家庭基本計画補完版」（2010）、「第二次健康家庭基本計画」（2011）を策定してきた。また、「低出産・高齢社会対策基本法」（2005）、「第一次低出産・高齢社会対策基本計画（セロマジプラン2010）」（2006）、「多文化家族支援法」（2008年）も影響している。

参考までに、「第一次健康家庭基本計画」（2006年）、「第二次健康家庭基本計画」（2011）の骨子を示すと、以下の通りである（下線は筆者による）。

特に、「第一次健康家庭基本計画」のビジョンは、「家族のすべてが平等で幸せな社会」であり、「平等」と「幸福」が並列的に掲げられ、家族法や戸籍法改正とリンクしている点が興味深い。「平等」に関わる具体的な政策課題は、「5-1 家族関係の増進および家族問題の予防」の「5-5-1 平等で民主的な家族関係づくり」の中に具現化されている。ここでは「戸主制廃止による制度整備および広報の強化」と「民主的家族関係の実質的保障」に政策課題が具現化され、民法改正法律案が基本計画の中に併記されている。前者は、(1) 戸籍法に代替する「国籍および家族関係の登録に関する法律」制定、(2) 新たな身分登録制度定着のための多様な教育実施および広報の強化である。後者は、(1) 夫婦間の実質的経済的平等のための離婚時財産の均等分割原則規定、(2) 住居用建物等に対する夫婦一方の臨時処分制限、(3) 父母にのみ認定された面接交渉権を子どもにも認定（子どもの独自の人格権の保障）、(4) 家事労働の価値評価の制度化を意味する。

### < 第一次健康家庭基本計画（2006～2010）の骨格 >

ビジョン：家族のすべてが平等で幸せな社会



政策目標：▶ 家族と社会での男女間・世代間調和を実現

▶ 家族および家族構成員の生活の質を増進



政策課題：1 家族ケアの社会化：

3) 「健康家庭基本法」第1条（目的）は、「健康な家庭生活の営為と家族の維持及び発展のための国民の権利、義務と国及び地方自治体等の責任を明白にし、家庭問題の適切な解決方を講究し、家族構成員の福祉増進に貢献することのできる支援政策を強化することにより、健康家庭の実現に寄与することを目的とする」と定める。また、「健康家庭」は、同法第3条（定義）において「家族構成員の欲求が充足され、人間らしい生活が保障される家庭」と定義される。原文は、国家法令情報センター・ウェブサイトの健康家庭基本法を参照。

- 1-1 家族の子女養育負担の軽減
- 1-2 家族ケアに対する社会的支援強化
- 2 職場・家庭の両立：
  - 2-1 男性の家族生活参与を支援
  - 2-2 女性の経済活動参与基盤を構築
- 3 多様な家族に対する支援：
  - 3-1 ひとり親家族に対する包括的支援体系を構築
  - 3-2 多文化家族の社会統合支援
  - 3-3 多様な疎外家族に対するオーダーメイド型サービスを提供
- 4 家族親和的社会環境づくり：
  - 4-1 家族親和的職場環境づくり
  - 4-2 家族親和的地域社会づくり
  - 4-3 安全な家族生活環境づくり
- 5 新しい家族関係および文化づくり：
  - 5-1 家族関係の増進および家族問題の予防
  - 5-2 健康な家族文化づくり
- 6 家族政策インフラ拡充：
  - 6-1 家族政策の総括・調全体系の整備
  - 6-2 家族政策推進インフラ拡充および内実化

<第二次健康家庭基本計画（2011～2015）の骨格>

ビジョン：ともにつくる幸福な家庭，ともに成長する健康な社会



政策目標：▶個人と家庭の全生涯にわたる生活の質満足度上昇

▶家族のための，家族を通じた社会的資本拡充



政策課題：1 家族価値の拡大：

- 1-1 健康な家族文化拡大
- 1-2 男性の家族生活参与支援

2 子育て支援強化：

- 2-1 子育て支援の多様化
- 2-2 父母役割の支援

3 多様な家族の力量強化：

- 3-1 ひとり親家族支援政策拡大およびオーダーメイド型支援サービス拡充
- 3-2 多文化家族支援サービス活性化
- 3-3 家族ケア者および脆弱家庭のための支援体系構築

4 家族親和的な社会環境づくり：

- 4-1 家族親和的な職場環境づくり
- 4-2 家族親和的な地域環境づくり
- 5 家族政策インフラ強化と専門性をたかめる：
  - 5-1 家族政策基盤強化および効率化
  - 5-2 家族支援サービス供給体制の専門化と特性化

## (2) 家族像見直し論議の台頭

上記の「家族政策」形成過程において、特に政策課題の認知や対象化の韓国的特性として興味深いのは、家族像見直し論議が台頭してきた点である。

家族とは何かという、その社会の家族像に関わる問題は、政策的な問題以前に、文化的な問題である。したがって、「家族政策」を改革することとは、その社会で当たり前になっている「家族像」を問い直し、家族文化にまで関わるものである。言い換えれば、多様な家族形態の承認、という問題である。この「家族像」がベースとなって、「家族政策」の「家族」の範囲が設定され、さまざまな支援策が行われている。このことを踏まえると、政策的に認知されている「家族」に対する支援策（所得再分配など）をどう拡充するだけでなく、政策的に「家族」と認知されていない「家族」に対する支援策をどう拡充するか、という点も「家族政策」をめぐる重要な争点となる。

この点について韓国では、「健康家庭基本法」（2004年）の制定過程において、「家族とは何か」「望ましい家族像とは」「どの『家族』にどのような支援策が行われるべきか」といった議論が噴出した。いわば、「家族像」に関する議論自体が政策論議の俎上にあがったのである<sup>4)</sup>。

この政策論議では、次の3者の意見相違が見られた。第一に、家政学界・宗教団体・保守系の団体や政治家が「親家族連合」を組み、家庭単位の政策の必要性を強調した。彼らの主張は、(1)出生率低下や離婚率上昇は「家族危機」であり、「家族機能強化」が必要だ、(2)既存の個別対象（児童、青少年、女性）に基づいた事後的な支援では、「家族危機」には対応できないため、家庭単位の予防的な支援が必要だ、(3)個人の発展、家族の安定、持続的な社会の発展（国家の発展）はパラレルである、というものであった。第二に、社会福祉学界は、家庭単位のアプローチでなく、福祉インフラや社会的条件の整備が重要であり、国家と社会の役割を明示することが何よりも大切だと反論した。第三に、女性学界や女性委員会は、幅広い議論に基づいた家族政策の新たなパラダイムや代案的な家族像が必要であり、ジェンダー平等の視点が不可欠であることを強調した。そして、家族を通じた家族福祉ではない、「脱家族化」「家族ケアの社会化」の重要性を強調した。

ただ、女性学界や女性委員会が提示した脱家族化の必要性の議論は論議の中心とならず、家政学界系と社会福祉学界系の対立が先鋭化した。結果として、家政学界系の、「家族」を単位とした支援という考え方が強い改革がなされた。ただ、そこでの「家族」とは、

4) 健康家庭基本法制定過程の論争に関する分析の詳細は、相馬（2010）参照。

「健康家族」という一枚岩的なものというよりはむしろ、多様な家族を「家族」単位として定義しようとするものであった。

こうして、従来の政策の前提となる「家族像」をめぐる白熱した政策論議を経て、多様な家族に対する包括的な支援が必要だという政策的枠組みが形成されてきた。そこでの多様な家族とは、養子縁組家族、結婚移民者家族<sup>5)</sup>、ひとり親家族<sup>6)</sup>、老人家族といったものである。こうした多様な家族像を公共政策でどう束ねていくか、という視点から、明示的な「家族政策」を掲げているのが特徴である。

### (3) 婚外子の子育てコスト・責任問題の政策課題化

加えて、明示的な「家族政策」形成過程において、家族単位の政策を保健福祉部が志向した大きな要因は、離婚率上昇に伴う、「捨て子」「婚外子」の子育てコスト・責任問題という政策課題の解決策として、家族単位の支援をとらえたからである。この事実自体、近代家族・法律婚以外の多様な家族から生まれた子どもの「子育ての社会化」問題が、死角地帯であり続けてきたことを意味している。

これは、当時の保健福祉部長官・金花中氏が、健康家庭基本法制定への強い意志を表明する中での発言から読み取れる。2003年夏の国会において、「離婚による捨て子の対応が困難であり、家庭解体や事実婚・未婚母が増えると社会の基本が崩れること、したがって、健康家庭に基づいて社会を育成することが望ましい」と長官自らが、健康家庭基本法制定の重要性を強調していた。このように、保健福祉部の政策的関心は、法律婚に収まらない事実婚や離婚による子どもの子育てコスト・責任をどう社会で分担するか、いわば婚外子をめぐる「子育ての社会化」問題にあったととらえることができる。

このように韓国社会では、法律婚以外の子育ての社会化問題が、家族政策の枠内で政策課題となった。しかし、その子育てコスト・責任を、社会全体で共有するよりはむしろ、新しい「家庭」という単位を立てて、その問題を解決しようとした。子どもが「個人単位」として見なされて、家族から独立して政策対象として引きずり出されたのではなく、子どもは家庭や婚姻関係の「陰」に隠れた存在のまま、新しい「家庭」という単位を志向する改革が行われたのである。

## 2. 子育てニーズの階層的認知

二点目の特徴として、子育てニーズを階層面から把握し、家族政策に階層の視点が強く入っている点が挙げられる。例えば「第一次健康家庭基本計画」を見ると、政策目標数値の中に、ひとり親家族の貧困率を36%（2005年）から32%（2010年）まで下げようと設定されている。ただ、「第二次健康家庭基本計画」の目標数値から貧困率はなくなり、「第一次健康家庭基本計画」で32%まで貧困率を削減できたのかどうかという政策評価はまだ公

5) 韓国国民と婚姻したことがある、又は婚姻関係にある在韓外国人を指す。

6) ひとり親施策に関しても、従来の母子福祉法から、2007年にひとり親家族支援法へと改正され、単に母子、父子だけではなく祖父母と孫との世帯である祖孫世帯も「ひとり親家族」という定義に含められた。ひとり親施策の詳細は、相馬・朴（2009）参照。



表1 「第一次健康家庭基本計画」における目標数値

| 分野                | 主要指標                                       | 2005                 | 2010    |
|-------------------|--------------------------------------------|----------------------|---------|
| ケアの<br>社会化        | 育児支援施設利用率                                  | 47%                  | 65%     |
|                   | 国・公立保育施設                                   | 1,352ヶ所              | 2,700ヶ所 |
|                   | 育児費用の父母負担率                                 | 62%                  | 42%     |
|                   | 子どもケア支援の連係件数                               | 1,000件 <sup>2)</sup> | 25,000件 |
|                   | 公的老人療養保護比率                                 | 1.4%                 | 4.1%    |
| 職場・家庭<br>両立支援     | 女性の経済活動参加率                                 | 50.1%                | 55.0%   |
|                   | 育児休業利用率                                    | 26.0%                | 36.0%   |
|                   | 男性の育児休業利用率                                 | 1.9% <sup>3)</sup>   | 5%      |
|                   | FFI (ファミリーフレンドリーインデックス)<br>による家族親和評価の参与機関数 | 新規                   | 1,000個  |
|                   | 家族支援の<br>拡大                                | GDP 対比家族関連公共支出比率     | 0.1%    |
| 主観的生活の満足度         |                                            | 47% <sup>1)</sup>    | 60%     |
| ひとり親家族の貧困率        |                                            | 36%                  | 32%     |
| ひとり親家族の子女養育費支援児童数 |                                            | 23千名                 | 46千名    |
| 健康家庭支援センター利用者数    |                                            | 10万名                 | 60万名    |
| 結婚移民者家族の支援センター開所数 |                                            | 51ヶ所 <sup>2)</sup>   | 200ヶ所   |
| 平等な家族<br>文化づくり    | 夫婦の家事分担比率                                  | 8.1% <sup>1)</sup>   | 15%     |
|                   | 家族生活教育および相談件数                              | 3万件                  | 5万件     |
|                   | 危機青少年比率                                    | 3.6%                 | 3%      |

註 1) 2002年数値. 2) 2006年数値. 3) 全育児休業者中の男性利用者の割合。  
出典：女性家族部（2006, p. 19）。

表されていない。いずれにせよ、政府の施策の目標数値に貧困率削減が設定され、家族政策の中に階層の視点が強く入っているのは日本には見られない特徴である（表1）。

韓国の場合、子育てニーズが階層視点から把握されるのは、新しいものではない。「出発点の不平等」「子どもの不平等」問題は、常に韓国社会を悩ませるイシューで有り続けてきた<sup>7)</sup>。「よりよく育てる」ゲームに参加できる層と、そうではない層との両極化問題は、常に国民の関心事であった。このゲームはすでに就学前の幼児期から始まっており、就学前という「出発点」ですでに不平等があり、そこから何とか対策をうたなければならない。早期教育が加熱すればするほど、出発点の不平等問題はさらに社会問題化し、子育てをめぐる制度論議でも、子ども間の不平等という問題の立て方、子育てニーズを階層面からまず認知するというのは、韓国の近代化の過程で一貫して見られるものである。実際、1980年代からの幼保一元化論争において、幼児教育界・保育界の論理構成を見ても、「教育の機会不平等問題解決のための教育福祉」か「貧富格差解消のための社会福祉」かという構図で一貫している（相馬 2004）。

### 3. 政策手法：低所得層児童へのターゲット戦略

三点目の韓国の特徴として、低所得層の児童に向けたターゲット戦略が挙げられる。韓国社会とえば、非常に教育熱が高いというイメージが強いが、就学前に早期教育や習い事が受けられる子と受けられない子の格差、出発点の不平等問題が日本以上に大きな社会

7) これは韓国社会における教育システムへの過剰な負荷（有田 2006）を意味している。

問題として認識されてきた。日本でも「子どもの貧困」が非常にクローズアップされてきたが、韓国社会では「出発点の不平等」「子ども間の格差」という問題は非常に古くて新しい問題とされてきた。この問題に対して、韓国社会では、いわば「低所得層児童支援」とターゲットを明確にした政策手段が形成されてきた。ここで2つの実践例を検討しよう。

第一に、社会運動から生まれてきた“We Start”という取り組みである<sup>8)</sup>。近年の中央政府による「ドリームスタート事業」もこの We Start 事業を参考としている点で、とても重要な取り組みである。“We”とは、“Welfare”と“Education”の頭文字から取ったものである。米国にも“Head Start”，英国には“Sure Start”などがあるが、その韓国版である。「できるだけ幼い時期から、貧困層の子どもと一般の子どもとの不平等を減らさなければ子どもが成人になったときに貧困から脱することができない」というスタートプログラムの理論に基づいて、“We Start”は韓国版の「スタート運動」として、2004年5月に立ち上がった。

筆者が調査を行ってきた城南市（ソナム市）盆唐区野塔洞は、ソウルの周辺にある郊外地区である。盆唐区という新都市は、高級マンションが立ち並ぶ地区（中間層以上が居住する地区）と、経済的困難層が居住する地区とがあり、野塔洞は後者に属する。

We Start 事業は、貧困児童が200名～300名程度の地域を選定して展開されてきた。2004年に「城南市 We Start マウル」（マウル＝村や小さな町）というものが野塔洞木蓮地区に作られ（We Start 木蓮マウル）、それ以降、現在も地域を拡大しながら、低所得層児童・家族支援へのさまざまなプログラムへの取り組みがなされている<sup>9)</sup>。特に、12歳以下の低所得層児童・家庭に対して、市、社会福祉館、保育園、小学校、そして保健所、病院、薬局、企業等が連携してプログラムを提供している。

例えば、東南アジアからの結婚移民者の母子世帯に対して、母親の韓国語力があまりないために、子どもの言語発達に課題が見られた場合、保育園が「We Start マウル」に報告し、そこに常駐している保育士や社会福祉士がその家庭を訪問する。そして、子どもの状況、母親の状況を幅広く把握し、子どもの言語発達のために、保育士が絵本の読み聞かせを行ったりしている。こうした支援の過程で、どのような絵本が子どもによいのか、また他にどのような取り組みが必要なのかを母親と話し合いを行ったり、子どもの栄養状態を見て必要があれば牛乳を支給する。子どもへの支援を入り口にして、母親・父親をはじめ、家族に就労や生活を含めた福祉課題はないか、家族全体の視点に立って教育、福祉、健康の包括的対策に取り組んでいる。

第二に、放課後対策事業としての、地域児童センターや青少年放課後アカデミーの実践である。地域児童センターの提供主体は、民間、社団法人、社会福祉法人、宗教団体、個人など多様であり、全国で運営されている。この事業は、各地域の実情に合った支援を重視し、子どもだけではなく親も含めた低所得層児童・家庭への教育、福祉、健康への包括

8) We Start 運動の形成過程やケース記録等の実践に関する詳細は、相馬（2008）参照。

9) 2009年からは、We Start 事業の中央政府版事業である「ドリームスタート」の事業が、城南市中院区上大院2洞で開始された。

的な支援である。特に盧武鉉政権以降、積極的に展開されてきた。青少年放課後アカデミー事業は、政府主体の低所得層児童支援である。小学校4年生から中学校2年生までの、思春期の子どもたちを対象として、夜10時まで施設は開いている。筆者が調査したソウル市のある青少年放課後アカデミーは、宗教団体が委託を受けて運営していたもので、非常にきめの細かいプログラムを提供していた<sup>10)</sup>。

ここで紹介した実践は、低所得層児童を直接ターゲットとした施策であるが、この「低所得層児童へのターゲット戦略」には難しい点もある。低所得層児童のみを支援することを明示すると、その児童の家庭が低所得だということを強調することになり、偏見につながるのではないかという「スティグマ問題」が懸念される。支援の実施にあたっては低所得層支援を前面に出さないような配慮をする必要があるが、現場では、実際に支援を受ける子どもの自尊心を尊重しながら、地域の認識変革も求めるという、非常に難しい課題に直面しながら、実践が積み重ねられてきた。

#### IV. 「暗黙的・個別主義的な制度改革」を積み重ねてきた日本

以上の韓国社会の対応に照らして日本の対応を見ると、次の二点を特徴として指摘できる。

##### 1. 家族像見直しなき、「暗黙的・個別主義的な子育て支援策」の形成

第一に、日本は、韓国のように家族像の見直し論議を経て明示的な「家族政策」は掲げず、いわば、家族像見直しなき、「暗黙的・個別主義的な制度改革」を行ってきたと特徴づけられる。まず、個別主義的と特徴づけたのは、日本政府は韓国政府のように諸政策を「家族政策」として束ねてこなかったからである。韓国の「家族政策」に相当する日本の政策分野は、「保育施策」「少子化対策」「次世代育成支援」「子育て支援」「男女共同参画政策」「ひとり親家庭支援」「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）推進施策」といった政策群である。また、暗黙的と特徴づけたのは、日本では韓国の健康家庭基本法策定時のような家族像に関する政策論議が近年活発化しているとは言い難いからである。日本では、諸政策の前提となっている「家族像」の問い直しを行うよりはむしろ、「すべての子どもに対する政策が必要」という論理で、子どもをもつ家庭（子育て家庭）を入り口とした政策論議が進められてきた。

日本的なアプローチの例として、地方自治体の「次世代育成支援対策」のアプローチを見よう。例えば東京都の「次世代育成支援行動計画（前期）」では、子育て家庭に対する「一般的な子育て支援」と、「要支援の子育て家庭」「特別な支援を必要とする家庭や子ども」という言い方をしている。一般／特別という区分をもとに、いわば、「一般の子育て支援」を利用するような「一般の子育て家庭」という家族の形が、暗黙的に想定されてい

10) 放課後対策事業における低所得層児童支援の詳細は、相馬・韓（2009）参照。

るといえるのではないだろうか。

日本が韓国のように「家族政策」と明示してこなかった理由は何であろうか。家族政策の軸に人口の量と質の管理があることをふまえると、一つには戦時中の「生めよ・殖やせよ」の反省から明示的な人口政策が避けられてきたという歴史的な背景がある。また増田(2008)はその理由を、(1)個別支援として形成されてきた社会福祉制度の遺制、(2)戦前の家族制度と戦後の家族観からくる影響、(3)育児は親の責任であるという考えの強さ、から考察している(増田 2008, pp.183-187)。さらに、現代的な理由として、日本は韓国のように圧縮的な家族変化(出生率低下、離婚率上昇、国際結婚比率上昇)を同時タイミングで経験していないことが挙げられる。あくまでも出生率低下のみが政策課題として問題化され、その圧縮的な家族変化がセットで政策課題として問題化されにくい状況であった。

では、家族像の見直し論議はこれまでずっと不活発であったのか。そうではない。家族像の見直し論議、とりわけ、多様な家族を想定した家族法の改正まで踏み込んだ議論が全くないわけではなかった。例えば、1990年代の人口問題審議会の議論や、平成10年版(1998年)の厚生白書において、家族像見直しが課題として取り上げられてはいる。

第一に、人口問題審議会の報告書で、家族について論じているところを見てみよう。まず、少子化の影響との関連では、「家族の変容などに関しては意見が分かれるものの、(略)概ねマイナス面の影響と考える指摘が多い」と、慎重ながらもマイナス面の影響を指摘する。影響は経済的影響と社会的影響に分けて論じられているが、家族観は社会面への影響として語られる。すなわち、ここで社会面の影響としては、(1)家族の変容 — 単身者や子どものいない世帯が増加する —、(2)子どもへの影響 — 子どもの健全成長への影響が懸念される —、(3)地域社会の変容 — 基礎的な住民サービスの提供も困難になる — である。以下に引用した「家族の変容」に関する議論は、エンゼルプランにはなかった論点である。

「単身者や子どものいない世帯が増加し、少子化が進行する中で、社会の基礎的単位である家族の形態も大きく変化するとともに多様化する。とりわけ単身者の増加は、家族をそもそも形成しない者の増加を意味しており、『家族』という概念そのものの意味を根本から変えていく可能性さえある。また、単身高齢者の増加は介護その他の社会的扶養の必要性を高める。子どものいない世帯の増加は、家系の断絶などを招き、先祖に対する意識も薄れていくという可能性もある。」

(人口問題審議会編 1998, p. 10, 下線は筆者)

ただし、この「家族の変容」については、その対応策、政策手段まで具体化されず、「今後、更に議論が深められるべき問題」の方に入れられている。そして、「多様な形態の家族のあり方についての社会的な寛容度を高めること」、それが長期的に婚姻率や出生率回復につながる可能性については、議論を深めるべき課題とされている。「家族」そのものに関する論点は、以下の引用に見られるように、今後の申し送り事項のような位置づけ

になっているのである。

「多様な家族のあり方：選択的夫婦別姓や通称使用の拡大，同棲など多様な形態の家族のあり方についての社会的な寛容度を高めることが，長期的に婚姻率ひいては出生率の回復につながる可能性についても議論を深める必要がある。

この点に関しては，選択的夫婦別姓は我が国社会の根幹に関わるものであり，慎重に考えるべきとの意見もある。

また，婚外子の問題については，我が国の民法が法律婚主義を採用していることなどを踏まえつつ，今後，国民的な議論を進めていくとともに，制度における婚外子であるが故の不利益的取扱いの是正や婚外子に対する社会的偏見の解消を図っていく必要がある。」（人口問題審議会編 1998，p. 46，下線は筆者による）

第二に，平成10年版（1998年）『厚生白書：少子社会を考える—子どもを産み育てることと『夢』を持てる社会を—』では，より踏み込んだ記述となっている。まず，この白書の目指す社会像は，文字通り，「男女が共に暮らし，子どもを産み育てることに夢を持てる社会」である。冒頭にて，「20世紀後半，日本は豊かさを目指して走り続けてきた。（略）しかし，その間，出生率は下がり続けた。気付いてみれば，日本は，結婚や子育てに『夢』が持てない社会になっているのではないだろうか」（厚生省 1998，p. 4）と，問題提起がなされる。そして，「いろいろな役割を持つ自立した個人が，相互に結びつき，支えあい，『家庭，地域，職場，学校』といった生活に深く関わる場に多様な形で関わっていきけるような社会」「個人の自立を基本にした『多様性と連帯の社会』」をつくるという社会の展望が示されている。

次に，この社会像が実現するうえでは，社会を構成する（1）家族，（2）地域，（3）職場，（4）学校それぞれ変化していくことが必要になってくると，いわばサブシステムの変化の必要性を説く。第一の家族について，前述した人口審議会の論点を引き受けつつ，よりふみこんだ記述になっている<sup>11)</sup>。すなわち，標準世帯（近代家族，いかえれば，男性稼ぎ主世帯）を念頭に置いた家族像の普遍性が失われていること。今後は，多様な価値観を持つ個人の自立と両立する，自立した個人の生き方を尊重した「家族像」に適合するよう，従来の仕組みを改めていく必要性が次のように語られる。

「現在の我が国社会を支える様々な仕組み，とりわけ年金制度をはじめとする社会保障制度や雇用慣行などは，『サラリーマンの夫，専業主婦の妻，そして子ども2～3人』といういわゆる標準世帯を前提に設計されてきた。

しかし，世帯全体としてみると単身世帯の増加が著しく，核家族世帯の中では夫婦のみの世帯が増加している。また，いまや共働き世帯が多数派となった現

11) 男女共同参画社会基本法制定論議も並行しており，その論議も影響していると思われる。

在、このような標準世帯を念頭に置いた家族観の普遍性は失われている。これからの家族は、多様な価値観を持つ個人の自立と両立する多様な形態をとることになるだろう。

今後の社会に向けて、前述した我が国社会を支える様々な仕組みを、自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支える家族像に適合するものに改めていく必要に迫られているといえよう。」（厚生省 1998, p. 122, 下線は筆者）

標準世帯（近代家族、男性稼ぎ主型）を念頭に置いた家族観の普遍性が失われている現在、新しい家族像とは、多様な価値観をもつ個人の自立と両立する多様な形態となる。自立した個人の生き方が尊重され、お互いを支える家族像。これが、1998年『厚生白書』でふみこんで論じられた新しい家族像の提起である。この新しい家族像は、新しい社会像——「ゆとりと潤いのある社会」「男女共同参画社会」——とセットで提示されている点で、踏み込んだ記述となっている。

しかし、具体的な立法や改正に結びつくことはなく、家族像の見直し論議は、1990年代から現在に至るまで申し送り事項のような位置づけであり続けている。その結果、現実の家族の在り方は多様化しているものの、諸政策の前提は「男性は稼ぎ、女性は子育て・介護や家事をする」「男性は稼ぎ、女性は家計補助的な仕事と家事育児」といった役割分担に基づいた「暗黙的な家族像」から脱却しきれていない。こうした「暗黙的な家族像」のもとで、個別主義的に「子育て支援」「ひとり親家庭支援」などの諸政策が積み重ねられ、いわば、家族像見直しなき、「暗黙的・個別主義的な子育て支援策」が形成されてきたのである。

## 2. 子育てニーズの心理的認知と育児負担感緩和戦略

第二の日本の特質は、韓国では子育てニーズと階層の視点は強く結びつけて考えられてきたのに対し、日本の子育てニーズは階層的視点よりも心理主義的な側面から把握される傾向があった点である。すなわち、2000年代に「育児ストレス」「育児不安」が社会問題化され、育児不安感の解消のための子育て支援が必要という議論が中心的であった。一方で、社会経済的基盤が不安定な低所得層や貧困層の子育てニーズが表出されにくかった。低所得層児童に対する経済的支援拡充よりはむしろ、子育ての不安感、楽しく子育てするにはどのような支援が必要なのかといった形で、子育てニーズが心理主義的な側面から語られ、中間層に対する子育て負担感をいかに緩和するかという問題意識が強かった。この背景には、低所得層支援が必要だという政治的な意思が、従来の政権で強くなかったことも大きい。

また、日本の政策手法について見ると、地域の実践では、1987年から被保護世帯・低所得世帯で低学力の中学3年生向けの勉強会や、東京都の「中学校を卒業する被保護児童に対する自立援助金支給事業」の新設がなされてきた（宮武 1987）。しかし中央政府レベルでは、直接的に「低所得層児童」と打ち出してアプローチすることを差し控える傾向があ

るのではない。できるだけ子ども全体への普遍的な施策の中で、低所得層児童支援に手厚くする施策を行う、というのがこれまでの日本のアプローチであると言える。子どもの貧困が社会問題化する中で、「すべての子どもへ」と広げる普遍的な支援と、ターゲットを絞った社会的支援の拡充がともに重要であるという政策言説は拡大しているものの、中央政府レベルで「低所得層児童支援」と韓国のように直接的に対象化することは積極的にはなされない。

むしろ、母親に対して、心理面からターゲット化する傾向が日本では見られる。すなわち、中間層の、母親の育児負担や育児ストレスの緩和、子育ての経済的負担感の緩和といった負担感緩和戦略が多くみられてきた。

## V. 考察

### 1. なぜ日本と韓国は異なるのか

以上の日韓比較の要点をまとめよう。韓国社会は、多様な家族をどう包摂するかという視点から、新しい家族関係の見直しの中で、明示的な「家族政策」に向けて政策の再編が進んできた。そして、階層の視点から子育てニーズが認知され、低所得層児童に焦点を絞ったターゲット戦略がとられている。一方、日本は、家族像見直しなき、暗黙的・個別主義的な子育て支援策の形成が見られ、子育てニーズは母親の心理的側面から認知され、中間層の母親の育児負担軽減といった対象化がなされてきたといえる。

日本と韓国でこのような特徴を持つに至った要因は何なのか。ここでは四点を挙げたい。

一点目の政策形成面（アクター）の要因として三点に分けることができる。まず韓国では、社会運動や民間団体の大きな役割があった。従来の貧民運動や女性運動など、多様な社会運動の連携によって、低所得層児童支援事業や多様な家族支援が地域の資源を活用しながら展開されてきた。次に、韓国における学界や研究者と政治との近さである。政策課題として社会問題化する過程において、当事者団体や社会運動のみならず、研究者や学界も、政治家や官僚と連携して改革を動かしていくダイナミズムが挙げられる。さらに、強い政治意思である。低所得層支援というのは、盧武鉉政権が特に力を入れたい重要課題と位置づけられていたことも大きい。

二点目の家族制度改革状況の要因として、韓国家族法では、戸主制度が1990年代中盤まで残り、家族法改正のタイミングと家族政策形成のタイミングにタイムラグがなかった点である。女性運動や女性省側には目に見える改革すべき家族制度が政策課題としてあり、それが家族政策の重要イシューとしても認知された。

三点目の社会経済的要因として、韓国は日本より先に経済危機を経験し家族の経済的基盤が大激変し、日本以上の圧縮的な家族変化を経験したことで、「新たな家族関係」を提示せざるを得ない状況に追い込まれた。

一方、これら三点の要因について日本を見るとどうか。まず政策形成面で考えると、日本では女性運動や貧民運動が組織化した運動や連携事業の展開が厳しく、また、日本では

学問と政治の距離が韓国より遠く、組織的に学界・政治家・当事者団体・運動とが連携して政策課題として問題化したり、法律制定や事業化へつなげていくという手法はまれである。政治意思としては、民主党政権になり、貧困率の公式統計の公表や子どもの貧困率の高さが政策上の問題意識に反映されるようになった点は変化が見られる。しかし、1990年代末から2000年代の少子化対策においては中間層支援が重要課題とされ、低所得層支援は重要な政策課題とは認識されてこなかった。次に家族制度改革状況はどうか。日本は戦後の家族法改正から60年以上経過し、現代では、戸籍制度とそれ以外の関係とを使い分ける慣行（職場における通姓使用等）が定着している。少子化対策や子育て支援と家族法や戸籍法改正はリンクされず別の制度領域である。さらに社会経済的要因から考えると、韓国のような急激な経済危機と圧縮的家族変化が見られず、「家族像見直し」のインセンティブが働きにくい点も韓国との比較から示唆される。

最後の四点目の要因として、両社会における「子育てをめぐる問題の発見の仕方、問題の帰着のさせ方」の違いを指摘したい。すなわち、韓国では、子育て問題を「家族」の問題に帰着させ、「家族」単位で解決しようとする傾向がある。女性や子どもを福祉的に統合（包摂）する論理や手法は、「家族」という単位にもとづいている。一方、日本はどうか。「少子化対策プラスワン」（2002年）でも、「子育て機能の再生」「男性の働き方改善」という、いわば、家族像自体は問われないうまま、「子育て／働き方」という行為への支援という形式が見られる。その後の「次世代育成支援」という政策枠組みにおいても、家族像が問われないうまま、家族の中の「次世代育成（子育て）」を支援するという形式が引き継がれる（相馬 2011）。こうした形式の中で、韓国よりも個別主義的に、子育て問題を「母親」の問題として発見したり、問題を「母親の心理的問題」などに帰着させる傾向が強かった。

## 2. 日本で「家族像の見直し」が回避されるのはなぜか

このように、同じ「家族中心的福祉レジーム」と括られてきた日本と韓国では、女性や子どもに対する福祉的統合（包摂）の考え方や手法に違いが見られるが、なぜ「家族像見直し」が日本では回避されるのだろうか。もともと、日本では家族政策の概念規定やその基本原則など、根本的な議論が行われてこなかった（小島 1993, 1994）。1990年代後半から少子化対策という枠組みの中でも、家族政策とは何か、その基本原則は何かという点が深められなかった。また近年の民主党政権では「チルドレンファースト」という原則のもと、「子ども・子育て政策」「子ども・子育て新システム」という形で、家族の中の「子ども・子育て」を全面に出した形にしている。

ここで日本において、家族像の見直しが政策課題の全面イシューにならず、後景に退いていったことに対して、「日本は少子化問題が全面イシューになっているから、少子化対策の文脈では、家族像そのもの見直しが後景に退いたのだ」と考えられるかもしれない。2002年1月の人口推計で、夫婦の出生力低下という新しい現象がみられた以降、下げ止まらない少子化を前に、政府側にも焦りや苛立ちが見え隠れし、在宅子育て支援や働き方の



見直しに政策の重点が移ってきた。そのため家族像見直しの論議が後景に退いていったという見方もできるかもしれない。しかし、上記で見てきたように、日本以上に少子化が進行している韓国では、家族概念の見直しが全面的な政策 이슈 となった。少子化が同じ問題になり、少子化対策が進行している日韓を比較すると、一方の日本では家族概念の見直しが全面的な政策課題とならず、他方の韓国では、日本以上に少子化が進行するなかで、家族概念の見直し自体が全面的な 이슈 となった。したがって、「少子化だから」という理由づけはあてはまらない。

たしかに、下夷 (2007) が指摘するように、日本で「社会化されたケア体制における家族の位置づけ」が議論されない要因を考えると、日本社会に残る家族神話が復活することの警戒から、家族ケアをめぐる議論が回避されてきた面がある。すなわち、日本では妻や嫁による介護を日本の伝統として美化する思想や母親の育児を絶対視する風潮など、家族神話はいまだに根強く残っている。こうした社会状況の中で、家族のケア機能を評価し、全体のケア体制の中に家族を位置づける議論をすることは、家族神話を活気づかせ、家族・女性のケア役割を再強化する危険があると警戒し、家族ケアをめぐる議論が回避されてきた (下夷 2007, pp. 221-222)。ここでは、誰が警戒し、回避してきたのかは明示されていないが、官僚、政治家、研究者、学会、社会運動など、政策立案に関わりのあるアクターがその警戒感をもってきたと示唆しているのだろうか。

本稿では、社会化されたケア体制における家族の位置づけ論の回避 (下夷 2007) という論点よりはむしろ、政策が前提とする家族像見直し論の回避という論点から発展させ、「暗黙的な家族像から脱却しきれない」と論じた。1980年代末までに、政策の基底にある家族モデルが核家族から三世同居家族とそのバリエーションへと転換された一方で、現実の家族は核家族の定着と女性の雇用化が進行して、家族モデルと現実の家族との乖離が生じてきた (下夷 1994, pp. 265-266)。現代ではさらに現実の家族の在り方は多様化しているものの、諸政策の前提が「男性は稼ぎ、女性は子育て・介護や家事をする」「男性は稼ぎ、女性は家計補助的な仕事と家事育児」といった役割分担に基づいた「暗黙的な家族像」から脱却しきれないまま、個別主義的な制度改革が積み重ねられてきたという日本の特徴を示した。

加えて、家族変化の圧縮性という視点から見ると、日本は韓国ほど家族変化の圧縮性が高くなかったがために、韓国ほど「家族像の見直し」——未婚母、ひとり親、結婚移民者、多文化家族など、多様な「家族」の形を家族定義に入れ直し、平等で民主的な家族関係の再定義をすること——が追い込まれてこなかったように見えるかもしれない。しかし日本の場合、韓国より圧縮性の低い変化の中で改革スピードも遅いという問題を指摘しなければならない。韓国の経験を見ると、2000年代の圧縮的な家族変化を同時タイミングで経験したことで、家族像の見直しを社会的な問題として共有化せざるを得なくなっただけでなく、1997年経済危機により、今日の暮らしがずっと続くとは限らないという危機感が国民に共有された。日本も景気悪化が深刻化する中で、圧縮的な家族変化を同時タイミングで経験することになった場合に、どのような方向に家族をめぐる諸政策の改革を行うべきか

を考える上で、この韓国の経験は、現代的な示唆に富むものとする。

## VI. おわりに

最後に日本と韓国の政策アプローチの違いをふまえて、日本の今後の課題について考えたい。

日本は、韓国のように「家族像」の見直しを真正面から行うよりも、「子ども」を入口に政策論議を組み立てる傾向がある。この傾向を踏まえ、「多様な子どもを支援する」という形式で、あらゆる家族形態、世帯類型に属する子どもも排除されないような、「多様な子どもを包摂する家族政策：子どもにとって平等で民主的な家族関係の再定義を通じて」の形成が現実的な方策だと考える。韓国の経験から学びながら、日本独自の道を考えることが重要である。

特に、暗黙的・個別主義的な制度改革の基盤となっている、家族像（夫婦像・親子像・子ども像・青年像）を一つひとつ解きほぐすことは、平等で民主的な家族関係の再定義であり、より多様な子どもや家族のあり方を受け入れる社会、そして、子どもの平等を敏感に問題化して改革する社会に変えていくことにつながっている。例えば、近年の日本社会で急増する単身世帯を政策でどう包摂していくのか、単身世帯化が進むデンマークのように、「単身者に基づく家族」という形で、多様な家族政策の中に束ねていくのか、という点も家族像の問い直しとセットの課題である。圧縮的な家族変化と単身世帯の増加によって、「子ども」「家庭」「若者」といった政策対象を、どう日本的に包摂し直していくかが今日的な課題として問われている。

補遺：厚生政策セミナーでは参加者の方から貴重なコメントを頂戴した。永瀬伸子先生からは本稿発表の貴重なアドバイスを頂戴した。この場をかりて感謝申し上げたい。

## 引用文献

### 韓国語文献

女性家族部 (2006) 『第一次健康家庭基本計画 (2006~2010)』 2006年11月。

### 日本語・英語文献

青木昌彦 (2001) 『比較制度分析にむけて』 NTT 出版。

有田伸 (2006) 『韓国の教育と社会階層：「学歴社会」への実証的アプローチ』 東京大学出版会。

Goodman, Roger and Ito Peng (1996) "The East Asian Welfare States: Peripatetic Learning, Adaptive Changes, and Nation-Building," in Gøsta Esping-Andersen (ed.) *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, London: Sage Publications Ltd, pp. 192-224.

岩田正美 (1998) 「<個人>と<社会>、その統合としての社会福祉の諸概念：社会福祉学原論ノート」『人文学報』 291号, pp. 1-21.

岩田正美 (2001) 「社会福祉における対象論研究の到達水準と展望：対象論研究の視角」『社会福祉研究』 80号, pp. 28-33.

- 人口問題審議会編 (1998)『人口減少社会, 未来への責任と選択—少子化をめぐる議論と人口問題審議会報告書』ぎょうせい.
- 厚生省 (1998)『厚生白書』.
- 小島宏 (1993)「家族政策の基本原則 (上)」『海外社会保障情報』109号, pp. 16-26.
- 小島宏 (1994)「家族政策の基本原則 (下)」『海外社会保障情報』110号, pp. 75-95.
- 増田雅暢 (2008)『これでいいのか少子化対策: 政策過程からみる今後の課題』ミネルヴァ書房.
- 宮本太郎・イトベング・埋橋孝文 (2003)「日本型福祉国家の位置と動態」エスピン-アンデルセン編『転換期の福祉国家』早稲田大学出版部, pp. 295-336.
- 宮武正明 (1987)「高校入学準備金制度をつくった福祉現場の力」『住民と自治』292号, pp. 73-75.
- Ochiai, Emiko (2009) "Care Diamonds and Welfare Regimes in East and South-East Asian Societies: Bridging Family and Welfare Sociology," *International Journal of Japanese Sociology*, Vol.18, pp. 60-78.
- 大沢真理 (1996)「社会政策のジェンダー・バイアス: 日韓比較の試み」原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理編『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社, pp. 25-96.
- Raymond K.H., Soma N, and Yamashita, J., (2011) "Care Regimes and Responses: East Asian Experiences Compared," *Journal of Comparative Social Welfare*, Vol.27, No.2, pp. 175-186.
- 下夷美幸 (1994)「家族政策の歴史的展開」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会, pp. 251-272.
- 下夷美幸 (2007)「家族の社会的意義とその評価: 育児・介護の担い手として」本沢巳代子・ベルント・バロン・フォン・マイデル編『家族のための総合政策』信山社, pp. 217-237.
- 相馬直子 (2004)「こどもとく福祉／教育>国家: 韓国における<保育／幼児教育>領域の歴史的変容」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進事業『韓国・台湾・シンガポール等における少子化と少子化対策に関する比較研究』平成15年度総括研究報告書, pp. 89-118.
- 相馬直子 (2008)「韓国 出発点の不平等と少子化のはざま: 子育ての社会化のジレンマ」泉千勢・一見真理子・汐見稔幸編『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店, pp. 186-213.
- 相馬直子 (2010)「圧縮的な家族変化への適応戦略: 日韓比較から」金成垣編『現代の比較福祉国家論: 日韓から東アジアへの新しい視座』ミネルヴァ書房, pp. 313-337.
- 相馬直子 (2011)「家族政策の日韓比較」後藤澄江他編『家族／コミュニティの変貌と福祉 社会の開発』中央法規, pp. 73-93.
- 相馬直子・朴志允 (2009)「韓国のシングルマザー政策」杉本貴代栄・森田明美編『シングルマザーの暮らしと福祉政策: 日本・アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査』ミネルヴァ書房, pp. 70-117.
- 相馬直子・韓松花 (2009)「韓国: 放課後対策における教育福祉の試み」池本美香編『子どもの放課後を考える: 諸外国との比較でみる学童保育問題』勁草書房, pp. 141-158.

## Compressed Family Changes and Family Policy Restructuring: From a Comparative Analysis of Japan and South Korea

Naoko SOMA

The purpose of this paper is to clarify the characteristics of policy approaches and the logic of family policy in Japan and South Korea through a comparative analysis.

Korean society has been facing compressed family changes and an economic crisis earlier than Japan. The Korean welfare state has introduced an "explicit family policy," with strong recognition of childcare needs from a class-based perspective. Furthermore, the Korean welfare state has developed an approach that targets children of low-income families. On the other hand, the Japanese welfare state has implemented an "implicit and particularistic childcare policy," with a strong emphasis on easing mothers' childcare burdens or stress, especially for middle class mothers.

The factors which have led to the characteristics of Japan and South Korea can be explained by (1) the actors who have influenced processes of policy making, (2) the situation of the reform of family law, and (3) socio-economic situations. Furthermore, underlying these three factors, there is also a difference in the way in which childcare problems are recognized and resolved in the field of family and childcare matters. In South Korea, the way in which childcare problems are recognized and resolved tends to focus on the "family." On the other hand, in Japan, it tends to focus on "mothers" due to the particularistic policy approach. The future direction of welfare regime restructuring may well be influenced by the approach toward the welfare inclusion of women and children.

---

 書 評 ・ 紹 介
 

---

フランツ・グザファー・カウフマン著 原俊彦・魚住明代訳

『縮減する社会—人口減少とその帰結—』

原書房, 2011年6月, 285p.

本書は Franz-Xaver Kaufmann (2005) *Schrumpfende Gesellschaft: Vom Bevölkerungsrückgang und seinen Folgen* の全訳である。それに、著者であるカウフマン教授による「日本の読者へ」と訳者による「解説」が加えられている。内容は幅広く、扱う情報量が多い。しっかりと向き合わないとすぐに挫折してしまいそうである。著者のカウフマン教授は1932年スイスのチューリヒ生まれ、1969年より定年までドイツのビーレフェルト大学の社会学部の教授であった(1997年以降は名誉教授)。学部の web サイトによると、専門は社会政策理論、福祉国家論、社会政策史、家族政策、宗教社会学、主な単著が14冊もある。人口についても早くから関心を持ち、1957年から1958年にフランスの国立人口研究所に留学し、当時所長であったアルフレッド・ソーヴィの指導を受けている。1980年にビーレフェルト大学に人口・社会政策研究所を自ら設立し、1992年まで所長を続けた。ただし、上記14冊の著書のうち、人口に直接関わるものは本書のみであり、他は社会政策、福祉国家、宗教、家族に関する本である。

本書は以下の8つの章から成っている。「1章：成長は縮減より容易である」、「2章：人口学的展望」、「3章：人口減少は経済発展を脅かすか?」、「4章：人口減少の社会的影響」、「5章：後継世代の不足、その歴史的条件と動機」、「6章：政策的展望」、「7章：世代間関係と社会国家」、「8章：結びにかえて：2冊のベストセラーについての覚え書き」。1章と8章を除くと、前半の2～4章、後半の5～7章の2つに分けられる。

前半について、2章ではドイツの将来人口推計について、仮定値とともに、人口総数、年齢別人口、従属人口率等が紹介され、人口減少が避けようのないことだと述べられている。3章は人口減少がもたらす経済的側面を論じ、人口減少下では1人当たり所得の増加はむしろ難しいこと、生産性の向上のために「人的資産」という概念が重要なこと、移民の流入は社会的統合コストを考慮すると、それほど大きな経済的効果が見込めないことなどが指摘された。4章は人口減少がもたらす社会的側面を検討している。人的潜在能力が議論され、人口減少による社会的対立の激化が懸念されている。

後半の5章では1965年以降の「第二の出生減退」について数字を挙げて説明するとともに、ドイツの現行制度は子どもを持たない人に有利であり、出生減退は必然的であることを強調している。6章はドイツにおける人口「政策」の困難さについて、歴史的側面、制度的側面から論じている。7章では、三世間契約(世代間の再分配システム)の義務を1950年以降の出生者が果たしていない(そもそも個人がその義務を果たすシステムになっていない)こと、とくに生涯無子の著しい増加により、世代間の総扶養負荷のバランスが悪化に向かっていることを指摘し、現行の賦課システムから拠出金システムへの移行による解決策を提案している。

最後の訳者による「解説」は本書で挙げられたドイツの将来人口の数字に対応する日本の数字が丁寧な説明と共に述べられており、この「解説」は本書の理解に大きな助けとなる。

本書はカウフマン教授が人口と社会政策についてこれまでに書いてきた論文の集大成にあたるものであろう。内容が多岐に渡り過ぎるような印象も少なからず受ける。翻訳は大変な仕事であったと思われる。翻訳者のお二人の先生に深く敬意を表したい。ドイツ(と日本)の人口減少の帰結を考える際には大変参考になる本である。他分野の研究者と議論したい人口学研究者、人口に関心のある経済学、社会学、社会政策の研究者にとって、本書は、手強いが向き合う価値のある本である。一読をお薦めしたい。

(中川聡史)

## 研究活動報告

### 特別講演会

#### 大崎敬子「2010 世界人口住宅センサス計画：経験と課題」

国連統計部人口社会統計担当副部長の大崎敬子博士が一時帰国され、8月1日(水)、当研究所において、標記の講演を行った。大崎博士は、1988年から国連の経済社会局にて世界の人口に関わる多くの事業・研究を担当しておられ、国連と日本の人口分野での架け橋としてもこれまで尽力されている。

今回の講演では、国連が推進している現在進行中の2010年世界人口住宅センサス計画(2005-2014)において、すでに235カ国・地域のうち183カ国でセンサスが実施されており過去最多となったこと、インターネットの利用や住民登録と連動したレジスター方式のセンサスといった新しい技術・方策が進んでいること、センサスコストの上昇、プライバシー意識の高まりにどう対処するかという世界的な課題について、包括的かつ最新の情報を交えて話していただいた。

特別講演会始まって以来の多くの参加者があったが、質疑も活発に行われ、日本の国勢調査の今後に関する質問・コメントの他、ミャンマー、シンガポールといった、世界各国のセンサス動向に関する質問なども多く、日本においても国際的な人口統計に対する関心が高まっていることが伺いしれた。また参加された UNFPA 東京事務所所長の佐崎淳子氏が、日本のアフガニスタン支援における人口部門の役割についても補足され、日本発の世界規模人口問題に対する取り組みの重要性も共有された。

(林 玲子記)

### 平成24年度社会保障・人口問題基本調査 「生活と支え合いに関する調査」の実施

#### 1. 調査の目的

社会保障・人口問題基本調査は、わが国の社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供することを目的としている。

調査は、「社会保障実態調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、「出生動向基本調査」及び「人口移動調査」の5つの調査で構成され、5年のローテーションで実施されている。

このうち、「社会保障実態調査」は「生活と支え合いに関する調査」に名称を変更し、人々の生活、家族関係と社会経済状態の実態、社会保障給付などの公的な給付と、社会ネットワークなどの私的な支援が果たしている機能を精査し、「全世代対応型」社会保障制度の在り方を検討するための基礎的資料を得ることを目的として実施する。

#### 2. 調査の対象および客体

全国(ただし、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く)の世帯主とその世帯に同居する20歳以上の世帯員を調査の対象とし、厚生労働省の実施する平成24年「国民生活基礎調査」で設定された調査地区から無作為抽出した300調査地区内の世帯(約15,000世帯)における世帯主および同居

する20歳以上のすべての世帯員を調査の客体とする。

### 3. 調査の実施日

平成24（2012）年7月1日

### 4. 調査の事項

調査の事項は、1) 世帯の属性（世帯員数、同居者との関係）、2) 世帯主および世帯員の社会保障制度とのかかわり、3) 世帯主および世帯員の家族・コミュニティ等の相互扶助に関する意識と実態の事項、4) 世帯主および世帯員の職歴等の事項、5) 世帯主および世帯員の生活状況に関する事項、等である。

### 5. 調査の方法

調査は、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省、都道府県、保健所を設置する市・特別区および保健所の協力を得て実施する。調査票の配布・回収は調査員が行い、調査票への記入は世帯員および世帯員の自計方式による。 (阿部 彩記)

## 東アジア人口高齢化専門家会議

「東アジア人口高齢化専門家会議」は、エイジング総合研究センターが主体となり1994年から開催されており今回が18回目になる。急速な少子化が進む東アジア諸国・地域の専門家が一堂に会し、少子高齢化を中心とした人口問題に関する最新情報の交換を通じて東アジアにおける高齢社会の在り方を継続的に議論している。近年では、この会議での議論と人的交流が実践的な取り組みへと実を結びつつある。

今年の同会議は、福岡市と小川全夫・九州大学名誉教授・アジア・エイジング・ビジネスセンター理事、ならびに関係者のご尽力のもと、4月6日の研究会とその後の福岡市内での高齢者福祉施設等の視察、福岡市長を交えた交流会など、短期間ながら多彩な活動が行われた。

今回の研究会では少子化対策がテーマの一つとして取り上げられた。増田雅暢・岡山県立大学教授により日本の少子化対策について包括的な報告があり、鮮于恵・韓国保健社会研究院高齢化調査部長、孫得雄・台湾大学教授、湯玲玲・シンガポール大学日本社会・エイジング研究所准教授からは、それぞれの国・地域における少子化関連施策に関する報告があった。また、参加国・地域における高齢者の生活実態、さまざまな支援の状況、新たな取り組み等に関して報告がなされた。そのなかで、左学金・上海社会科学院常務副院長からは、中国における人口高齢化への対応の一つとしてコンパクトシティ構想が有効であるという報告があった。原野哲也・江戸川区福祉部長と渡辺良光氏（江戸川区福祉部いきがい係）からは江戸川区において現在実施されているさまざまな取り組みについての紹介があった。堀田力・さわやか福祉財団理事長、吉田成良・高齢社会 NGO 連携協議会常務理事／エイジング総合研究センター専務理事、嵯峨座晴夫・早稲田大学名誉教授、ならびに小川全夫教授からは、日本ならびに東アジア諸国・地域が超高齢化社会において、どのような社会システムづくりが可能なのかについて、事例を交えた報告と具体的な提言がなされた。

本会議の成果等の一部は、市民公開シンポジウム「生涯暮らすまちづくり」（2012年4月7日、於：福岡市庁舎ホール）でも広く一般に公開されている。 (佐々井 司記)

## 日本人口学会第64回大会

日本人口学会第64回大会は、2012年6月1日（金）～3日（日）に東京大学駒場キャンパスで開催された。ただし6月1日（金）は大会前日の特別セッションとして「第2回地方行政のためのGISチュートリアルセミナー」が開催されたもので、正式な大会日程は2日（土）～3日（日）の二日間である。前日のチュートリアルセミナーには、次のように当研究所から二名が講師として登壇した。

### ●特別セッション 第2回 地方行政のためのGISチュートリアルセミナー

組織者・座長：井上 孝（青山学院大学）

1. 地方自治体へのGIS普及のためのフリーGISソフト活用法 … 川瀬 正樹（広島修道大学）
2. GISによる人口分析—小地域人口統計を用いて— …………… 井上 孝（青山学院大学）
3. 過去データのデジタル化と人口の時空間分析 …………… 小池 司朗（国立社会保障・人口問題研究所）
4. 標本調査を用いた行政地図の作成—子育てに関する行動計画調査を例に—  
…………… 鎌田 健司（国立社会保障・人口問題研究所）
5. 公園緑地行政とGIS …………… 細江まゆみ（柏市みどりの基金）

正式日程である二日間に行われた学会報告は、次の通りである。なお6月2日の会員総会では、2013年IUSSP釜山大会について韓国人口学会長から挨拶があり、また学会賞各賞の授賞式並びに受賞講演も行われた。

第1日 6月2日（土）

### ●企画セッション1 世代とジェンダーからみたライフコースと家族関係：

JGGSパネル・データによる分析

組織者・座長：津谷 典子（慶應義塾大学）

討論者：水落 正明（三重大学）

永瀬 伸子（お茶の水女子大学）

1. 第1子出生後の就業継続のコホート比較 …………… 菅 桂太（国立社会保障・人口問題研究所）
2. ライフステージと世帯内役割分担 …………… 吉田 千鶴（関東学院大学）
3. 居住形態別にみた世代間支援パターン …………… 中川 雅貴（日本福祉大学）
4. 高齢期の親子関係と家族機能の遂行—ジェンダーに着目して—  
…………… 岩間 暁子（立教大学）

### ●テーマセッション1 人類生態学と人口学

組織者：小西 祥子（東京大学）

座長：梅崎 昌裕（東京大学）

討論者：金子 隆一（国立社会保障・人口問題研究所）

1. 人類生態学における小集団人口学の方法論 …………… 中澤 港（神戸大学）
2. ヨルダンにおける小集団人口学の事例：系図復元による人口増加率の分析  
…………… 末吉 秀二（吉備国際大学）  
大塚柳太郎（自然環境研究センター）
3. トンガ王国からの海外移住と出生率 …………… 小西 祥子（東京大学）



4. 日本における外国人女性の出生力—国勢調査個票データを用いた同居児法による分析—  
 …………… 是川 夕 (内 閣 府)
5. ボサビにおける低年齢時の死亡率性差に関する定量的分析 …… 小谷 真吾 (千 葉 大 学)

●自由論題報告 第1A 部会：アジアにおける比較研究 (Comparative Studies in Asia)

座長：西川由比子 (城 西 大 学)

1. 東アジアにおける宗教とパートナーシップ形成 …………… 小島 宏 (早 稲 田 大 学)
2. 日台韓の少子化と子育て支援環境 …………… 可部繁三郎 (日本経済研究センター)
3. 有配偶女性の出生意欲に関する日韓比較分析—子どもの養育費と性別選好を中心に—  
 …………… 曹 成虎 (慶應義塾大学)

●自由論題報告 第1B 部会：アジアの出生と性比 (Fertility and Sex Ratio in Asia)

座長：早瀬 保子 (元JETROアジア経済研所)

4. 韓国における出生率の地域格差とその地理的要因 (予察) …… 阿部 隆 (日本女子大学)  
 Jeong, Sock-Ho (韓国公州大学校)  
 Han, Seung-Seok (韓国公州大学校)
5. 中国と韓国の出生性比問題 …………… 尹 豪 (福岡女子大学)
6. インドにおける性比不均衡 …………… 西川由比子 (城 西 大 学)

●テーマセッション2 2000年代の結婚・出生

組織者：岩澤 美帆 (国立社会保障・人口問題研究所)

座 長：永瀬 伸子 (お茶の水女子大学)

討論者：高橋 重郷 (明 治 大 学)

1. 人口統計から見る2000年代の結婚・出生 …………… 岩澤 美帆 (国立社会保障・人口問題研究所)
2. 日本の近年の出生率変動—結婚出生率と結婚率からみる …… 廣嶋 清志 (島 根 大 学)
3. 時系列での連続性のある都道府県別 TFR (2000~2010) の推計  
 …………… 石井 憲雄 (東 北 大 学)
4. わが国の出生意欲と出生行動のパネルデータ分析 …………… 津谷 典子 (慶應義塾大学)
5. 2000年以後の韓国・台湾における結婚・出生 …………… 鈴木 透 (国立社会保障・人口問題研究所)

●自由論題報告 第2A 部会：人口学の方法 (Demographic Methods)

座長：和田 光平 (中 央 大 学)

1. 住宅ストックによる将来人口推計の試み～新宿区を例に～  
 …………… 丸山 洋平 (新宿区新宿自治創造研究所)
2. 簡易人口経済計量モデルについて …………… 大塚 友美 (日 本 大 学)
3. 小さなコウホートが初婚過程に入る効果 …………… 池周 一郎 (帝 京 大 学)

●自由論題報告 第2B 部会：死亡と疾病 (Mortality and Morbidity)

座長：中澤 港 (神 戸 大 学)

4. 死亡率曲線の自由な方向への変化を表現する数理モデルとわが国の将来生命表への応  
 …………… 石井 太 (国立社会保障・人口問題研究所)

5. 人口統計から見る疾病制御の現状と社会構造の未来像 … 池田 一夫 (東京都健康安全研究センター)  
倉科 周介 (老人保健施設ケアセンター阿見)
6. 日本人高齢者における前向きな精神状態と死亡率の関係について  
…………… 皆川 友香 (テキサス大学)  
齋藤 安彦 (日本大学)

●自由論題報告 第3A 部会：東アジアの高齢化Ⅰ (Ageing in East Asia Ⅰ)

座長：嵯峨座晴夫 (早稲田大学)

1. 中国における人口高齢化 …………… 聶 海松 (東京農工大学)
2. Dynamic Changes of Family Network Types among the Taiwanese Elderly Widows  
…………… 陳 靜宜 (台湾・和美国中)  
林 如萍 (国立台湾師範大学)
3. 国民移転勘定における2つの support ratios について …………… 小川 直宏 (日本大学)  
松倉 力也 (日本大学)

●自由論題報告 第3B 部会：東アジアの高齢化Ⅱ (Ageing in East Asia Ⅱ)

座長：小島 宏 (早稲田大学)

4. 高齢者の幸福度の決定要因—親密関係の視角・アメイ市の例—  
…………… 叶 妍 (早稲田大学)
5. 韓国の高齢化—高齢者生活の現状及び家族・地域コミュニティの変貌—  
…………… 金 恩實 (拓殖大学)
6. Expectation of Old—Age Support among the Elderly in Korea  
…………… 金 廷錫 (韓国・東国大学)  
趙 允珠 (韓国・東国大学)

●自由論題報告 第4A 部会：人口問題と政策 (Population Problems and Policy)

座長：阿藤 誠 (早稲田大学)

1. ポスト人口転換期の日本：その定義・指標・含意 …………… 佐藤龍三郎 (元国立社会保障・人口問題研究所)  
金子 隆一 (国立社会保障・人口問題研究所)
2. 母親業という価値観と少子化対策の互惠関係の可能性 …………… 森木 美恵 (国際基督教大学)

●自由論題報告 第4B 部会：人口学における社会心理的側面  
(Socio—psychological Aspects in Demography)

座長：原 俊彦 (札幌市立大学)

4. 幸福度研究における人口学の役割 …………… 影山 純二 (明海大学)
5. 人口で探る日本の社会心理 …………… 坂井 博通 (埼玉県立大学)
6. 個人の子ども期の要因が家族関係と親子間の助け合いに及ぼす影響  
…………… 金子 能宏 (国立社会保障・人口問題研究所)

第2日 6月3日(日)

●企画セッション2 寿命・健康研究の複合的展開

組織者：石井 太 (国立社会保障・人口問題研究所)

座長：河野 稠果 (麗澤大学)

1. バイオデモグラフィを基盤としたヒト Force of mortality の  
生物学的解釈 (をめぐって) ..... 須田 斎 (東海大学)
2. 日本における健康余命の実態と中高齢者の就労に対する影響に関する分析  
..... 泉田 信行 (国立社会保障・人口問題研究所)  
野口 晴子 (早稲田大学)  
菊池 潤 (国立社会保障・人口問題研究所)  
田宮菜奈子 (筑波大学)
3. 年金アクチュアリーと死亡率・長寿リスクについて ..... 中込 信之 (三菱UFJ信託銀行)  
肥高 昌憲 (東京海上アセットマネジメント投信)
4. 超高齢社会における高齢者の健康問題 ..... 鈴木 隆雄 (国立長寿医療研究センター)
5. 健康状態別余命研究の動向 ..... 齋藤 安彦 (日本大学)

●自由論題報告 第5A 部会：人口移動 I (Migration I)

座長：井上 孝 (青山学院大学)

1. Environmental Disasters and Health Status of Environmental Migrants:  
The Case of Taiwan ..... 林 季平 (台湾・中央研究院)
2. 平成23年住民基本台帳人口移動報告結果における東日本大震災の影響について  
..... 梶谷 則子 (総務省統計局)  
瀬之口知恵子 (総務省統計局)
3. 日本の人口変動と国際人口移動—リーマンショックと東日本大震災の影響—  
..... 松村 迪雄 (元総務省統計研修所)

●自由論題報告 第5B 部会：人口移動 II (Migration II)

座長：中川 聡史 (神戸大学)

4. Acceptance Attitudes toward Foreign Workers and Marriage Migrants  
in East Asian Countries ..... 蔡 明璋 (台湾・国立台北大学)
5. 近年における外国人人口の動向とその変動要因 ..... 佐々井 司 (国立社会保障・人口問題研究所)
6. 引退後の国際人口移動(2)—タイ・チェンマイを事例として—  
..... 前川 昌子 (大阪工業大学)

●自由論題報告 第6A 部会：結婚と家族 (Marriage and Family)

座長：吉田 千鶴 (関東学院大学)

1. 日本における離婚と教育水準との関係 ..... ジェームズ・レイモ (ウイスコンシン大学)  
福田 節也 (厚生労働省)  
岩澤 美帆 (国立社会保障・人口問題研究所)
2. シングル・マザーの最近の動向 ..... 西 文彦 (総務省統計研修所)
3. 結婚とメンタルヘルスのジェンダー差 ..... 玉置 えみ (ワシントン大学)

●自由論題報告 第6B部会：家族形成 (Family Formation)

座長：安藏 伸治 (明治大学)

4. 非正規雇用の拡大と家族形成：日本とフランスの比較考察 …… 藤野 敦子 (京都産業大学)
5. 希望子ども数が出生行動に与える影響 …… 松浦 司 (中央大学)
6. 日本における出産先送り行動の要因分析 …… 守泉 理恵 (国立社会保障・人口問題研究所)

●自由論題報告 第7A部会：歴史人口学 I (Historical Demography I)

座長：岡田あおい (慶應義塾大学)

1. 近世日本村落の世帯数と百姓株一相模国大住郡横野村宗門改帳を素材にして—  
…………… 戸石 七生 (東京大学)
2. 幕末期京都における出生および死亡水準の推計 …… 浜野 潔 (関西大学)  
…………… 永田 梅里 (Francis Marion University)
3. 東北農村における家族の再生産と養子 …… 黒須 里美 (麗澤大学)

●自由論題報告 第7B部会：歴史人口学 II (Historical Demography II)

座長：黒須 里美 (麗澤大学)

4. 「東京府下死亡一週表」等の新資料にみる明治中期東京の週 (月)・年齢・地区別死亡  
…………… 逢見 憲一 (国立保健医療科学院)
5. 明治初期の神奈川県における種痘接種状況 …… 川口 洋 (帝塚山大学)

●企画セッション3 災害常襲地の歴史人口と人口変化

組織者：村山 聡 (香川大学)

座長：鬼頭 宏 (上智大学)

討論者：原 宗子 (流通経済大学)

…………… 渡辺 和之 (立命館大学)

1. 中国史上の巨大自然災害と人口喪失 …… 葛 剣雄 (復旦大学)
2. 近世日本の災害と住民の意識 …… 東 昇 (京都府立大学)  
…………… 村山 聡 (香川大学)
3. バングラデシュの洪水と人口変化 …… 溝口 常俊 (名古屋大学)

●テーマセッション3 国勢調査の利用と人口統計のあり方

組織者：加藤 久和 (明治大学)

座長：川崎 茂 (日本大学)

討論者：大林 千一 (帝京大学)

…………… 阿藤 誠 (早稲田大学)

1. 平成22年国勢調査の実施状況と今後に向けた課題 …… 伊原 一 (総務省統計研修所)  
…………… 水澤 知洋 (総務省統計局)
2. 企業の国勢調査・人口統計活用の視点 …… 伊藤 蘭香 (第一生命経済研究所)
3. 抽出速報集計等からみた2010年国勢調査結果の精度について …… 山田 茂 (国士舘大学)
4. 2010年国勢調査からみた日本の人口移動 …… 中川 聡史 (神戸大学)
5. ロシア極東の人口問題—2010年国勢調査の結果を踏まえて— …… 田畑 朋子 (北海道大学)

●自由論題報告 第8A 部会：経済と人口 (Demography and Economics)

座長：松浦 司 (中央大学)

1. 在日外国人と社会保障～生活保護を中心に～ …………… 浅川 晃広 (名古屋大学)
2. 就業形態による賃金格差とその格差要因の分解 …………… 金 秀炫 (お茶の水女子大学)
3. 経済危機後の妻の追加就業効果—母親の再就職を通じて— …… 小林 淑恵 (東洋英和女学院大学)

●自由論題報告 第8B 部会：女子労働 (Women's Labor)

座長：渡辺真知子 (明海大学)

4. 仕事・職場特性は、就業と出産の選択に影響を与えているか …… 山谷 真名 (お茶の水女子大学)
5. 女性の就業と出産・子育てに与える職場環境の影響 …………… 永瀬 伸子 (お茶の水女子大学)
6. 賃金と仕事満足の変化と離転職 …………… 田中 規子 (慶應義塾大学)

●自由論題報告 第9A 部会：人口移動Ⅲ (Migration Ⅲ)

座長：石川 義孝 (京都大学)

1. 配偶関係別純移動率の推計：札幌市1995年—2010年 …………… 原 俊彦 (札幌市立大学)
2. 人口移動と進学率 …………… 清水 昌人 (国立社会保障・人口問題研究所)
3. 人口移動の国際比較 …………… 岡本 政人 (総務省)

●自由論題報告 第9B 部会：地域人口 (Regional Populations in Japan)

座長：山内 昌和 (国立社会保障・人口問題研究所)

4. 生活満足度の規定要因に関する分析：地域你的生活環境の影響 …… 水落 正明 (三重大学)
5. 未婚率の地域パターンの変動 …………… 高橋 眞一 (新潟産業大学)
6. 未婚率と人口性比の動向—長崎県を中心にして— …………… 工藤 豪 (日本大学)  
(鈴木 透記)

## 比較家族史学会第54回大会

日本比較家族史学会の第54回研究大会が2012年6月16日(土)～17日(日)の2日間にわたって京都大学芝蘭会館稲盛ホール(京都府京都市)で開催された。今回の大会では、16日午前の一般報告と、16日午後から17日にかけてのシンポジウム「アジアの家族と親密性—アジア家族研究の共通基盤形成」が行われた。シンポジウムは、京都大学グローバルCOE「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」との共催によるものであった。同COEでは、アジア諸国・地域で影響力の大きかった研究成果を収集・精選、英訳したものを「アジアの家族と親密性」と題した7巻の英文リーディングスとして出版するための作業を進めており、シンポジウムではその成果を踏まえた報告および討論がなされた。報告タイトルは下記の通りである。

### 一般報告

- 「近世後期海村の結婚・離死別・再婚—肥前国野母村を事例として」 中島満大 (京都大学)
- 「幕末相模国大住郡横野村における養子縁組—近世近代日本の家・村・百姓株」  
戸石七生 (東京大学)

## シンポジウム「アジアの家族と親密性ーアジア家族研究の共通基盤形成」

- 「家族イデオロギーと国家」 タネート・ワンヤンナワー (タマサート大学)  
コメント 林研三 (札幌大学)
- 「家父長制と父系制」 殷棋洙 (ソウル国立大学)  
コメント 米村千代 (千葉大学)
- 「性愛」 パトリシア・ウベロイ (開発途上社会研究センター)  
コメント 八木透 (佛教大学)
- 「結婚と離婚」 ゲエン・フウ・ミン (ベトナム社会科学院)  
コメント 浜野潔 (関西大学)
- 「ケア・レジーム」 落合恵美子 (京都大学)  
コメント 田淵六郎 (上智大学)
- 「ジェンダー」 キャロライン・ソブリチア (フィリピン大学)  
コメント 三成美保 (奈良女子大学)
- 「フィリピン」 長坂格 (広島大学)
- 「中国」 候楊方 (復旦大学)  
コメント 藤井勝 (神戸大学)  
(山内昌和記)

## アメリカ人口学会2012年大会

アメリカ人口学会 (Population Association of America) の2012年大会が5月3日～5日の日程でカリフォルニア州サンフランシスコにて開催された。今次大会は2,100人以上が参加し、また、報告者数が多かったことから、最終日の夕方までセッションが追加されるほどの盛況であった。

ペーパーセッションは合計で216あり、分野ごとには、「出生・家族計画・性行動・リプロダクティブヘルス」(42)、「結婚・家族・世帯・連帯」(32)、「子ども・若者」(21)、「健康・死亡」(40)、「人種・エスニシティ・ジェンダー」(10)、「移民・都市化」(23)、「経済・労働力・教育・格差」(15)、「人口・開発・環境」(10)、「人口・高齢化」(8)、「データ・方法論」(8)、「応用人口学」(7)となっていた。日本ではあまり多くない健康・死亡のセッションも全体の約2割を占めており、健康・死亡研究の現状がわが国とは大きく異なっているのが印象的である。また、ポスターセッションは7セッション設けられていた。

当研究所からは、金子隆一副所長、岩澤美帆人口動向研究部室長、暮石渉社会保障基礎理論研究部室長、是川夕人口動向研究部研究員と筆者の5名が参加した。このうち、金子副所長がポスターセッションにて“Fertility Trends and Processes in Japan: Re-Examination of Marital Fertility”，岩澤室長がセッション“Fertility Research in a Comparative Perspectives”にて“Educational Differences in Fertility Intentions: A U.S.-Japan Comparison”，暮石室長がポスターセッションにて“Precautionary Savings and Single Women in Japan”，筆者がポスターセッションにて“Application of Tangent Vector Fields on the Log Mortality Surface to Mortality Projection for Japan”との報告を行った。

年次大会の開催期間中には、これらの通常のセッション以外にも特別なセッションがいくつか開催されるが、筆者らは国連人口部の2010年推計に関するセッションに参加した。ここでは、2010年推計で使われた確率推計に関連したプレゼンテーションや討議が行われ、大変興味深いものであった。

(石井 太記)

## 2012年欧州人口会議

2年に一度欧州地域で開催される欧州人口会議（European Population Conference 2012）が2012年6月13日～16日の日程で、スウェーデン、ストックホルム大学を会場とし開催された。今回の会議の特別テーマは、長年、社会民主主義的な家族政策やジェンダー対称的な社会システムの構築を進めてきたスウェーデンという開催地にちなみ「ジェンダー、政策、人口」であった。開会式では、Gøsta Esping-Andersen, Frances Goldscheider, Peter McDonald, Lena Sommestad の各氏が、歴史、ジェンダー、経済と政策、欧州の人口状況をテーマに基調講演を行った。本会議では111の口頭セッションと3つのポスターセッションが設置され、欧州を中心に人口研究の専門家が多数参加した。欧州に共通する問題関心に基づく報告が多く、子育て支援策の効果を大規模長期のパネルデータで測定したものや、データが不完全である移民の人口動態の推定、リーマンショックの再生産行動への影響といったテーマについて活発な意見交換がなされた。

当研究所からは、金子隆一副所長および筆者が参加し、Various fertility measures in the recovery phase of total fertility rates in Japan と題し、出産未経験者の構造を統制した合計特殊出生率の上昇幅の推定結果をポスターセッションで紹介した。（岩澤美帆記）

## 研究所機関誌のホームページ掲載について

1999年9月より、機関誌3誌（人口問題研究、季刊社会保障研究、海外社会保障研究）の創刊号から直近にいたるバックナンバーのホームページ公開をはじめ、現在では多くの方に利用されています。

近年、デジタルデータの著作権法の適用について、整備がすすみ、本研究所でも評議員会の助言を受けて、機関誌バックナンバーのホームページ掲載について、執筆者に御了解を得る手続きを2012年2月に郵送等で開始いたしました。

過去に御執筆いただいた方で研究所からホームページ掲載についてお願いの文書が現在もお手元に届いていない場合は、その執筆者の連絡先が不明となっていることが想定されます。

お願いの文書が届いていない場合でも、掲載された著作物について、引き続き研究所ホームページに公開することを御了解いただきたく、お願いを申し上げます。

もし、公開を不承諾の場合は、担当まで御連絡いただければ、ホームページから削除させていただきます。不承諾の御意向をいただく期限は原則2013年3月末までの期間とさせていただきます。期間内に不承諾の御連絡を頂けなかった場合は、御承諾いただいたものと考え、引き続きホームページで公開させていただきます。

御執筆いただいた研究成果を、一人でも多くの人々に紹介し、社会に還元するよう努めております。何卒、事情を御賢察の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

国立社会保障・人口問題研究所  
機関誌編集委員会

お問い合わせ&不承諾連絡先  
情報調査分析部 坂東里江子

メール [bando@ipss.go.jp](mailto:bando@ipss.go.jp) (@は半角)

電話 03-3595-2988

FAX 03-3591-4818

著作権確認実施範囲：

人口問題研究 創刊号～67巻第4号（2011年12月刊）

季刊社会保障研究 創刊号～第44巻第1号（2008年6月刊）

海外社会保障研究 創刊号（海外社会保障情報）～第163号（2008年6月刊）



## 『人口問題研究』編集委員

### 所外編集委員 (50音順・敬称略)

大林 千一 帝京大学経済学部  
大淵 寛 中央大学名誉教授  
小島 宏 早稲田大学社会科学総合学術院  
黒須 里美 麗澤大学外国語学部  
中川 聡史 神戸大学大学院経済学研究科  
中澤 港 神戸大学大学院保健学研究科

### 所内編集委員

西村 周三 所長  
金子 隆一 副所長  
藤原 朋子 企画部長  
林 玲子 国際関係部長  
勝又 幸子 情報調査分析部長  
鈴木 透 人口構造研究部長  
石井 太 人口動向研究部長

### 編集幹事

佐々井 司 企画部室長  
千年よしみ 国際関係部室長  
別府 志海 情報調査分析部室長  
釜野さおり 人口動向研究部室長  
貴志 匡博 人口構造研究部研究員

## 人 口 問 題 研 究

第68巻第3号  
(通巻第282号)

2012年9月25日発行

編 集 者 国立社会保障・人口問題研究所  
発 行 者 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 〒100-0011  
日比谷国際ビル6階  
電話番号：東京(03)3595-2984  
F A X：東京(03)3591-4816

印 刷 者 大和綜合印刷株式会社  
東京都千代田区飯田橋1丁目12番11号  
電話番号：東京(03)3263-5156

本誌に掲載されている個人名による論文等の内容は、すべて執筆者の個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

## 目次 第68巻第3号 (2012年9月刊)

### 特集 第16回厚生政策セミナー「東アジアの少子化のゆくえ —要因と政策対応の共通性と異質性を探る」

東アジアの超少子化が問いかけるもの—第16回厚生政策

セミナーに寄せて—……………佐藤龍三郎・ 1～ 13

日本・東アジア・ヨーロッパの少子化—その動向・要因・

政策対応をめぐる—……………鈴木 透・ 14～ 31

韓国における少子化とその政策対応……………松江暁子・ 32～ 49

台湾の少子化と政策対応……………伊藤正一・ 50～ 65

第1子出産をはさんだ就業継続, 出産タイミングと夫婦の

家事分担—北京・ソウルと日本の比較—……………永瀬伸子・ 66～ 84

圧縮的な家族変化と子どもの平等: 日韓比較を中心に考える

……………相馬直子・ 85～104

### 書評・紹介

フランツ・グザファー・カウフマン著 原俊彦・魚住明代訳

『縮減する社会—人口減少とその帰結—』(中川聡史) ……・105

研究活動報告 ……………・106～115

研究所機関誌のホームページ掲載について ……………・116